

参考6 標準仕様書案に対するご意見一覧 -業務フロー-

業務	区分				業務フローに対するご意見まとめ							
	No	レベル1	事務		①ご意見	意見数			②取扱方針			
			No	レベル2		自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
国民年金	1	資格異動	1	資格取得	<ul style="list-style-type: none"> 以下は存在しない <ul style="list-style-type: none"> 職権適用対象者一覧表 記載適否を要確認 <ul style="list-style-type: none"> 国民年金被保険者関係届出書（申出書） 		1	0	1	質問	質問回答	(回答) ・自治体様からの指摘により追加した帳票となります
			2	種別変更	<ul style="list-style-type: none"> 記載適否を要確認 <ul style="list-style-type: none"> 国民年金被保険者関係届出書（申出書） 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	補足説明を追記
			3	資格喪失（死亡）	<ul style="list-style-type: none"> ステップ「死亡・喪失登録」における注釈に対する指摘（情報登録パターンに対する記載の修正） 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
			4	資格喪失（海外転出）			0	0	0			
			5	資格喪失（60歳到達）	<ul style="list-style-type: none"> ステップ「死亡・喪失登録」における注釈に対する指摘（情報登録パターンに対する記載の修正） 	<ul style="list-style-type: none"> ステップ「60歳到達者情報把握」における注釈に対する指摘（把握方法に関する記載） 	1	1	2	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
			6	資格喪失（その他）	<ul style="list-style-type: none"> 帳票名を要修正 <ul style="list-style-type: none"> 第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
			7	国内転入			0	0	0			
			8	国内転出	<ul style="list-style-type: none"> ステップ「死亡・喪失登録」における注釈に対する指摘（情報登録パターンに対する記載の修正） 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
			9	氏名・性別・生年月日変更		<ul style="list-style-type: none"> 住民記録システムへの連携は何を連携するのでしょうか？右の住民記録システムとの連携の違いは何でしょうか？ 機能・帳票要件一覧では氏名・生年月日・性別変更の要件は削除となっておりました。フロー自体の削除または、フローの年金システムへの登録する箇所の修正が必要と思われます。 	0	1	1	質問	質問回答	(回答) ・なんらかの事象により、国民年金システムと年金機構の情報が整合していない（国民年金システムの情報修正が必要）場合の対応フローにつき、本フローは残させていただきます。
			10	追加・訂正	<ul style="list-style-type: none"> 記載適否を要確認 <ul style="list-style-type: none"> 国民年金被保険者関係届出書（申出書） 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	補足説明を追記
			11	不在	<ul style="list-style-type: none"> フロー上の分岐後の矢印の先に対する指摘 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
	12	不在	<ul style="list-style-type: none"> 以下は存在しない <ul style="list-style-type: none"> 転出先確認リスト 転入事実調査票 		1	0	1	質問	質問回答	(回答) ・自治体様からの指摘により追加した帳票となります		
	2	免除	1	免除・納付猶予申請書受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> ステップ「内容確認」におけるシステム間のデータの流れに対する指摘（矢印の向き）・記載適否を要確認 	<ul style="list-style-type: none"> 他システムとの連携の記載が、他のフローと異なります。この記載は、どのような連携を意味しているのでしょうか？ 	2	1	3	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
			2	学生納付特例申請書受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> 記載適否を要確認 <ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料学生納付特例申請書 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	補足説明を追記
			3	免除理由該当等届及び納付申出受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> ステップ「内容確認」におけるシステム間のデータの流れに対する指摘（矢印の向き）・記載適否を要確認 		2	0	2	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
			4	産前・産後免除申請書受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> ステップ「登録及び受付簿登録」における注釈に対する指摘（記載削除） 記載適否を要確認 <ul style="list-style-type: none"> 国民年金被保険者関係届出書（申出書） 	<ul style="list-style-type: none"> 行政欄への記載がありますが、住民記録システムへの出力がございません 	2	1	3	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
	3	付加	1	付加加入	<ul style="list-style-type: none"> フロー上の分岐後の矢印の先に対する指摘・帳票名を要修正 <ul style="list-style-type: none"> 付加保険料納付該当の処理結果一覧表 		2	0	2	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
			2	付加辞退	<ul style="list-style-type: none"> フロー上の分岐後の矢印の先に対する指摘・帳票名を要修正 <ul style="list-style-type: none"> 付加保険料納付該当の処理結果一覧表 		2	0	2	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
	4	給付	1	年金請求書等受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> ステップ「年金機構からの情報登録」における年金機構からの受領する記載に関する指摘（記載削除） 	<ul style="list-style-type: none"> 他システムとの連携の記載が、他のフローと異なります。この記載は、どのような連携を意味しているのでしょうか？ 	1	1	2	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
			2	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> ステップ「年金機構からの情報登録」における年金機構からの受領する記載に関する指摘（記載削除） 	<ul style="list-style-type: none"> 他システムとの連携の記載が、他のフローと異なります。この記載は、どのような連携を意味しているのでしょうか？ 	1	1	2	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
	5	年金機構報告・年金機構からの情報登録	1	年金機構への報告・送付		<ul style="list-style-type: none"> 他システムとの連携の記載が、他のフローと異なります。この記載は、どのような連携を意味しているのでしょうか？電子媒体届出書総括票は、以下の報告書のものしか含まれません。 <ul style="list-style-type: none"> 国民年金被保険者関係届出書（報告書） 国民年金被保険者資格関係記録訂正追加消報告書 	0	1	1	質問	質問回答	(回答) 機能・帳票要件において配慮いたします
			2	年金機構からの情報確認・登録	<ul style="list-style-type: none"> 以下は存在しない <ul style="list-style-type: none"> 職権適用対象者一覧表 帳票名を要修正 <ul style="list-style-type: none"> 第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	(回答) ・自治体様からの指摘により追加した帳票となります
	6	情報提供・その他	1	所得情報提供（免除勸奨）	<ul style="list-style-type: none"> 以下は存在しない <ul style="list-style-type: none"> 所得情報提供依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 勸奨文を市区町村から発送することは、これまでのパッケージ導入で要件として聞いていたことがありません。市区町村が行うべき事務なのでしょうか？ 	1	1	2	質問	質問回答	(回答) ・一部の自治体では実施しているケースがあることを確認しており、業務としては記載しておりますが、今回の必須機能の対象とはしていません。
			2	所得情報提供（継続免除）	<ul style="list-style-type: none"> 帳票名を要修正 <ul style="list-style-type: none"> 継続免除等審査処理票 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
			3	所得情報提供（年金生活者支援給付金）		<ul style="list-style-type: none"> 原則は、受領時と同様に介護保険担当課に依頼して送付する流れではないでしょうか 	0	1	1	質問	質問回答	(回答) ・自治体側からのご意見を踏まえた記載としております。
			4	所得情報提供（年金受給者）			0	0	0			
			5	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）			0	0	0			
			6	住基情報提供（情報連携で機構が取得不可の情報）	<ul style="list-style-type: none"> 以下は具体的には何か <ul style="list-style-type: none"> 各種一覧 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	名称を修正
			7	所得証明（年金生活者支援給付金）	<ul style="list-style-type: none"> ステップ「内容確認」におけるシステム間のデータの流れに対する指摘（矢印の向き） 		1	0	1	指摘	業務フローを修正	指摘の通り修正
			8	通知書再交付申請書受理			0	0	0			
	7	統計・報告	1	統計事務			0	0	0			

参考6 標準仕様書素案に対するご意見一覧 - 機能・帳票要件一覧 -

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案 v1			ご意見					意見数			取扱方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
1	共通	検索	1	以下の項目で検索できること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名カナ、氏名漢字、旧氏名、生年月日（西暦・和暦いずれの検索も可）、性別、住民種別（住民記録登録内・外、外国人）、住民記録（現存・削除）、宛名番号、世帯番号、住所、地番 ※なお、以下の項目はオプションとする 電話番号、方書、行政区、受給年金番号、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、旧自治体（転入前の直近に限る）	必須		⑤国民健康保険システムであれば、制度が世帯単位なので検索項目としては「世帯番号」は必須となるが、国民年金システムでは、基本が個人であるので、個人の「宛名番号」から、「世帯員画面」へ展開するという流れが基本となる。 現行のパッケージが、国保と年金用 P G であれば、「世帯番号」は検索項目なのかもしれないが、「年金システム」の仕様における「必須」検索項目としては、基本的に「個人」を検索するためのものとして考えたい。 したがって、検索項目としての「世帯番号」は、「必須」ではなく、「オプション」分類でよいと思われる。 ⑥【意見】 「検索項目に『個人番号』は不要」であると思われる。 ※市町村における国民年金事務で個人番号による情報連携は行わないため、個人番号での検索は不要 【理由】 厚生労働省年金局（平成30年5月23日版）『年金分野におけるマイナンバーの取扱いに関するQ & A』1. 市区町村国民年金担当の職員の方向け⑥参照	①必須とオプションについては項番を分けていただきたい。 ②地番単独での対象者検索は使用頻度が少ないと想定しております。必須要件とするなら「住所、地番もしくは住所（地番を含む）」として頂きたいです。 ③また、「旧氏名」は旧姓・旧氏でしょうか。 項番25では「旧氏」となっているため表記の統一をお願いしたいです。 ④住民種別（住民記録登録内・外、外国人）、住民記録（現存・削除）は検索結果一覧で確認できれば十分で、検索条件としては不要またはオプションで良いと考えます。	2	4	6		指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.2へ）	
2	共通	検索	-	（前項要件を分割）	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.1のうち、オプションの管理項目を別出し	
3	共通	検索	2	氏名カナでの検索の際、清音化検索、およびあいまい検索ができること	必須						0	2	2	指摘	機能要件を修正	・文言修正
4	共通	検索	3	-	-						0	0	0			
5	共通	検索	4	複合検索ができること ※氏名かつ生年月日など	必須						0	1	1	指摘	機能要件を修正	
6	共通	検索	5	検索画面毎に、過去に検索した条件を保持することはもとより、利用した検索ができること。また、検索条件はログインした職員ごとに保持できること	必須						0	1	1	指摘	機能要件を修正	・検索結果の保持も追加
7	共通	照会・編集	6	被保険者のその他記録を検索、照会、編集できること 【管理項目】 特記事項、職権適用区分、第3号特例日、旧年金番号、電話番号1、電話番号2等	オプション	・「等」の扱いについては先行する介護保険を踏襲し、利用方針を定義したうえで、運用する方針とする					1	2	3	指摘	機能要件を修正	・補記を追加
8	共通	照会・編集	7	被保険者の住民記録システム上の現世帯構成員が照会可能であり、世帯構成員一覧と世帯構成員個人画面間を相互に遷移できること	必須						0	0	0			
9	共通	照会・編集	8	被保険者、およびその配偶者の他公年記録を照会できること	オプション						1	2	3	指摘	機能要件を修正	・補記を追加
10	共通	照会・編集	9	被保険者の世帯内の国保加入状況を確認できること ※住民記録システムの「行政欄情報」にある国保情報を取り込むこと	オプション						1	1	2	指摘	機能要件を修正	・補記を追加

No.	ツリー構成						ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
11	共通	照会・編集	10	納付記録の月数を簡単に把握できること	オプション				①納付記録の情報は、日本年金機構で管理を行っており市区町村で管理する情報ではないと考えます。機能として不要ではないでしょうか。必要に応じて日本年金機構に確認する運用が一般的ではないでしょうか。 ②弊社パッケージで機能はありますが、利用されていません。過去に市区町村で保険料徴収を行っていた際には、必要な機能であったと思われますが、保険料徴収が日本年金機構で行われる現状では不要と考えます。 ③新No.30の案件が削除となったため、照会も不可だと思われます。この要件も削除いただきますようお願いいたします。	0	3	3	指摘	機能要件を修正	・補記を追加
12	共通	照会・編集	11	被保険者の各種メモ情報（備考・特記事項等）の管理・照会ができること	必須					0	0	0			
13	共通	照会・編集	12	被保険者の相談情報を照会できること	必須		③No.32の機能に含まれており統合でよい。必須ではなくオプションでよい。 ④【意見】 ・納付記録や受給予定額の相談情報画面ならば「不要またはオプション」であると思われる。（使用していないため） ・実際の相談内容に関する記録画面ならば「必須」である。（使用しているため）		①新No.32がオプション機能となっておりますので、当要件の要件種別もオプションへ変更をお願いします。 ②年金相談の登録機能（新#32）がオプションなので、相談情報の照会もオプションになるのではないのでしょうか。	2	2	4	指摘	機能要件を修正	・No.33に含まれるため、削除
14	共通	照会・編集	13	2号資格照会ができること	オプション				①2号資格については、日本年金機構で管理を行っており市区町村で管理する情報ではないと考えます。機能としては不要ではないでしょうか。必要に応じて日本年金機構に確認する運用が一般的ではないでしょうか。 ②新No.31において、2号喪失期間の情報を管理する機能が実装不可となっておりますので、当機能も実装不可ではないのでしょうか。 ③新No.31の案件が削除となったため、照会も不可だと思われます。この要件も削除いただきますようお願いいたします。	0	3	3	指摘	機能要件を修正	・補記を追加
15	共通	照会・編集	14	国内協力者情報を照会、編集できること	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 市区町村で受付可能な海外在住者（日本国籍保持者）の在外任意加入では、国内協力者が必須である。 ※国内協力者がいない場合は、国内における最後の住所地を管轄する年金事務所での手続きである。 ※一度も日本国内に住所を置いたことがない場合は、千代田年金事務所での手続きである。		①在外任意加入の申出を、日本年金機構へ電子媒体へ報告する際に必要な項目であるため、必須機能ではないでしょうか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・在外任意加入の申出の際に必須の項目であったため、必須へ変更
16	共通	照会・編集	15	—	実装不可				①現在、弊社で搭載されている機能になります。市町村様に確認し、利用したい市町村様があれば、オプションに変更できないか再検討をお願いいたします。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・オプション機能として用意
17	共通	照会・編集	16	老齢基礎年金の基準額を管理・変更できること	オプション				①支給額の算出については、日本年金機構において行うものと認識しています。市区町村では不要な機能ではないでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
18	共通	照会・編集	17	旧法・新法による受給金額のシミュレーション試算ができること	オプション				①受給額の算出は、日本年金機構において行うものと認識しています。弊社パッケージで機能はありますが、利用されていません。市区町村では不要な機能ではないでしょうか。 ②試算には納付記録が必要ですが、新No.30の案件が削除となったため、照会も不可だと思われます。この要件も削除いただきますようお願いいたします。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	
19	共通	照会・編集	18	指定した対象者の認定請求履歴および、年金生活者支援給付金の試算額を表示できること	オプション				①受給額の算出は、日本年金機構において行うものと認識しています。市区町村では不要な機能ではないでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
20	共通	照会・編集	19	受給金額計算用の単価情報保守等を行えること	オプション				①受給額の算出は、日本年金機構において行うものと認識しています。市区町村では不要な機能ではないでしょうか。 ②左記の受給金額が国民年金の受給金額を指す場合、試算には納付記録が必要ですが、新No.30の案件が削除となったため、照会も不可だと思われます。この要件も削除いただきますようお願いいたします。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	

No.	ツリー構成						ご意見総評							
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取扱方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
21	共通	チェック	20	入力した年金情報が、既に登録されている年金番号だった場合のエラーチェックができること	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 エラーチェックができないと、同一の基礎年金番号を重複登録してしまう可能性が考えられる。 ※各所得情報提供の際に、誤った情報が紐づけられる可能性がある	①年金番号とは、基礎年金番号のことでしょうか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・文言修正
22	共通	チェック	21	入力した年金証書番号が、既に登録されている年金証書番号だった場合のエラーチェックができること	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 エラーチェックができないと、同一の年金証書番号（基礎年金番号？）を重複登録してしまう可能性が考えられる。 ※各所得情報提供の際に、誤った情報が紐づけられる可能性がある ※年金証書番号自体は市区町村システムでは管理していないと思われる	①年金証書番号の管理は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことはありません。不要な機能ではないでしょうか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	

No.	ツリー構成						ご意見総評							
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
23	共通	チェック	22	入力した年金証書番号が、既に登録されている年金証書番号だった場合のエラーチェックができること	オプション		③【意見】 新No21と新No22は同一かと思われる。	①新No21と同じ内容になっています。 ②新# 21と重複するで削除が良いと考えます。	1	2	3	指摘	機能要件を修正	・No.22と同一であったため、削除
24	共通	チェック	23	入力した資格喪失内容が年齢要件及び他の資格情報の期間と妥当かどうかの資格関連チェックができること	オプション		①【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 市区町村職員・会計年度任用職員は短期間で異動するため、ある程度はシステムによるチェック体制が必要と考えられる。		1	0	1	指摘	機能要件を修正	
25	共通	チェック	24	過年度の免除申請時に申請日から判断して、いつまでの申請が可能か、免除申請期限のチェックができること	オプション		①【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 市区町村職員・会計年度任用職員は短期間で異動するため、ある程度はシステムによるチェック体制が必要と考えられる。		1	0	1	指摘	機能要件を修正	
26	共通	被保険者情報管理	25	被保険者について、以下の情報を管理できること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、個人票/世帯票、旧氏・通称、宛名番号・世帯番号、世帯主、続柄、本籍・筆頭者、住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ、支援対象者情報、所得情報、扶養情報、生活保護を受け始めた日	必須		④【管理項目】全体に共通した意見 ◎「氏名カナ」は、年金システムにおいては、日本人、外国人ともに必須項目 ◎「個人番号、基礎年金番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所」は、セットである。 ◎機能要件一覧の全体において、「管理項目」が事務レベルごとに定義に違いがある。 仕様書（素案）の22ページの他システムとの連携機能のバターン次第だと思われるが、 仕様書（素案）18ページに記載されている管理項目とも整合性がとれていない。 修正概要欄に、国民年金法施行規則や事務処理基準（受付処理簿での管理項目等）を参照して修正したとあるが、それに規定されている事項すべて、システム管理が必要というものではない。 例えば、わかりやすい事例で、 No.196「学生納付特例申請」においては、基礎年金番号、氏名、住所、世帯情報などは、公簿の情報から抽出して帳票に出力印字できたほうが良く、そのためには「管理項目」にすきであるが、申請書に本人が記載すべき事項の「学校名称・所在地」を、わざわざシステムに手入力して管理する必要はない。また、個人情報保護の観点からも管理すべきではない。 したがって、機能要件一覧の「管理項目」については、次のような観点で全体的な整理が必要と思われる。 1. 施行規則において、「届書等に記載する事項」になっているものを2つに分類する。 ①本人が記載しなくても、基礎年金番号や公簿（住基、税）情報等から印字（出力）したほうがよいもの→「管理項目とする」 ②本人が記載すべきもの（学校名称、所在地など）は、システム管理しておく必要がなし。 2. 市町村事務処理基準において、「受付処理簿に記載する事項」とされているものを2つに分類する。 ①受付処理簿をシステム上で管理する場合、受付簿の記載事項は、原則、管理項目となる。 ②ただし、受付時の一時的なチェック事跡である「番号確認書類及び身元確認書類有無」などはシステム管理する必要はない。 個人番号導入にともない事務処理基準に追記された「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、「届書等又は受付処理簿に記入」と規定されている。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておいてもよいが、受付処理簿をシステムで管理している場合は、こうしたチェック事跡などは、本来「データ管理項目」とすべきものではないことから、届書等に欄を設けて記入（チェック）すれば良いということで、「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定された経緯がある。	①個人票／世帯票は何を管理するのでしょうか。 ②本籍及び筆頭者は、提供不可の市区町村がありました。標準仕様書で連携必須項目として定義されるのでしょうか。 ③生活保護情報は、分科会でオプションと機能となった認識です。 ④11月18日のベンダー分科会で「住民記録システムに関しては、リアルタイム連携による情報取得を基本とし、国民年金システムでは情報保持しないことを原則とする」と決定したことをお伺いしました。 以下の項目は住民記録システム、住民税システムで管理している項目のため、国民年金での管理は不要と思われる。 また、照会内容として想定している場合は管理項目という記載から、照会内容という記載への変更をお願いします。 「個人番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、個人票/世帯票、旧氏・通称、宛名番号・世帯番号、世帯主、続柄、本籍・筆頭者、住民記録における異動履歴・留意事項・備考」 ⑤11月18日のベンダー分科会で「住民税システムに関しては、リアルタイム連携にて情報を取得することを基本とし、個別に保持する項目は最低限とする」と決定したことをお伺いしました。 左記の内容の管理項目が「所得情報」では、国民年金システムで必要な住民税情報をほぼ個別に保持する必要がでてくる内容となっております。 税情報は基本的に最新の情報を照会できたほうが主管課の運用上も便利なため、「扶養情報」も含め、「所得情報」はリアルタイム連携にて情報を取得でよいのではないのでしょうか。 ⑥「支援対象者情報」の項目については、どのような支援対象者を管理する項目でしょうか。明記いただきますようお願いいたします。 ⑦下記項目は管理必須項目となりますでしょうか。 個人票/世帯票、住民記録における異動履歴・留意事項・備考、生活保護を受け始めた日 ⑧国民年金システムで管理する項目、他システムで管理している項目、国民年金システムから参照して表示する項目を区別した方が良く考えます。 ⑨電話番号は新# 6と重複します。他システムで管理している電話番号と国民年金システムで管理する電話番号の両方が必要なのか明確にする必要があります。 ⑩※ 1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいのでしょうか？ 例) 生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	2	10	12	指摘	機能要件を修正	・参照すべき被保険者情報は連携項目や各事務の管理項目と同一であるため、記載を左記のとおり修正

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取扱方針					
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
27	共通	被保険者情報管理	26	住民記録システムから連携された外国人氏名に対し、フリガナを管理できること	必須	<p>※外国人の氏名フリガナについては住民記録システム上で必須管理項目ではないため</p> <p>No.25にあわせれば、年金被保険者管理において住基情報等を管理する前提で以下の機能要件を記載するとする。</p>	<p>⑤年金システムにおいて、住基台帳情報の管理をするか、しないかで、外国人氏名カナだけを年金の必須項目にするかどうかということになる。</p>	<p>①「外国人のフリガナを管理できること」とは、国民年金システムで外国人のフリガナを登録、修正できることを意味しているのでしょうか。これまでのパッケージ導入において、そのような要件は聞いたことがありません。住民記録システムから連携された項目を参照しており、入力されていない場合は住民記録担当課へ入力依頼する運用をされています。</p> <p>②外国人氏名カナにつきましては、進達の必須項目となりますでしょうか。利用用途をご教示いただけませんか。</p> <p>③フリガナについては、住民記録システム標準仕様書（第2.0版）において、外国人と日本人の違いについて記載がないため、仕様を再確認したうえで、再度検討が必要と考えます。</p> <p>④現在は、連携時にチェックして未入力データを修正してもらって運用しています。（小規模団体では件数なども多くなく必須の機能とはかんがえていない）</p>	1	4	5	指摘	機能要件を修正	・オプションへ変更		
28	共通	被保険者情報管理	27	個人住民税システムから連携された扶養情報に基づき、16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出し、管理できること	必須	<p>※16歳以上19歳未満の扶養親族数は個人住民税システムで管理していないため</p>	<p>⑥【意見】市区町村によっては個人住民税システムで管理していない（管理義務がない）情報を、国民年金担当職員が免除申請者等からの聞き取りで扶養人数操作を行う現状に多大な疑問がある。</p> <p>更に、日本年金機構が受け付けた免除申請（本市で受け付けていないため、申請者から直接聞き取りできていないもの）の16-19歳扶養親族情報を、日本年金機構が国民年金担当課に情報照会をかけるべきではないと思われる。（日本年金機構から個人住民税担当課に情報照会すべき内容である）</p> <p>※平成24年度から16歳以上19歳未満の特定扶養親族は一般の扶養親族となっている（本市HPより）</p>	<p>①16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出し、管理した場合、常に主管課にて所得媒体の作成時の前に対象者を確認し、修正が必要となってくるため、誤って古い扶養親族数を送ってしまうことがあると思われます。</p> <p>そのため、免除申請書作成時や所得媒体の作成時など、そのタイミングで最新の扶養情報を住民税システムと連携し、表示・確認できるような要件がよいのではないのでしょうか。</p> <p>②16歳以上19歳未満の扶養親族数は、対象者を年金側に申告して頂き、申告頂いた人数を入力する想定です。</p> <p>③住民税から連携された情報からの自動算出も必須となりますでしょうか。</p> <p>④個人住民税システムとの連携項目に扶養の紐づけ情報がある場合は、その都度算出すれば良く、国民年金システムの管理項目としては不要と考えます。</p> <p>⑤現時点で個人住民税システムとの連携項目に扶養の紐づけ情報がない場合は、個人住民税のデータ要件への追加を検討していただきたいと思います。</p>	1	5	6	指摘	機能要件を修正	・オプションへ変更 ・文言修正		
29	共通	被保険者情報管理	28	-	-	-	-	-	0	0	0					
30	共通	被保険者情報管理	29	住民記録システム情報に登録されていない被保険者の氏名・住所等を管理できること	オプション	<p>※行方不明者等が死亡した際の死亡年月日が曖昧なケースなどにおいて、住基上「12月中旬頃死亡」と記載された場合に、年金に係る死亡処理を行うために、一時的に住登外登録（作成）を行い死亡報告を作成するシーンを想定</p>	<p>①住民記録システムでは曖昧な死亡日であっても、業務上必要な実在日の死亡日は、国民年金システム以外の業務でも必要であると考えます。住民記録システムの連携項目に、他業務が使用するための実在日の死亡日が存在するか確認したうえで、再度検討が必要であると考えます。</p> <p>一時的に住登外登録をして対応する方法は賛成できません。住民記録システムの連携項目に実在日の死亡日が存在しない場合は、国民年金システムに死亡日を登録する際に画面から登録できれば良いと考えます。</p>	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・国民年金システム上にて、死亡による「資格喪失年月日」が入力可能であるため、実装不可とする			

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1				ご意見				意見数			取扱方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
31	共通	被保険者情報管理	30	—	実装不可						0	1	1	指摘	機能要件を修正	・利用団体があったため、オプションとして用意 ・補記を追加
32	共通	被保険者情報管理	31	—	実装不可						0	1	1	指摘	機能要件を修正	・利用団体があったため、オプションとして用意 ・補記を追加
33	共通	被保険者情報管理	32	相談内容の登録・修正・削除・管理・照会ができること	オプション						1	0	1	指摘	機能要件を修正	・文言修正
34	共通	被保険者情報管理	33	メモ欄への入力を行えること	必須						0	0	0			
35	共通	被保険者情報管理	34	年金メモで使用するキーワード・サブキーワードの登録・修正・削除を行えること	オプション						1	1	2	指摘	機能要件を修正	・文言修正 ・キーワード、サブキーワードに係る補記を追加
36	共通	被保険者情報管理	35	当該市区町村が管理すべき被保険者に関する勤奨情報をシステムに登録し管理できること	オプション						0	2	2	指摘	機能要件を修正	・機能詳細を確認の結果、No.33と同等であったため、削除
37	共通	被保険者情報管理	36	基礎年金番号と関連付けられた宛名番号に誤りが判明した場合に、修正入力を行えること	必須						0	1	1	質問	機能要件を修正	・No.162の共通機能として、文言を修正 ※基礎年金番号の修正はNo.39で対応可能
38	共通	被保険者情報管理	37	基礎年金番号重複取消の異動を行うことができること	必須						0	1	1	質問	質問回答	【質問】年金機構への報告が必要か →（回答）内部での利用を想定しています
39	共通	被保険者情報管理	38	基礎年金番号訂正の異動を行うことができること	必須						0	0	0			
40	共通	被保険者情報管理	39	基礎年金番号訂正を行う前の番号が自動的にメモ情報に作成できること	オプション						0	1	1	指摘	機能要件を修正	
41	共通	被保険者情報管理	40	基礎年金番号の誤登録が判明した場合に、当該基礎年金番号に関わるすべての情報を削除できること	必須						0	1	1	指摘	機能要件を修正	・補記を追加
42	共通	被保険者情報管理	41	権限の設定により、所属または職員単位で個人番号の表示を制限できること	必須						1	0	1	指摘	機能要件を修正	・オプションへ変更
43	共通	被保険者情報管理	42	個人番号参照権限がある場合、個人番号の表示・非表示を切り替えることができること	必須						0	1	1	指摘	機能要件を修正	・オプションへ変更
44	共通	被保険者情報管理	43	—	実装不可						0	0	0			・実装不可として明記
45	共通	被保険者情報管理	44	—	実装不可						0	0	0			・実装不可として明記

No.	ツリー構成					ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取扱方針					
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
46	共通	被保険者情報管理	45	参考情報として判定する事務区分毎の所得限度額の管理ができること ※年金機構へ連携する所得について、年金生活者支援給付金の限度内であるかを自治体内で判定することを目的に、各給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、特定扶養数による加算額の単価を管理	必須					0	4	4		指摘	機能要件を修正	・オプションへ変更
47	共通	被保険者情報管理	46	参考情報として判定する障害・遺族の扶養関係の控除額の管理ができること ※年金機構へ連携する所得の計算時に向け、障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理	必須					0	5	5		指摘	機能要件を修正	・オプションへ変更 ・被保険者情報ではないため、No.82へ移管
48	共通	被保険者情報管理	47	-	-					0	0	0			機能要件を修正	・実装不可として明記
49	共通	被保険者情報管理	48	-	-					0	0	0			機能要件を修正	・実装不可として明記
50	共通	被保険者情報管理	49	-	-					0	0	0				

No.	ツリー構成						ご意見総評							
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
51	共通	被保険者情報管理	50	DV等支援措置対象者の管理ができること	必須			①11月18日ベンダー分科会の資料「参考4 機能・帳票要件（案）に対するご意見一覧_20211115_01」にて「国民年金システムとして独自に管理するわけではなく、住民記録システムとの連携で取得し、参照できる機能とする」となっていました。左記の要件では独自管理を行うような要件のように見受けられるため、修正をお願いいたします。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・No.25に含まれるため、個別管理要件は削除
52	共通	被保険者情報管理	51	住民情報を照会した際、対象者がDV支援措置対象者であった場合、アラートが表示されること	必須		①【意見】『対象者』だけでなく『対象者およびその世帯構成員』が支援措置対象者である場合にもアラートが必要である。	1	0	1	指摘	機能要件を修正	・文言修正	
53	共通	EUC	52	プログラムの操作を行うことなく、抽出条件は各事務にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意のデータ抽出が主管課職員でも容易にできること	必須			①「抽出条件は各事務にて対象とする一覧に関する管理項目」について、左記内容ではどのような情報の抽出があれば標準仕様を満たすのか不明です。どの事務の管理項目の抽出必要か明記ください。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
54	共通	EUC	53	抽出する際は一般的な演算子（and/or、＝、≠、＞、＜、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること	必須				0	0	0			
55	共通	EUC	54	表示（出力）項目は各事務にて対象となる一覧に関する管理項目、および住民記録情報等の関連する項目を対象とし、任意に指定できること	必須			①「各事務にて対象となる一覧に関する管理項目、および住民記録情報等の関連する項目」について、左記内容ではどのような情報の抽出があれば標準仕様を満たすのか不明です。どの事務の管理項目の抽出必要か明記ください。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
56	共通	EUC	55	コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること	必須				0	0	0			
57	共通	EUC	56	外字は正しく表示できること	必須				0	0	0			
58	共通	EUC	57	任意に抽出したデータは表計算ソフトなどでも扱えるテキスト形式で保存できること	必須				0	0	0			
59	共通	EUC	58	定期的に使用する該当一覧などの抽出条件表示項目、表示順を保存しておくことができること	必須				0	0	0			
60	共通	EUC	59	資格種別・免除情報・現況等の状況を一般分・学生分に分けて集計し、一覧で確認できること	オプション	・「等」の扱いについては先行する介護保険を踏襲し、利用方針を定義したうえで、運用する方針とする		①どのような条件で集計、データ抽出を行うのか判断できません。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
61	共通	EUC	60	被保険者・受給者に係る情報を一覧で確認できること	オプション			①要件にEUC対応の記載がありません。追記お願いいたします。 ② 11月18日のベンダー分科会資料の「参考4 機能・帳票要件（案）に対するご意見一覧_20211115_01」にて、仕様書に明記が無い部分を各市町村で定義すると記載がありますが、各市町村で定義された項目をシステムが保持していない場合カスタマイズが必要となります。そのため、抽出可能な項目の範囲などの定義をお願いいたします。（管理項目の○○、○○、○○から必要な項目を抽出できること等）	0	2	2	指摘	機能要件を修正	
62	共通	EUC	61	未納者勧奨に係る情報を一覧で確認できること	オプション			①11月18日ベンダー分科会の資料「参考4 機能・帳票要件（案）に対するご意見一覧_20211115_01」にて「機能を有する団体に確認」となっておりますが、「等」と一緒に最終的には明確な仕様が提示されるということでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・備考を追加
63	共通	EUC	62	登録されているメモキーワードを一覧で確認できること	オプション			①新No.63に包括できる要件だと思われます。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
64	共通	EUC	63	キーワードで抽出を行い、メモの内容を一覧で確認できること	オプション				0	0	0			
65	共通	EUC	64	権限の設定により、所属または職員単位でEUC操作を制限できること	必須				0	0	0			
66	共通	帳票作成	65	帳票出力の際、出力される帳票をプレビューにて確認できること。また、プレビューせずに直接出力もできること	必須			①プレビューせずに直接出力もできることは必須となりますか？基本的には、内容確認の上印刷する仕組みとしているため。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・No.67へ機能を分割
67	共通	帳票作成	-	（前項要件を分割）	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.66から機能を分割 ・オプションへ変更

No.	ツリー構成						ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
68	共通	帳票作成	66	外部帳票の印刷時、印字領域に印字しきれない文字や、未登録外字が存在した場合、印字文字超過一覧や外字未登録一覧を出力できること	必須					0	1	1	指摘	機能要件を修正	
69	共通	帳票作成	67	出力した帳票をイメージ（PDF等）で保存できること	必須					0	0	0			
70	共通	帳票作成	68	前日の夜間バッチ処理により作成された異動結果一覧表や、出力指定を行った宛名カードなどの端末出力帳票を出力できること	オプション	※宛名カードについては、被保険者等に個別文書の発送や、申請書や届書の郵送依頼があった際に出力				0	2	2	指摘	機能要件を修正	・本記載はクライアント環境に依存した内容となり、機能要件ではないため、記載を削除
71	共通	帳票作成	69	共通となる下記帳票を作成できること 宛名はがき、宛名カード、年齢到達者一覧、異動結果一覧表、印字文字超過一覧、外字未登録一覧 等	オプション	・「等」の扱いについては先行する介護保険を踏襲し、利用方針を定義したうえで、運用する方針とする				0	3	3	指摘	機能要件を修正	・文言修正 ・補記を追加
72	共通	帳票作成	70	-	-					0	0	0			
73	共通	連携	71	資格異動、免除、付加、給付、情報提供・その他にて、住民記録システム上で住民情報の異動が発生した場合に、住民記録システムと連動して異動処理を行えること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、生年月日、氏名、性別、郵便番号、電話番号、住所、国籍、外国人通称名、個人票/世帯票、旧氏・通称、宛名番号・世帯番号、世帯主、続柄、本籍・筆頭者、住民記録における異動履歴・留意事項・備考、メモ、支援対象者情報、所得情報、扶養情報、生活保護を受け始めた日	必須		④管理項目について No.25と同じ なお、「必須」項目と「オプション」項目に分けるべき ②【意見】 管理項目の『本籍』『筆頭者』『生活保護を受け始めた日』は不要と思われる。 【理由】 『本籍』『筆頭者』は国民年金事務では不要、『生活保護を受け始めた日』については、生保システムと連携すべきなのは国民年金システムではないと思われるためである。 ※生保情報については法定免除の該当届・消滅届にかかわるため、開始だけではなく廃止や世帯異動状況もあつてしかるべき。 ※日本年金機構がマイナンバーでの情報連携により生保情報を生保システムから直接取得すべきであって、国民年金システムと生保システムの連携は不要と思われるため。			2	10	12	指摘	機能要件を修正	・文言修正 ・管理項目⇒連携項目 ・連携項目を修正 ・オプションの連携項目はNo.74に分割 ・個人住民税システム、生活保護システムから連携される項目は削除
74	共通	連携	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)			(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加)	機能要件を追加	・連携項目のうち、オプション項目はNo.73から別出し

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針					
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
75	共通	連携	72	住民記録システム異動情報から、被保険者の配偶者、世帯主情報を自動取得できること	必須		③左記のとおり 機構の免除審査のための情報連携についても、上記のような必要性から、免除申請期間に応じて、本人と同一世帯の世帯主や配偶者の情報連携ができるようになっている。 帳票要件についても、免除・納付猶予申請書においては「配偶者氏名、配偶者生年月日、世帯主氏名」は、世帯情報から出力印字することになると思うが、必ずしも、現時点の配偶者や世帯主が正しいわけではないので、都度、相談時には、免除申請期間に応じた「元配偶者や、元世帯主」を旧世帯情報等から特定できるような機能が必要である。 「今の配偶者や世帯主を「ブランク状態」にする」なども想定が必要である。	①配偶者の自動取得を完全に行うことはできないのではないですか。また、配偶者が別世帯の場合は、どのような取得を行う想定でしょうか。 ②「自動取得できること」とありますが、こちらは単純に住記の情報を取得出来れば問題ないでしょうか。運用想定としては、どのような事を考えておりますでしょうか。	1	2	3	指摘	機能要件を修正	・文言修正 ・配偶者が別世帯の場合について文言を追加		
76	共通	連携	73	住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること（EUC対応）	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない		①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②11月18日のベンダー分科会資料の「参考4 機能・帳票要件（案）」に対するご意見一覧_20211115_01にて、仕様書に明記が無い部分を各市町村で定義すると記載がありますが、各市町村で定義された項目をシステムが保持していない場合カスタマイズが必要となります。 そのため、抽出可能な項目の範囲などの定義をお願いいたします。（管理項目の○○、○○、○○から必要な項目を抽出できること等） ③内部帳票で必須となっておりますが、運用方法を考えた上で必須となりますでしょうか。	0	3	3	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、EUC対応の文言を削除		
77	共通	連携	74	免除、給付、情報提供・その他にて個人住民税システムとの連携を行い、個人住民税システムの課税情報について、定期で取込処理を行えること 【管理項目】 住民票コード、所得情報、扶養情報	必須		⑩【意見】 管理項目については、各情報提供にそれぞれ必要な項目を網羅する必要があると思われる。	①共通として機能を定義するのであれば、「資格異動、免除、付加、給付、情報提供・その他にて」という記載は不要でないでしょうか。 ②住民票コードは住記システムからの連携項目に定義されていません。宛名番号が正しいのではないのでしょうか。 ③個人住民税システムの課税情報を連携すると記載されていますが、課税されていない住民（例えば、未申告の被扶養者）の情報も必要です。未申告の被扶養者については、扶養情報に含まれているのでしょうか。 ④11月18日のベンダー分科会で「住民税システムに関しては、リアルタイム連携にて情報を取得することを基本とし、個別に保持する項目は最低限とする」と決定したことをお伺いしました。左記の内容の管理項目が「所得情報」では、国民年金システムで必要な住民税情報をほぼ個別に保持する必要がでてくる内容のように見受けられます。 ⑤税情報は基本的に最新の情報を照会できたほうが主管課の運用上も便利のため、「扶養情報」も含め、「所得情報」はリアルタイム連携にて情報を取得でよいのではないのでしょうか。 ⑥下記の項目は管理必須項目となりますでしょうか。 住民票コード ⑦個人住民税システムとの連携において、住民票コードがある理由が不明です。 ⑧所得情報の取込み機能は、現在その仕組みで稼働しているシステムの移行過渡期用に必要な機能であったと思うので、必須ではなくオプションではないのでしょうか。 ⑨※2 定期で取込処理を行えること。とありますが随時、住民税システムの情報他システム連携用のDBに取り込む仕組みがあればみたとの認識でよいですか？ 国民年金内に定期取込する運用は当社想定外です。	1	9	10	指摘	機能要件を修正	・文言を修正 ・管理項目を修正 ・管理項目⇒連携項目		
78	共通	連携	75	課税情報から、所得情報提供依頼結果用データを作成できること	必須	※所得情報提供依頼と関連		①所得情報提供依頼結果用データを作成する機能を連携に分類するのは違和感があります。所得情報提供依頼で定義すべき機能ではないのでしょうか？	0	1	1	質問				

No.	ツリー構成						ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取扱方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
79	共通	連携	76	対象者の課税に係る情報を一覧で確認できること（EUC対応）	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない		①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②対象者の課税情報について、国民年金システムへ取り込まない場合は、EUCで参照することは少ないと思われます。オプション機能への変更を検討していただくようお願いいたします。 ③内部帳票で必須となっておりますが、運用方法を考えた上で必須となりますでしょうか。	0	3	3		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、EUC対応の文言を削除
80	共通	連携	77	免除にて生活保護システムとの連携を行い、生活保護システムの生活保護情報について、定期で取込処理を行えること 【管理項目】 住民票コード、受け始めた日	必須		⑥機構は、平成14年頃から、住基ネットとの連携のために、住民票コードを扱ってきたが市町村の年金事務においては、「住民票コード」を管理できなくなっている。 ⑦【意見】 「オプション」であると思われる。 【理由】 生活保護情報が必要なのは、市区町村の国民年金担当ではなく日本年金機構である。そのため、日本年金機構がマイナンバーによる情報連携で生活保護開始廃止等情報を生保システムから直接取得すべきであって、国民年金システムと生保システムの連携は不要である。 ※仮に、生保システムと国民年金システムを連携させた場合、その情報をどうやって日本年金機構に提供させるつもりなのか？現行どおりの、国民年金担当を介在しての報告書（紙・手記入・毎月1回・年金事務所へ送付）での情報提供を継続させるつもりなのか？ ※生保情報については法定免除の該当届・消滅届にかかわるため、開始だけではなく廃止や世帯異動状況もあつてしかるべき。	2	5	7		指摘	機能要件を修正	・オプションへ変更 ・文言を修正 ・管理項目⇒連携項目 ・連携項目を修正	
81	共通	連携	78	最新の資格履歴に関する資格異動情報を住民記録システムへ連携できること 【管理項目】 宛名番号、基礎年金番号、資格有無、被保険者種別、取得日、喪失日	必須				0	0	0				
82	共通	連携	79	-	実装不			0	0	0					・実装不可として明記
83	共通	連携	80	-	-			0	0	0					
84	共通	システム管理	-	-	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.47より移管 ・補記を追加	
85	共通	システム管理	81	マスク管理されている首長などの情報を即時に認証文に反映できること	必須			0	0	0					
86	共通	システム管理	82	マスク管理にて首長などに職務代理が設定された場合、その期間、職務代理人情報を即時に認証文に反映できること	必須			0	0	0					
87	共通	システム管理	83	認証文及び公印種類を発行場所や、帳票種類により制御できること	オプション			0	1	1		指摘	機能要件を修正		
88	共通	システム管理	84	操作履歴が保持できること【いつ、どこで、誰が、誰を（何を）、どうした 等】	必須			0	0	0					
89	共通	システム管理	85	保持した操作履歴を照会できること	必須			0	0	0					
90	共通	システム管理	-	-	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.91に伴い、機能追加	

No.	ツリー構成					ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
91	共通	システム管理	86	免除受付を行う際の受付番号を年度ごとに管理し、年度切替ができること	必須				0	4	4		指摘	機能要件を修正	・オプションへ変更 ・文言を修正
92	共通	システム管理	87	権限により、使用できる機能を制限できること	必須				0	0	0				
93	共通	システム管理	88	相談記録管理機能で使用する担当者、相談方法等のコードを設定できること	オプション				0	0	0				
94	共通	システム管理	89	未支給年金該当者に付番した受付番号を修正できること	オプション				0	1	1		指摘	機能要件を修正	・No.90で管理機能を用意したため、削除
95	共通	システム管理	90	未支給年金の自動付番で使用する未番を変更できること	オプション				0	2	2		指摘	機能要件を修正	・No.90で管理機能を用意したため、削除
96	共通	システム管理	91	申請・届出の日付について、画面の初期表示にシステム日付を表示できること。任意の日付に変更可能とする	オプション		①【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 (本市は電子媒体化していないため運用実態は不明だが)申請日・届出日当日中にシステム入力できなかった場合(翌日になる等)、任意の日付に変更する必要が生じると考えられる。		1	0	1		指摘	機能要件を修正	
97	資格異動	資格取得	92	資格取得に係る受付処理簿を作成できること	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない			0	3	3		指摘	機能要件を修正	

No.	ツリー構成					ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取捨方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
98	資格異動	資格取得	93	新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、資格取得の年月日及びその理由、受付年月日、(届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		<p>⑨●変更理由 機能一覧表全体において、管理項目名をわかりやすい名称へ統一 ・申出書等の名称、⇒ 届書等種類 ・通知書提出有無 ⇒ 機構報告の有無</p> <p>●追加理由 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目</p> <p>「種別」追加理由 1. 住基法施行令第5条に規定(住民票記載項目) 「国民年金の被保険者となった日又は、被保険者でなくなった日」「種別」</p> <p>2. 国民年金法では、第1条の4は、第1号被保険者からの「資格取得届」であることから、届出項目は「資格取得年月日」と「その理由」でよいが、国民年金記録管理としては、「1号」、「3号」、「任意」という「種別項目」があり、市町村システムにおいても「1号」「任意」を区別する「種別」という項目管理は必要である。</p> <p>●削除理由 「資格取得届」に対しては、「返戻」はありえるが、審査はなく「却下」という行政処分はありえないので、「却下通知年月日」という項目は不要。 ⇒ 以下、事務レベル「資格異動」において、「却下通知年月日」はありえない</p> <p>⑩【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで受付事務内容の基準であって、システムに介在させるべき内容と同一ではないと思われるため。これまでの本市における国民年金業務は、システムから出力できる帳票を受付簿等として使用しているものであり、事務処理基準のために構築されたシステムを保有しているのではない。</p>	<p>①資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。</p> <p>②左記の記載では、国民年金システムでは管理しなくなった個人番号や生年月日、氏名、性別、住所等の住民記録システムの情報も管理項目となっております。</p> <p>【管理項目】の内容について、国民年金システムでの管理項目と住民記録システムからの参照項目を分けて記載いただきたい。(以降の要件も同様)</p> <p>③管理項目に資格の種別(1号、3号、任意)がありません。</p> <p>④外国人の場合など、異動報告書の電子媒体の際に、媒体に含まず、紙資料で送付する場合がありますが、その区分がございません。</p> <p>電子媒体収録有無に関する区分の追加をお願いします。(そのほかの資格異動、付加異動も同様)</p> <p>⑤下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 (届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日</p> <p>⑥管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならぬものを区別した方が良いと考えます。</p> <p>⑦※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例)生年月日、氏名などは宛名システムで管理して国民年金システムでは保持して管理していないなど。</p> <p>⑧※3(届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないと認識しており必須の要件ではないと考えます。</p>	2	8	10		指摘	機能要件を修正	<ul style="list-style-type: none"> ・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定(オプションはNo.99へ) ・他システムへ照会する項目は※書きで分割 	
99	資格異動	資格取得	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・No.98のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を追加 		
100	資格異動	資格取得	94	再取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、資格取得の年月日及びその理由、受付年月日、(届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		<p>⑦管理項目について No.93と同じ 追加：氏名カナ、種別 削除：(再審査要の場合)却下通知年月日</p> <p>⑧【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで受付事務内容の基準であって、システムに介在させるべき内容と同一ではないと思われるため。これまでの本市における国民年金業務は、システムから出力できる帳票を受付簿等として使用しているものであり、事務処理基準のために構築されたシステムを保有しているのではない。</p>	<p>①資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。</p> <p>②管理項目に資格の種別(1号、3号、任意)がありません。</p> <p>③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 (届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日</p> <p>④管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならぬものを区別した方が良いと考えます。</p> <p>⑤※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例)生年月日、氏名などは宛名システムで管理して国民年金システムでは保持して管理していないなど。</p> <p>⑥※3(届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないと認識しており必須の要件ではないと考えます。</p>	2	6	8		指摘	機能要件を修正	<ul style="list-style-type: none"> ・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定(オプションはNo.101へ) ・他システムへ照会する項目は※書きで分割 	
101	資格異動	資格取得	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・No.100のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を追加 		

No.	ツリー構成						ご意見総評							
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
102	資格異動	資格取得	95	任意加入に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、資格取得の年月日及びその理由、受付年月日、(届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ※住記連携に係る以下の項目については照会できること 氏名、性別、生年月日、住所	必須		⑧管理項目について No.93と同じ 追加：氏名カナ、種別 削除：(再審査要の場合) 却下通知年月日 ⑨【意見】 「たたき台の標準仕様文案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで受付事務内容の基準であって、システムに介在させるべき内容と同一ではないと思われるため。これまでの本市における国民年金業務は、システムから出力できる帳票を受付簿等として使用しているものであり、事務処理基準のために構築されたシステムを保有しているのではない。	①在外任意加入の場合、国内協力者の管理が必要になります。管理項目として追加が必要ではないでしょうか？ ②資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。 ③管理項目に資格の種別(1号、3号、任意)がありません。 ④下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 (届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ⑤管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑥※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例)生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑦※3(届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないことを認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	7	9	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定(オプションはNo.103へ) ・他システムへ照会する項目は※書きで分割
103	資格異動	資格取得	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.102のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を追加
104	資格異動	資格取得	96	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、資格取得の年月日及びその理由、受付年月日、(届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑦管理項目について No.93と同じ 追加：氏名カナ、種別 削除：(再審査要の場合) 却下通知年月日 ⑧【意見】 「たたき台の標準仕様文案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで受付事務内容の基準であって、システムに介在させるべき内容と同一ではないと思われるため。これまでの本市における国民年金業務は、システムから出力できる帳票を受付簿等として使用しているものであり、事務処理基準のために構築されたシステムを保有しているのではない。	①資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。 ②管理項目に資格の種別(1号、3号、任意)がありません。 ③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 (届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ④管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑤※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例)生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑥※3(届書に不備等があった場合)返付年月日、(不備訂正後の再提出があった場合)再受付年月日、(再審査要の場合)却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないことを認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	6	8	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定(オプションはNo.105へ)
105	資格異動	資格取得	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.104のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を追加
106	資格異動	資格取得	97	資格取得の申請者に対し、基礎年金番号の仮付番ができること	オプション			①仮付番する基礎年金番号については、日本年金機構を含めて、体系を決定する必要があります。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
107	資格異動	資格取得	98	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須				0	0	0			
108	資格異動	資格取得	99	-	-				0	0	0			

No.	ツリー構成					ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取捨方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
109	資格異動	資格取得	100	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること	必須		③【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」 だと思われる。	①帳票の出力項目については、帳票詳細要件に記載されているので、機能要件では記載不要ではないでしょうか。 ②各自治体の運用として、本当に必要であるかをご確認頂きたいです。利用自治体が少ないのであればオプションとするのが妥当ではないでしょうか。（現状、ご利用いただいているケースは多くないではないでしょうか。）	1	2	3	指摘	機能要件を修正	・補記を追加		
110	資格異動	資格取得	101	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①報告を必要としない異動情報を一覧で確認するという要件は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。どのような場面で必要なのでしょう。 ②内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除		
111	資格異動	種別変更	102	種別変更に係る受付処理簿を作成できること	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない		①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②EUCの記載が消えています。 帳票要件と解釈される可能性があるため、（EUC対応）と明記をお願いします。 ③受付処理簿はすべての自治体に必要なものでしょうか。一部自治体の場合はオプションが妥当ではないでしょうか。	0	3	3	指摘	機能要件を修正			
112	資格異動	種別変更	103	被保険者の資格に係る種別変更（3→1号の変更等）の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日及び住所、被保険者の種別の変更があった年月日及びその理由、受付年月日、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑦管理項目について No.93と同じ 追加：氏名カナ 削除：（再審査要の場合） 却下通知年月日 ⑧【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで受付事務内容の基準であって、システムに介在させるべき内容と同一ではないと思われるため。これまでの本市における国民年金業務は、システムから出力できる帳票を受付簿等として使用しているものであり、事務処理基準のために構築されたシステムを保有しているのではない。	①資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。 ②管理項目に資格の種別（1号、3号、任意）がありません。 ③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ④管理項目について、住民記録システムから照会のみであれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑤※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑥※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないことを認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	6	8	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.113へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
113	資格異動	種別変更	-	-	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.112のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を追加		
114	資格異動	種別変更	104	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日及び住所、被保険者の種別の変更があった年月日及びその理由、受付年月日、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑦管理項目について No.93と同じ 追加：氏名カナ 削除：（再審査要の場合） 却下通知年月日 ⑧【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで受付事務内容の基準であって、システムに介在させるべき内容と同一ではないと思われるため。これまでの本市における国民年金業務は、システムから出力できる帳票を受付簿等として使用しているものであり、事務処理基準のために構築されたシステムを保有しているのではない。	①資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。 ②管理項目に資格の種別（1号、3号、任意）がありません。 ③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ④管理項目について、住民記録システムから照会のみであれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑤※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑥※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないことを認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	6	8	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.115へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		

No.	ツリー構成						ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1				ご意見			意見数			取扱方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
115	資格異動	種別変更	-	-	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.114のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を追加
116	資格異動	種別変更	105	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須				0	0	0				
117	資格異動	種別変更	106	-	-				0	0	0				
118	資格異動	種別変更	107	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること	必須		②【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」 だと思われる。	①帳票の出力項目については、帳票詳細要件に記載されているので、機能要件では記載不要ではないでしょうか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・補記を追加	
119	資格異動	種別変更	108	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①報告を必要としない異動情報を一覧で確認するという要件は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。どのような場面で必要なのでしょう。②内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除	
120	資格異動	資格喪失（死亡）	109	資格喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、死亡した年月日	必須		⑥「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 死亡した年月日の翌日が、死亡による「資格喪失年月日」となる。 死亡年月日から年金の資格喪失年月日を判断するので、単に「死亡日」だけではなく、資格喪失日項目も必要。 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①死亡した年月日が不詳日の場合の扱いはどのように想定でしょうか？ ②「死亡した年月日」ではなく、死亡としての喪失のため、「資格喪失の年月日」よいと思われます。 ③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ④年金システムでは死亡した年月日を保持し、宛名番号から個人番号、氏名、住所を取得して照会すれば良いと考えます。 ⑤※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	
121	資格異動	資格喪失（死亡）	110	該当者に対し、一括喪失処理ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、死亡した年月日	オプション		⑥No.109と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 死亡した年月日の翌日が、死亡による「資格喪失年月日」となる。 死亡年月日から年金の資格喪失年月日を判断するので、単に「死亡日」だけではなく、資格喪失日項目も必要。 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①死亡した年月日が不詳日の場合の扱いはどのように想定でしょうか？ ②「死亡した年月日」ではなく、死亡としての喪失のため、「資格喪失の年月日」よいと思われます。 ③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ④年金システムでは死亡した年月日を保持し、宛名番号から個人番号、氏名、住所を取得して照会すれば良いと考えます。 ⑤氏名、住所を管理しないといけない？	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	

No.	ツリー構成					ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取扱方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
122	資格異動	資格喪失（死亡）	111	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、死亡した年月日	必須		⑥No.109と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 死亡した年月日の翌日が、死亡による「資格喪失年月日」となる。 死亡年月日から年金の資格喪失年月日を判断するので、単に「死亡日」だけではなく、資格喪失日項目も必要。 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様文案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。		①死亡した年月日が不詳日の場合の扱いはどのように想定でしょうか？ ②「死亡した年月日」ではなく、死亡としての喪失のため、「資格喪失の年月日」といわれます。 ③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ④年金システムでは死亡した年月日を保持し、宛名番号から個人番号、氏名、住所を取得して照会すれば良いと考えます。 ⑤※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	
123	資格異動	資格喪失（死亡）	112	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須					0	0	0				
124	資格異動	資格喪失（死亡）	113	-	-					0	0	0				
125	資格異動	資格喪失（死亡）	114	喪失情報に基づいて、付加、法定免除情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日：資格喪失日 免除終了日：喪失日の属する月の前月	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 市区町村職員・会計年度任用職員は短期間で異動するため、ある程度はシステムによるチェック体制が必要と考えられる。		①申請免除、産前産後免除の終了期間も自動的に変更できる機能が必要と考えます。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・文言を修正	
126	資格異動	資格喪失（死亡）	115	住民記録システムの異動情報、死亡者情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション				①報告を必要としない異動情報を一覧で確認するという要件は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。どのような場面で必要なのでしょう。 ②内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除	
127	資格異動	資格喪失（海外転出）	116	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑥No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 削除：資格関係に、「却下」処分はないので、（再審査要の場合）却下通知年月日 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様文案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。		①海外転出による喪失の場合の管理項目は、死亡による資格喪失と同様なものになるのではないのでしょうか。 ②下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ③管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ④※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑤※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないと認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.128へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	
128	資格異動	資格喪失（海外転出）	-	（前項要件を分割）	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.127のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		

No.	ツリー構成					ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取扱方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
129	資格異動	資格喪失（海外転出）	117	該当者に対し、一括喪失処理ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	オプション		⑤No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 削除：資格関係に、「却下」処分はないので、（再審査要の場合）却下通知年月日 ⑥【意見】 「たたき台の標準仕様文案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①海外転出による喪失の場合の管理項目は、死亡による資格喪失と同様なものになるのではないのでしょうか。 ②下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ③管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ④氏名、住所、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日を保持しないといけない？ 必須？	2	4	6	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.130） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
130	資格異動	資格喪失（海外転出）	-	（前項要件を分割）	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.129のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		
131	資格異動	資格喪失（海外転出）	118	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑥No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 削除：資格関係に、「却下」処分はないので、（再審査要の場合）却下通知年月日 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様文案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①海外転出による喪失の場合の管理項目は、死亡による資格喪失と同様なものになるのではないのでしょうか。 ②下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ③管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ④※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑤※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないこと認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.132へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
132	資格異動	資格喪失（海外転出）	-	（前項要件を分割）	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.131のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		
133	資格異動	資格喪失（海外転出）	119	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須			①海外転出による資格喪失で、報告を必要としない場合があるのでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正			
134	資格異動	資格喪失（海外転出）	120	-	-				0	0	0					
135	資格異動	資格喪失（海外転出）	121	喪失情報に基づいて、付加、法定免除情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日：資格喪失日 免除終了日：喪失日の属する月の前月	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 市区町村職員・会計年度任用職員は短期間で異動するため、ある程度はシステムによるチェック体制が必要と考えられる。	①申請免除、産前産後免除の終了期間も自動的に変更できる機能が必要と考えます。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・文言を修正		
136	資格異動	資格喪失（海外転出）	122	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覽で確認できること（EUC対応）	オプション			①報告を必要としない異動情報を一覽で確認するという要件は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。どのような場面で必要なのでしょう。か、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除		

No.	ツリー構成					ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取扱方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
137	資格異動	資格喪失（60歳到達）	123	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、資格喪失の年月日及びその理由	必須		③No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ④【意見】 「たき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ②※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	2	2	4	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割
138	資格異動	資格喪失（60歳到達）	124	指定期間内に期間満了する該当者に対し、一括で満了喪失処理ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、資格喪失の年月日及びその理由	オプション		③No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ④【意見】 「たき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ②※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	2	2	4	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割
139	資格異動	資格喪失（60歳到達）	125	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、資格喪失の年月日及びその理由	必須		③No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ④【意見】 「たき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ②※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	2	2	4	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割
140	資格異動	資格喪失（60歳到達）	126	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須				0	0	0			
141	資格異動	資格喪失（60歳到達）	127	—	—				0	0	0			
142	資格異動	資格喪失（60歳到達）	128	期間満了処理の被保険者のうち、予定加入者について高齢任意加入の処理ができること	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 現在は法定受託事務であるが、今後、市区町村では受け付けないものと定義されるならば「オプション」で良いと思われる。 ※本市における高齢任意加入の受付件数/年は僅少である。	①左記の要件は一括処理で予定加入者を高齢任意加入へ台帳更新するよう見受けられますが、「予定加入者」の把握方法（予定加入日等の項目もないため）が不明です。 一括処理での想定の場合は、「予定加入者」の把握方法を記載いただき、1人ずつの異動を想定されている場合は、「処理ができること」ではなく、ほかの異動と記載感をそろえて「登録・修正・削除・照会ができること」等へ変更をお願いします。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・文言修正

No.	ツリー構成						ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見				意見数					
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
143	資格異動	資格喪失（60歳到達）	129	高齢任意加入者について予定喪失処理を行えること	オプション		①【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 現在は法定受託事務であるが、今後、市区町村では受け付けられないものと定義されるならば「オプション」が良いと思われる。 ※本市における高齢任意加入の受付件数は僅少である。			1	0	1	指摘	機能要件を修正	
144	資格異動	資格喪失（60歳到達）	130	喪失情報に基づいて、付加、法定免除情報の終了期間が自動的に変更できること 付加終了日：資格喪失日 免除終了日：喪失日の属する月の前月	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 市区町村職員・会計年度任用職員は短期間で異動するため、ある程度はシステムによるチェック体制が必要と考えられる。	①申請免除、産前産後免除の終了期間も自動的に変更できる機能が必要と考えます。		1	1	2	指摘	機能要件を修正	・文言を修正
145	資格異動	資格喪失（60歳到達）	131	期間満了およびその予定者（60・65・70歳到達）情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①報告を必要としない異動情報を一覧で確認するという要件は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。どのような場面で必要なのでしょうか。 ②内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのかを定義しないと実装できるか判断できません。		0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
146	資格異動	資格喪失（その他）	132	資格喪失に係る受付処理簿を作成できること	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない		①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのかを定義しないと実装できるか判断できません。 ②EUCの記載が消えています。 帳票要件と解釈される可能性があるため、（EUC対応）と明記をお願いします。 ③受付処理簿はすべての自治体に必要なものでしょうか。一部自治体の場合はオプションが妥当ではないでしょうか。		0	3	3	指摘	機能要件を修正	
147	資格異動	資格喪失（その他）	133	喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、資格喪失の年月日及びその理由、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑥No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 「受付年月日」は必要 削除：（再審査要の場合）却下通知年月日 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。 ②下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ③管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できればならないものを区別した方が良いと考えます。 ④※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑤※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないとして認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.148へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	
148	資格異動	資格喪失（その他）	-	（前項要件を分割）	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.147のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正	

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針					
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
149	資格異動	資格喪失（その他）	134	1号から3号への種別変更に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、資格喪失の年月日及びその理由、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑥No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 「受付年月日」は必要 削除：（再審査要の場合）却下通知年月日 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様文案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。 ②下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ③管理項目について、住民記録システムから照会のみでできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ④※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑤※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないと認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.150へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
150	資格異動	資格喪失（その他）	-	（前項要件を分割）	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.149のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		
151	資格異動	資格喪失（その他）	135	被保険者のうち、65歳以上加入者の予定喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、資格喪失の年月日及びその理由、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑥No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 「受付年月日」は必要 資格関係に、「却下」処分はないので、削除 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様文案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。 ②下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ③管理項目について、住民記録システムから照会のみでできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ④※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑤※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないと認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.152へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
152	資格異動	資格喪失（その他）	-	（前項要件を分割）	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.151のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		

No.	ツリー構成					ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取扱方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
153	資格異動	資格喪失（その他）	136	資格異動における履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、資格喪失の年月日及びその理由、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑥No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 「受付年月日」は必要 削除：（再審査要の場合）却下通知年月日 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことがありません。 ②下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 （届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ③管理項目について、住民記録システムから照会のみでできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ④※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑤※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないとして認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.154へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	
154	資格異動	資格喪失（その他）	-	（前項要件を分割）	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.153のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正	
155	資格異動	資格喪失（その他）	137	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須										
156	資格異動	資格喪失（その他）	138	-	-										
157	資格異動	資格喪失（その他）	139	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること	必須		③【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」と思われる。	①帳票の出力項目については、帳票詳細要件に記載されているので、機能要件では記載不要ではないでしょうか。 ②各自治体の運用として、本当に必要であるかをご確認頂きたいです。利用自治体が少ないのであればオプションとするのが妥当ではないでしょうか。（現状、ご利用いただいているケースは多くないのではないでしょうか。）	1	2	3	指摘	機能要件を修正	・補記を追加	
158	資格異動	資格喪失（その他）	140	喪失情報に基づいて、付加、法定免除情報の終了期間を自動的に変更できること 付加終了日：資格喪失日 免除終了日：喪失日の属する月の前月	オプション			①申請免除、産前産後免除の終了期間も自動的に変更できる機能が必要と考えます。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・文言を修正	
159	資格異動	資格喪失（その他）	141	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①報告を必要としない異動情報を一覧で確認するという要件は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。どのような場面で必要なのでしょう。 ②内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除	
160	資格異動	国内転入	142	転入に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、転入日、転入前住所、転入後の現住所	必須		⑤遡及して転入届を提出するケースもあり、「転入年月日」と「受付年月日（届出年月日）」は、別管理が必要であるため 「受付年月日」を追加 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目	①転入日、転入前住所、転入後の現住所は、住記システムから連携される項目で、国民年金システムで登録・修正・削除を行う項目ではないのではないのでしょうか？ ②「転入日、転入前住所、転入後の現住所」は異動報告書への出力用の項目として管理する想定でしょうか。 その場合、「転入日、転入前住所」は印字が必要となりますが、「転入後の現住所」は異動報告書への印字も不要なため、管理不要と考えます。 ③年金システムでは転入日を保持し、宛番号と転入日から個人番号、氏名、転入前住所、転入後の現住所を取得して照会すれば良いと考えます。 ④※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	1	4	5	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	

No.	ツリー構成					ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取扱方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
161	資格異動	国内転入	143	転入に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、転入日、転入前住所、転入後の現住所	必須		⑤遡及して転入届を提出するケースもあり、「転入年月日」と「受付年月日（届出年月日）」は、別管理が必要であるため「受付年月日」を追加 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目	①転入日、転入前住所、転入後の現住所は、住記システムから連携される項目で、国民年金システムで登録・修正・削除を行う項目ではないのではないのでしょうか？ ②新No.143の内容と重複しております。 ③年金システムでは転入日を保持し、宛名番号と転入日から個人番号、氏名、転入前住所、転入後の現住所を取得して照会すれば良いと考えます。 ④※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいのでしょうか？ 例) 生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	1	4	5	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正		
162	資格異動	国内転入	144	再転入で新規の宛名番号が作成された際に、旧宛名番号の年金情報を新しい宛名番号に移管できること	必須				0	0	0					
163	資格異動	国内転入	145	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須				0	0	0					
164	資格異動	国内転入	146	—	—				0	0	0					
165	資格異動	国内転入	147	転入者の中で国保加入の形跡がある年金未加入者情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、それぞれ一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①報告を必要としない異動情報を一覧で確認するという要件は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。どのような場面で必要なのでしょう。か。 ②内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除		
166	資格異動	国内転出	148	転出に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、転出日、転出先住所	必須		⑦遡及して転入届を提出するケースもあり、「転出年月日」と「受付年月日（届出年月日）」は、別管理が必要であるため「受付年月日」を追加 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目	①国内転出については、住記システムからの連携で取得するため機能は不要ではないのでしょうか。 （新No.154の氏名・性別・生年月日と同様） ②転出日、転出先住所は住記システムからの連携項目で、国民年金システムで登録・修正・削除を行う項目ではないのではないのでしょうか。 ③「転出日、転出先住所」は住民記録システムから参照可能な項目で、異動報告の出力もないため、国民年金システムの管理項目としては管理不要と考えます。 ④転出に係る異動は、住記の転出異動が国民年金システム反映されれば問題ないと解釈いたしました。 ⑤年金システムでは転出日を保持し、宛名番号と転出日から個人番号、氏名、転出先住所を取得して照会すれば良いと考えます。 ⑥※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいのでしょうか？ 例) 生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	1	6	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
167	資格異動	国内転出	149	—	—				0	0	0					
168	資格異動	国内転出	150	転出に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、転出日、転出先住所	必須		⑦遡及して転入届を提出するケースもあり、「転出年月日」と「受付年月日（届出年月日）」は、別管理が必要であるため「受付年月日」を追加 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目	①国内転出については、住記システムからの連携で取得するため機能は不要ではないのでしょうか。 （新No.154の氏名・性別・生年月日と同様） ②転出日、転出先住所は住記システムからの連携項目で、国民年金システムで登録・修正・削除を行う項目ではないのではないのでしょうか。 ③「転出日、転出先住所」は住民記録システムから参照可能な項目で、異動報告の出力もないため、国民年金システムの管理項目としては管理不要と考えます。 ④本要件は、具体的にどのようなケースを想定しておりますでしょうか。ご教示お願いいたします。 ⑤年金システムでは転出日を保持し、宛名番号と転出日から個人番号、氏名、転出先住所を取得して照会すれば良いと考えます。 ⑥※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいのでしょうか？ 例) 生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	1	6	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正		

No.	ツリー構成						ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見			意見数			取扱方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
169	資格異動	国内転出	151	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須				①転出の異動は年金機構にて把握可能なため、異動報告は基本的に不要とお伺いしています。削除をお願いします。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
170	資格異動	国内転出	152	—	—					0	0	0			
171	資格異動	国内転出	153	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション				①報告を必要としない異動情報を一覧で確認するという要件は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。どのような場面で必要なのでしょうか。 ②内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ③転出の異動は年金機構にて把握可能なため、異動報告は基本的に不要とお伺いしています。削除をお願いします。	0	3	3	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
172	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	154	—	実装不可				①住記システムでは過去に氏名が変更されているが、日本年金機構の氏名が変更前の状態場合があります。その場合、住記システムから氏名変更の異動は連携されないため、国民年金システムで氏名変更の情報を登録し報告を行う必要があります。 ②住民記録システムからの連携し変更を作成し進達異動を管理しておりますが、登録・修正・削除・照会できてはいけないうことになりますか？	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・年金機構側で保持する情報が変更前の状態となっており、住民記録システムの変更が反映されていないことが判明した場合や、年金機構への報告管理するケースを想定して、修正・照会機能のみオプションとして用意
173	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	155	—	実装不可				①住記システムでは過去に性別が変更されているが、日本年金機構の性別が変更前の状態場合があります。その場合、住記システムから性別変更の異動は連携されないため、国民年金システムで性別変更の情報を登録し報告を行う必要があります。 ②住民記録システムからの連携し変更を作成し進達異動を管理しておりますが、登録・修正・削除・照会できてはいけないうことになりますか？	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・No.172と同様
174	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	156	—	実装不可				①住記システムでは過去に生年月日変更されているが、日本年金機構の生年月日変更前の状態場合があります。その場合、住記システムから生年月日変更の異動は連携されないため、国民年金システムで生年月日変更の情報を登録し報告を行う必要があります。 ②住民記録システムからの連携し変更を作成し進達異動を管理しておりますが、登録・修正・削除・照会できてはいけないうことになりますか？	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・No.172と同様
175	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	157	—	実装不可				①住民記録システムからの連携し変更を作成し進達異動を管理しておりますが、登録・修正・削除・照会できてはいけないうことになりますか？	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・No.172と同様
176	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	158	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須					0	0	0			
177	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	159	—	—					0	0	0			
178	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	160	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション				①報告を必要としない異動情報を一覧で確認するという要件は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。どのような場面で必要なのでしょうか。 ②内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
179	資格異動	氏名・性別・生年月日変更	161	住所変更に係る異動の登録・修正・削除・照会ができること	必須	※マイナンバー未付番者については報告が必要のため			①住所情報は住民記録システムと連動するため、住所変更に係る台帳異動（異動の登録・修正・削除・照会）は基本的にないため、異動報告書の作成できることといった要件に修正していただきたい。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・文言修正
180	資格異動	追加・訂正	162	追加・訂正に係る受付処理簿を作成できること（EUC対応）	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②受付処理簿はすべての自治体に必要なものでしょうか。一部自治体の場合はオプションが妥当ではないでしょうか。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除

No.	ツリー構成					ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
181	資格異動	追加・訂正	163	資格取得、喪失に係る修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、個人番号、生年月日、氏名、性別、住所、届書種類・番号、取得記録（訂正前）、取得記録（訂正後）、喪失記録（訂正前）、喪失記録（訂正後）、種別（訂正前）、種別（訂正後）、理由、訂正前の性別、訂正に至った事由、受理年月日、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		@No.93と同じ 「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 資格関係に、「却下」処分はないので、削除			1	9	10	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.182へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割 ※本事務においては、性別・生年月日変更の届出を受けた場合、住民記録システムを更新し国民年金システムへ連携するため、「氏名・性別・生年月日変更」とは異なり、性別、生年月日を管理項目として用意しない
182	資格異動	追加・訂正	-	(前項要件を分割)	-					(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を修正	・No.181のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正

No.	ツリー構成					ご意見総評													
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見				意見数			取捨方針						
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント					
183	資格異動	追加・訂正	164	資格異動における履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、個人番号、生年月日、氏名、性別、住所、届書種類・番号、取得記録（訂正前）、取得記録（訂正後）、喪失記録（訂正前）、喪失記録（訂正後）、種別（訂正前）、種別（訂正後）、理由、訂正前の性別、訂正に至った事由、受理年月日、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑧管理項目について No.93と同じ 追加：氏名カナ 削除：（再審査要の場合） 却下通知年月日	①新No.163との機能の違いは为什么呢。 ②資格異動において、返付年月日、再受付年月日、却下年月日、返戻年月日の管理が必要でしょうか。事務処理基準に記載されているのは認識していますが、これまでのパッケージ導入で要件として聞いたことはありません。 ③新No.163と同様 ④下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 訂正に至った事由、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ⑤管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いでしょう。 ⑥※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑦※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないことを認識しており必須の要件	1	7	8	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.184へ）					
184	資格異動	追加・訂正	-	（前項要件を分割）	-								（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を修正	・No.183のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正	
185	資格異動	追加・訂正	165	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須														
186	資格異動	追加・訂正	166	-	-														
187	資格異動	追加・訂正	167	被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）を出力できること ※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること	必須	※法令上必須の帳票のため、必須とする	②【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」と思われる。	①「②国民年金標準化_帳票詳細要件（素案）_v1.xlsx」において、「被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）」は、必須帳票として定義されていません。また、「被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）」という帳票は、法令で定められている帳票ではないという認識です。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・補記を追加					
188	資格異動	追加・訂正	168	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覽で確認できること（EUC対応）	オプション			①報告を必要としない異動情報を一覽で確認するという要件は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。どのような場面で必要なのでしょう。 ②内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのかが定義しないと実装できるか判断できません。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除					
189	資格異動	不在	169	不在に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、生年月日、該当年月日、転出先住所（住所コード、住所（フリガナ）、被保険者氏名、住民票削除理由、住所判明年月日、判明住所（郵便番号、住所（市区町村コード、フリガナ）、変更年月日）、氏名変更を伴う場合（変更後の氏名、変更年月日）、氏名、消滅年月日、消滅理由、、受付年月日、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑥管理項目について No.93と同じ 追加：個人番号、氏名カナ、性別 削除：（再審査要の場合） 却下通知年月日 ⑦【意見】 「たき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①不在と不在判明では、管理項目が異なるため、機能としては分けたほうがよいのではないのでしょうか。 ②下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 住民票削除理由、住所判明年月日、判明住所（郵便番号、住所（市区町村コード、フリガナ）、変更年月日）、氏名変更を伴う場合（変更後の氏名、変更年月日）、消滅年月日、消滅理由、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ③年金システムでは該当年月日、住所判明年月日を保持し、宛名番号と該当年月日、住所判明年月日から生年月日、転出先住所（住所コード、住所（フリガナ）、被保険者氏名、住民票削除理由、判明住所（郵便番号、住所（市区町村コード、フリガナ）、変更年月日）、氏名変更を伴う場合（変更後の氏名、変更年月日）、氏名、消滅年月日、消滅理由を取得して照会すれば良いと考えます。 ④※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑤※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.190へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割					

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見				意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
190	資格異動	不在	-	(前項要件を分割)	-						(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を修正	・No.189のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正
191	資格異動	不在	170	不在に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、生年月日、該当年月日、転出先住所（住所コード、住所（フリガナ）、被保険者氏名、住民票削除理由、住所判明年月日、判明住所（郵便番号、住所（市区町村コード、フリガナ）、変更年月日）、氏名変更を伴う場合（変更後の氏名、変更年月日）、氏名、消滅年月日、消滅理由、受付年月日、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日	必須		⑥わかりやすく表示 基本管理項目＋不在の場合の項目＋不在判明の場合の項目 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①不在と不在判明では、管理項目が異なるため、機能としては分けたほうがよいのではないのでしょうか。 ②下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 住民票削除理由、住所判明年月日、判明住所（郵便番号、住所（市区町村コード、フリガナ）、変更年月日）、氏名変更を伴う場合（変更後の氏名、変更年月日）、消滅年月日、消滅理由、（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日 ③年金システムでは該当年月日、住所判明年月日を保持し、宛名番号と該当年月日、住所判明年月日から生年月日、転出先住所（住所コード、住所（フリガナ）、被保険者氏名、住民票削除理由、判明住所（郵便番号、住所（市区町村コード、フリガナ）、変更年月日）、氏名変更を伴う場合（変更後の氏名、変更年月日）、氏名、消滅年月日、消滅理由を取得して照会すれば良いと考えます。 ④※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。 ⑤※3（届書に不備等があった場合）返付年月日、（不備訂正後の再提出があった場合）再受付年月日、（再審査要の場合）却下通知年月日、報告年月日、返戻年月日については、特に連携に必要な項目でないと認識しており必須の要件ではないと考えます。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.192へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
192	資格異動	不在	-	(前項要件を分割)	-						(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を修正	・No.191のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正
193	資格異動	不在	171	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須						0	1	1	指摘	機能要件を修正	
194	資格異動	不在	172	-	-						0	0	0			
195	資格異動	不在	173	居所未登録者報告書を出力できること	必須		③法令上、報告が必要となっている資格異動処理である。帳票は、昔からのひな形様式のみが示されており、実際には、自治体ごとの様式で必要項目を報告している。電子媒体の報告種類には含まれていない。	①利用頻度を鑑み、必須とするべきか、オプションとして整理するかご検討をお願いしたいと考えております。特に小規模自治体では必須とならない帳票と考えています。 ②現在も市町村にて必須の機能となりますか。いただいた資料の実装PKG数1とあり要望も少ないのではないのでしょうか。	1	2	3	指摘	機能要件を修正	・年金機構より自治体ごとのレイアウトを許容する旨回答いただいたため、オプションへ変更（法令上必須の帳票から除外）		
196	資格異動	不在	174	居所未登録者住所判明報告書を出力できること	必須		③法令上、報告が必要となっている資格異動処理である。帳票は、昔からのひな形様式のみが示されており、実際には、自治体ごとの様式で必要項目を報告している。電子媒体の報告種類には含まれていない。	①利用頻度を鑑み、必須とするべきか、オプションとして整理するかご検討をお願いしたいと考えております。特に小規模自治体では必須とならない帳票と考えています。 ②現在も市町村にて必須の機能となりますか。いただいた資料の実装PKG数1とあり要望も少ないのではないのでしょうか。	1	2	3	指摘	機能要件を修正	・年金機構より自治体ごとのレイアウトを許容する旨回答いただいたため、オプションへ変更（法令上必須の帳票から除外）		
197	資格異動	不在	175	不在、不現住、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション						0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
198	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	176	被保険者、配偶者、世帯主の免除申請に必要な所得情報を課税情報より取得し、政令で定める額を算出できること	必須		※窓口における免除の相談時に、免除の該当有無をご案内するケースを想定				0	0	0			

No.	ツリー構成						ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見				意見数			取扱方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
199	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	177	所得情報について、未申告・無申告の判断を行い、それを確認できること 未申告・無申告の判断例) ・未申告：住民税システムに持っている申告区分が未申告である。または、住民税システムの税データがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在している。(他市町村課税者を除く) ・無申告：住民税システムに持っている申告区分が無申告である。または、住民税システムの税データがなく、1月1日に自市町村内に住民票が存在しており、他住民の扶養に入っている。(他市町村課税者を除く)	オプション	※判断方法は自治体ごとの運用に併せて定義する			①未申告、無申告の場合の判断及び国民年金システムとしての取り扱いについては、仕様として定めるべきではないでしょうか。	0	1	1	質問	機能要件を修正	・文言を修正
200	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	178	免除申請者受付処理簿を作成できること（EUC対応）	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②受付処理簿はすべての自治体で必要なものでしょうか。一部自治体の場合はオプションが妥当ではないでしょうか。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
201	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	179	申請免除に係る登録・修正・削除・照会が行えること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、申請期間、世帯主の氏名・生年月日、配偶者の氏名・生年月日、配偶者の個人番号、前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（承認の場合）免除等の始期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨	必須		⑫管理項目の考え方 No.25のとおり ●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ●受付処理簿に記載すべき項目は、原則、管理項目ではあるが、一時的なチェック事跡である「番号確認書類及び身元確認書類有無」などは、システム管理する必要はなく、事務処理基準でも「届書等又は受付処理簿」に記入と規定している。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておけばよいが、システム上で受付処理簿を管理する場合は「データ管理」項目とすべきでないので、あえて事務処理基準で、届書等に記入（チェック）すれば良いよう「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定した経緯があります。 ⑬【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	⑬免除の終期、裁定日についても管理が必要ではないでしょうか。 ⑭申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ⑮受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ⑯免除の終期の管理も必要です。追記をお願いします。 ⑰法定免除には「該当の旨」の項目がございます。そのほかの免除も合わせて「承認の旨」等の管理をお願いします。 ⑱「申出書等の名称」と「通知書提出有無」はどのように使用する項目でしょうか。使用目的、用途が不明なため、パッケージ機能として実装し難いです。 ⑲受付年月日と受理年月日は管理内容が重複すると思われる。どちらか一方の削除をお願いいたします。 ⑳下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（却下の場合）却下の旨 ㉑また、受付年月日と受理年月日の違いについてご教示いただけますでしょうか。 ㉒管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ㉓※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理して国民年金システムでは保持して管理していないなど。	2	11	13	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.202へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	
202	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.201のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取捨方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
203	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	180	<p>過年度分の免除申請を受付できること</p> <p>【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、申請期間、世帯主の氏名・生年月日、配偶者の氏名・生年月日、配偶者の個人番号、前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（承認の場合）免除等の始期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨</p>	必須		<p>⑨管理項目の考え方 No.25のとおり</p> <p>●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目</p> <p>●市町村事務処理基準において「受付処理簿に記載する事項」とされているものを2つに分類する。 ①受付処理簿をシステム上で管理する場合、受付簿の記載事項は、原則、管理項目となる。 ②ただし、受付時の一時的なチェック事跡である「番号確認書類及び身元確認書類有無」などはシステム管理する必要はない。 個人番号導入にともない事務処理基準に追記された「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、「届書等又は受付処理簿に記入」と規定されている。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入していてもよいが、受付処理簿をシステムで管理している場合は、こうしたチェック事跡などは、本来「データ管理項目」とすべきものではないことから、届書等に欄を設けて記入（チェック）すれば良いということで、「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定された経緯がある。</p> <p>◎【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべきだと思われる。」 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。</p>	<p>①免除の終期、裁定日についても管理が必要ではないでしょうか。 ②申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ③受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ④新No.180と同様 ⑤下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（却下の場合）却下の旨 ⑥また、受付年月日と受理年月日の違いについてご教示いただけますでしょうか。 ⑦管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑧※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。</p>	2	8	10	指摘	機能要件を修正	<p>・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.204へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割</p>		
204	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	<p>・No.203のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正</p>		
205	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	181	<p>指定された条件で抽出された免除該当者を抽出し、一括で免除に係る異動を行えること</p> <p>【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、申請期間、世帯主の氏名・生年月日、配偶者の氏名・生年月日、配偶者の個人番号、前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（承認の場合）免除等の始期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨</p>	オプション	※「終了期限を迎える該当者に対し、延長もしくは終了の処理を一括して行う」ケース等を想定	<p>⑥管理項目の考え方 No.25のとおり</p> <p>●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目</p> <p>●市町村事務処理基準において「受付処理簿に記載する事項」とされているものを2つに分類する。 ①受付処理簿をシステム上で管理する場合、受付簿の記載事項は、原則、管理項目となる。 ②ただし、受付時の一時的なチェック事跡である「番号確認書類及び身元確認書類有無」などはシステム管理する必要はない。 個人番号導入にともない事務処理基準に追記された「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、「届書等又は受付処理簿に記入」と規定されている。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入していてもよいが、受付処理簿をシステムで管理している場合は、こうしたチェック事跡などは、本来「データ管理項目」とすべきものではないことから、届書等に欄を設けて記入（チェック）すれば良いということで、「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定された経緯がある。</p> <p>⑦【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべきだと思われる。」 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。</p>	<p>①「終了期限を迎える該当者に対し、延長もしくは終了の処理を一括して行う」ケースとは、どのようなケースでしょうか。申請免除及び納付猶予については1年間のみ有効で、延長もしくは終了を一括で行うということや要件をこれまで聞いたことがないです。 ②新No.180と同様 ③管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ④免除承認時点で免除終期も登録するので、一括で終期を登録する機能は不要と考えます。 ⑤免除・納付猶予申請は毎年行うものなので、延長機能は不要と考えます。</p>	2	5	7	指摘	機能要件を修正	<p>・終期は1年で決まっている、かつ毎年更新するため、不要機能。削除</p>		

No.	ツリー構成					ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取捨方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
206	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	182	申請免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、申請期間、世帯主の氏名・生年月日、配偶者の氏名・生年月日、配偶者の個人番号、前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（承認の場合）免除等の始期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨	必須		⑧管理項目の考え方 No.25のとおり ●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ●市町村事務処理基準において「受付処理簿に記載する事項」とされているものを2つに分類する。 ①受付処理簿をシステム上で管理する場合、受付簿の記載事項は、原則、管理項目となる。 ②ただし、受付時の一時的なチェック事跡である「番号確認書類及び身元確認書類有無」などはシステム管理する必要はない。 個人番号導入にともない事務処理基準に追記された「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、「届書等又は受付処理簿に記入」と規定されている。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入していてもよいが、受付処理簿をシステムで管理している場合は、こうしたチェック事跡などは、本来「データ管理項目」とすべきものではないことから、届書等に欄を設けて記入（チェック）すれば良いということで、「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定された経緯がある。 ⑨【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべきだと思われる。」 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①免除の終期、裁定日についても管理が必要ではないでしょうか。 ②申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ③受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ④新No.180と同様 ⑤下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（却下の場合）却下の旨 ⑥また、受付年月日と受理年月日の違いについてご教示いただけますでしょうか。 ⑦※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	2	7	9	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.207へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
207	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	-	（前項要件を分割）	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.206のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		
208	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	183	免除の総合判定結果、被保険者、配偶者、世帯主それぞれの免除判定結果（政令で定める額）を表示・確認できること	必須						0	0	0			
209	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	184	16歳以上19歳未満の扶養親族数の異動を行えること（一括の登録も行えること）	オプション						0	3	3	指摘	機能要件を修正 ・機能詳細を確認の結果、No.28に包含可能であるため、削除	
210	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	185	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須						0	2	2	指摘	機能要件を修正 ・異動報告は発生しないため、削除	
211	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	186	-	-						0	0	0			

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1				ご意見				意見数			取捨方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
212	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	187	以下の帳票を出力できること。なお、住民の基本情報（氏名、フリガナ、生年月日、性別、じゅしよ）は印字する 国民年金保険料免除・納付猶予申請/ 国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書） ※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること	必須		④【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」 と思われる。	①じゅしよ⇒住所 ②帳票の出力項目については、帳票詳細要件に記載されているので、機能要件では記載不要ではないでしょうか。 ③帳票要件では住所は印字項目として記載されておりません。合わせていただきますよう修正をお願いいたします。	1	3	4	指摘	機能要件を修正	・文言修正 ・補記修正		
213	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	188	以下の帳票を出力できること。なお、住民の基本情報（氏名、フリガナ、生年月日、性別、じゅしよ）は印字する 免除・納付猶予取消申請書/国民年金保険料追納申込書	オプション		⑤【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」 と思われる。	①じゅしよ⇒住所 ②左記帳票は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要は機能でしょうか。 ③免除・納付猶予取消申請書は帳票要件にございません。レイアウト、帳票要件のご提示をお願いします。 ④国民年金保険料追納申込書は11月18日ベンダー分科会の資料「参考4 機能・帳票要件（案）」に対するご意見一覧「20211115_01」にて削除予定となっております。修正をお願いいたします。	1	4	5	指摘	機能要件を修正	・文言修正		
214	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	189	以下の帳票について、白紙を出力できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請/ 国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書） /免除・納付猶予取消申請書/国民年金保険料追納申込書	オプション		③【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」 と思われる。	①白紙で出力する必要があるのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。 ②国民年金保険料追納申込書は11月18日ベンダー分科会の資料「参考4 機能・帳票要件（案）」に対するご意見一覧「20211115_01」にて削除予定となっております。修正をお願いいたします。	1	2	3	指摘	機能要件を修正			
215	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	190	登録された免除申請について、年度ごと、受付区分（一般申請・学生申請）ごとに検索照会を行えること	オプション	※受付処理簿の管理項目に対し検索する際に利用する		①オンライン画面での検索照会を想定しているのでしょうか。どのような検索照会を想定されているのか判断ができません。	0	1	1	指摘	機能要件を修正			
216	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	191	—	—				0	0	0		機能要件を修正	・実装不可として明記		
217	免除	免除・納付猶予申請書受理・審査	192	申請免除者、16歳以上19歳未満の扶養親族数、指定された条件で抽出された免除申請者、報告を必要としない異動に係る情報に係る一覧を確認できること（EUC対応）	オプション			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②新No.27と同様	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除		
218	免除	学生納付特例申請書受理・審査	193	被保険者の学生納付特例申請に必要な所得情報を課税情報より取得し、政令で定める額を算出できること	必須	※窓口における免除の相談時に、免除の該当有無をご案内するケースを想定			0	0	0					
219	免除	学生納付特例申請書受理・審査	194	所得情報について、未申告・無申告の判断を行い、それを確認することができること	オプション			①未申告、無申告の場合の取り扱いについては、仕様として決めるべきではないでしょうか。「確認できること」という記載では、システムとしてどのように実装するのか判断できません。	0	1	1	質問	機能要件を修正	・文言を修正		
220	免除	学生納付特例申請書受理・審査	195	学生納付特例申請書受付処理簿を作成できること（EUC対応）	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない		①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②受付処理簿はすべての自治体で必要なものでしょうか。一部自治体の場合はオプションが妥当ではないでしょうか。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除		
221	免除	学生納付特例申請書受理・審査	196	学生納付特例申請に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、申請者の在学する大学等の名称・所在地、申請期間、前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（承認の場合）免除等の始期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨	必須		⑩●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ●「学生納付特例申請」においては、基礎年金番号、氏名、住所、世帯情報などは、公簿の情報から抽出して帳票に出力印字できたほうが良く、そのためには「管理項目」にすべきであるが、申請書に本人が記載すべき事項の「学校名称・所在地」を、わざわざシステムに手入力して管理する必要はない。また、個人情報保護の観点からも管理すべきではない。 ●個人番号導入にともない事務処理基準に追記された「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、「届書等又は受付処理簿に記入」と規定されている。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入していてもよいが、受付処理簿をシステムで管理している場合は、こうしたチェック事跡などは、本来「データ管理項目」とすべきものではない。 届書等に欄を設けて記入（チェック）すれば良いということで、「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定された経緯がある。 ⑪【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」 と思われる。 【理由】 「事務処理基準」とはあくまで事務内容の基準であって、システムに依存する事項は、それは利用者の責任で管理するべきである。	①免除の終期、裁定日についても管理が必要ではないでしょうか。 ②申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ③受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ④免除の終期の管理も必要です。追記をお願いいたします。 ⑤「申出書等の名称」と「通知書提出有無」はどのように使用する項目でしょうか。使用目的、用途が不明なため、パッケージ機能として実装し難いです。 「申出書等の名称」に関しては、申請や申出時に使用する帳票は決まっているため、もし申請時等の資料の名称管理用の場合は不要だと思われます。 ⑥受付年月日と受理年月日は管理内容が重複すると思われる。どちらか一方の削除をお願いいたします。 ⑦下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 申請者の在学する大学等の名称・所在地、受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（却下の場合）却下の旨 ⑧管理項目について、住民記録システムから照会のみできればよいが、国民年金システムで照会できるかどうかは、	2	9	11	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.222へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		

No.	ツリー構成						ご意見総評											
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取投方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント				
222	免除	学生納付特例申請書受理・審査	-	-	-	-		(追加分)		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.221のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		
223	免除	学生納付特例申請書受理・審査	197	過年度分の学生納付特例申請を受付できること	必須		<p>【管理項目】</p> <p>個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、申請者の在学する大学等の名称・所在地、申請期間、前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（承認の場合）免除等の始期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨</p>		<p>⑧●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目</p> <p>●「申請者の在学する大学等の名称や所在地」は、本人が申請書に記載すべき項目であり、管理項目ではない</p> <p>●受付処理簿に記載すべき項目は、原則、管理項目ではあるが、一時的なチェック事跡である「番号確認書類及び身元確認書類有無」などは、システム管理する必要はなく、事務処理基準でも「届書等又は受付処理簿」に記入と規定している。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておけばよいが、システム上で受付処理簿を管理する場合は「データ管理」項目とすべきでないで、あえて事務処理基準で、届書等に記入（チェック）すれば良いよう「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定した経緯がある。</p> <p>⑨【意見】</p> <p>「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。</p> <p>【理由】</p> <p>『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。</p>	<p>①免除の終期、裁定日についても管理が必要ではないでしょうか。</p> <p>②申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。</p> <p>③受付年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。</p> <p>④新No.197と同様</p> <p>⑤下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。</p> <p>申請者の在学する大学等の名称・所在地、受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（却下の場合）却下の旨</p> <p>⑥管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できればならないものを区別した方が良いでしょう。</p> <p>⑦※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能ががあれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？</p> <p>例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。</p>	2	7	9	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.224へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
224	免除	学生納付特例申請書受理・審査	-	-	-			(追加分)		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.223のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正			
225	免除	学生納付特例申請書受理・審査	198	指定された条件で抽出された免除該当者を抽出し、一括で免除に係る異動を行うこと	オプション	※「終了期限を迎える該当者に対し、延長もしくは終了の処理を一括して行う」ケース等を想定	<p>⑦●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目</p> <p>●「学生納付特例申請」においては、基礎年金番号、氏名、住所、世帯情報などは、公簿の情報から抽出して帳票に出力印字できたほうが良く、そのためには「管理項目」にすべきであるが、申請書に本人が記載すべき事項の「学校名称・所在地」を、わざわざシステムに手入力して管理する必要はない。また、個人情報保護の観点からも管理すべきではない。</p> <p>●個人番号導入にともない事務処理基準に追記された「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、「届書等又は受付処理簿に記入」と規定されている。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておいてもよいが、受付処理簿をシステムで管理している場合は、こうしたチェック事跡などは、本来「データ管理項目」とすべきものではない。</p> <p>届書等に欄を設けて記入（チェック）すれば良いということで、「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定された経緯がある。</p> <p>⑧【意見】</p> <p>「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。</p> <p>【理由】</p> <p>『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。</p>	<p>①「終了期限を迎える該当者に対し、延長もしくは終了の処理を一括して行う」ケースとは、どのようなケースでしょうか。申請免除及び納付猶予については1年間のみ有効で、延長もしくは終了を一括で行うという要件をこれまで聞いたことがないです。</p> <p>②新No.197と同様</p> <p>③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。</p> <p>申請者の在学する大学等の名称・所在地、受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（却下の場合）却下の旨</p> <p>④管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できればならないものを区別した方が良いでしょう。</p> <p>⑤免除承認時点で免除終期も登録するので、一括で終期を登録する機能は不要と考えます。</p> <p>⑥学生納付特例申請は毎年行うものなので、延長機能は不要と考えます。</p>	2	6	8	指摘	機能要件を修正	・終期は1年で決まっている、かつ毎年更新するため、不要機能。削除				

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針					
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
							ムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。									
226	免除	学生納付特例申請書受理・審査	199	学生納付特例免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、申請者の在学する大学等の名称・所在地、申請期間、前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（承認の場合）免除等の始期、免除区分（種別）、（却下の場合）却下の旨	必須		⑧●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ●「学生納付特例申請」においては、基礎年金番号、氏名、住所、世帯情報などは、公簿の情報から抽出して帳票に出力印字できたほうが良く、そのためには「管理項目」にすべきであるが、申請書に本人が記載すべき事項の「学校名称・所在地」を、わざわざシステムに手入力して管理する必要はない。また、個人情報保護の観点からも管理すべきではない。 ●個人番号導入にともない事務処理基準に追記された「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、「届書等又は受付処理簿に記入」と規定されている。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておいてもよいが、受付処理簿をシステムで管理している場合は、こうしたチェック事跡などは、本来「データ管理項目」とすべきものではない。 届書等に欄を設けて記入（チェック）すれば良いということで、「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定された経緯がある。 ⑨【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①免除の終期、裁定日についても管理が必要ではないでしょうか。 ②申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ③受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ④新No.197と同様 ⑤下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 申請者の在学する大学等の名称・所在地、受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（却下の場合）却下の旨 ⑥管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑦※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 例）生年月日、氏名などは宛名システムで管理していて国民年金システムでは保持して管理していないなど。	2	7	9	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.227へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
227	免除	学生納付特例申請書受理・審査	-	-	-		（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.226のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		
228	免除	学生納付特例申請書受理・審査	200	学生納付特例免除の免除判定結果を表示できること	必須				0	0	0					
229	免除	学生納付特例申請書受理・審査	201	16歳以上19歳未満の扶養親族数の異動を行えること（一括の登録も行えること）	オプション				0	3	3	指摘	機能要件を修正	・機能詳細を確認の結果、No.28に包含可能であるため、削除		
230	免除	学生納付特例申請書受理・審査	202	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須				0	2	2	指摘	機能要件を修正	・異動報告は発生しないため、削除		
231	免除	学生納付特例申請書受理・審査	203	-	-				0	0	0					

No.	ツリー構成						ご意見総評							
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
232	免除	学生納付特例申請書受理・審査	204	以下の帳票を出力できること。なお、住民の基本情報（氏名、フリガナ、生年月日、性別、じゅしよ）は印字する 国民年金保険料学生納付特例申請/国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書） ※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること	必須		④【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」だと思われる。	①じゅしよ⇒住所 ②帳票の出力項目については、帳票詳細要件に記載されているので、機能要件では記載不要ではないでしょうか。 ③帳票要件では住所は印字項目として記載されておりません。合わせていただきますよう修正をお願いいたします。	1	3	4	指摘	機能要件を修正	・文言修正 ・補記修正
233	免除	学生納付特例申請書受理・審査	205	以下の帳票を出力できること。なお、住民の基本情報（氏名、フリガナ、生年月日、性別、じゅしよ）は印字する 学生納付特例不該当届/国民年金保険料追納申込書	オプション		⑤【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」だと思われる。	①じゅしよ⇒住所 ②左記帳票は、これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要は機能でしょうか。 ③免除・納付猶予取消申請書は帳票要件にございません。オプション機能だとしても、自治体の要望があれば作成が必要となります。その際、レイアウト、帳票要件がないことで、カスタマイズとなる可能性が高いため、機能要件に載せるならば、レイアウト、帳票要件のご提示をお願いします。 ④国民年金保険料追納申込書は11月18日ベンダー分科会の資料「参考4 機能・帳票要件（案）」に対するご意見一覧「20211115_01」にて削除予定となっております。修正をお願いいたします。	1	4	5	指摘	機能要件を修正	・文言修正
234	免除	学生納付特例申請書受理・審査	206	以下の帳票について、白紙を出力できること 国民年金保険料学生納付特例申請/国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）/学生納付特例不該当届/国民年金保険料追納申込書	オプション			①白紙で出力する必要があるのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。 ②国民年金保険料追納申込書は11月18日ベンダー分科会の資料「参考4 機能・帳票要件（案）」に対するご意見一覧「20211115_01」にて削除予定となっております。修正をお願いいたします。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	
235	免除	学生納付特例申請書受理・審査	207	登録された免除申請について、年度ごと、受付区分（一般申請・学生申請）ごとに検索照会を行えること	オプション	※受付処理簿の管理項目に対し検索する際に利用する		①オンライン画面での検索照会を想定しているのでしょうか。どのような検索照会を想定されているのか判断ができません。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
236	免除	学生納付特例申請書受理・審査	208	学生納付特例申請者、16歳以上19歳未満の扶養親族数、指定された条件で抽出された免除申請者、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②新No.27と同様	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
237	免除	免除理由該当等届受理・審査	209	法定免除に係る受付処理簿を作成できること（EUC対応）	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない		①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②受付処理簿はすべての自治体で必要なものでしょうか。一部自治体の場合はオプションが妥当ではないでしょうか。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
238	免除	免除理由該当等届受理・審査	210	法定免除に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、保険料の免除理由及びそれに該当した年月日、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（該当の場合）該当の旨、保険料免除年月日、（不該当の場合）不該当の旨	必須		⑬●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ●「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、システム管理する必要はない。 事務処理基準でも「届書等又は受付処理簿」に記入と規定している。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておけばよいが、システム上で受付処理簿を管理する場合は「データ管理」項目とすべきでないため、あえて事務処理基準で、届書等に記入（チェック）すればよい「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定した経緯がある。 ⑭【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ②受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ③法定免除は、免除理由該当届と免除理由消滅届の2種類あります。それぞれでの記載が必要です。 ④「免除の終了日」の管理も必要です。追記をお願いいたします。 ⑤「申出書等の名称」「通知書提出有無」はどのように使用する項目でしょうか。使用目的、用途が不明なため、パッケージ機能として実装し難いです。「申出書等の名称」に関しては、申請や申出時に使用する帳票は決まっているため、もし申請時等の資料の名称管理用の場合は不要だと思います。 ⑥「（該当の場合）該当の旨」「（不該当の場合）不該当の旨」の管理がありますが、法定免除に関しては、年金機構への提出資料が申請書ではなく申出書となっており、年金機構からの処理結果一覧の届書名でも法定免除の却下、不該当等の届書はなく、免除の期間や理由コードのみが送られてくるようになっています。 年金機構からは該当した場合でしか結果がこないため、「（該当の場合）該当の旨」「（不該当の場合）不該当の旨」の管理は不要ではないでしょうか。	2	12	14	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.239へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割

No.	ツリー構成						ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1				ご意見					意見数			取扱い方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント			
239	免除	免除理由該当等届受理・審査	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)				(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加		・No.238のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正
240	免除	免除理由該当等届受理・審査	211	指定された条件で抽出された該当者を抽出し、一括で免除に係る異動を行えること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、保険料の免除理由及びそれに該当した年月日、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（該当の場合）該当の旨、保険料免除年月日、（不該当の場合）不該当の旨	オプション	※「終了期限を迎える該当者に対し、延長もしくは終了の処理を一括して行う」ケース等を想定	⑦【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①「終了期限を迎える該当者に対し、延長もしくは終了の処理を一括して行う」ケースとは、どのようなケースでしょうか。法定免除について、終了期限というものがあるという認識がありません。 ②同上 ③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（不該当の場合）不該当の旨 ④管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑤法定免除に対して、一括で終了情報を登録する場合は、年齢要件による資格喪失に伴う場合のみと想定します。	1	6	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.241へ） ・他システムへ照会する項目は※書き ・備考の文言を修正			
241	免除	免除理由該当等届受理・審査	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)				(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加		・No.242のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正
242	免除	免除理由該当等届受理・審査	212	法定免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、保険料の免除理由及びそれに該当した年月日、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（該当の場合）該当の旨、保険料免除年月日、（不該当の場合）不該当の旨	必須		⑦●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ●「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、システム管理する必要はない。 事務処理基準でも「届書等又は受付処理簿」に記入と規定している。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておけばよいが、システム上で受付処理簿を管理する場合は「データ管理」項目とすべきでないので、あえて事務処理基準で、届書等に記入（チェック）すれば良いよう「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定した経緯がある。 ⑧【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ②受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ③法定免除は、免除理由該当届と免除理由消滅届の2種類あります。それぞれでの記載が必要です。 ④同上 ⑤下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（不該当の場合）不該当の旨 ⑥※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 法定免除については、再受付などほとんどない認識で申請状態の管理まではしていない。	2	6	8	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.243へ） ・他システムへ照会する項目は※書き で分割			

No.	ツリー構成						ご意見総評							
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
243	免除	免除理由該当等届受理・審査	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.242のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正
244	免除	免除理由該当等届受理・審査	213	法定免除の免除判定結果を表示できること	オプション	※年金機構が処理した結果(法定免除期間の始期・終期)なども併せて管理・表示できる必要あり		①法定免除の判定結果は、免除の始期、終期という認識でよいでしょうか。 ②新No.210と同様ですが、年金機構からの処理結果一覧の届書名では法定免除の却下、不該当等の届書はなく、判定結果ではなく、免除の該当期間や免除理由のみが送られてくるようになってます。 そのため、判定結果(該当、不該当)の表示・管理は不要であり、新No.210の要件・管理項目で機能は満たせるため、左記の要件を別要件として記載する必要はないと考えます。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・No.238で管理・照会できるため、機能削除
245	免除	免除理由該当等届受理・審査	214	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須				0	0	0			
246	免除	免除理由該当等届受理・審査	215	-	-				0	0	0			
247	免除	免除理由該当等届受理・審査	216	国民年金被保険者関係届書(申出書)を出力できること ※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること	必須		②【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」と思われる。	①帳票の出力項目については、帳票詳細要件に記載されているので、機能要件では記載不要ではないでしょうか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・補記を追加
248	免除	免除理由該当等届受理・審査	217	免除期間納付申出書、免除期間納付申出期間訂正申出書を出力できること	オプション			①左記の帳票が帳票要件にございせん。オプション機能だとしても、機能要件に載せるならばレイアウト、帳票要件のご提示をお願いします。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
249	免除	免除理由該当等届受理・審査	218	法定免除者、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できること(EUC対応)	オプション			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
250	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	219	産前・産後免除に係る受付処理簿を出力できること	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない		①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②EUCの記載が消えています。帳票要件と解釈される可能性があるため、(EUC対応)と明記をお願いします。 ③受付処理簿はすべての自治体で必要なものでしょうか。一部自治体の場合はオプションが妥当ではないでしょうか。	0	3	3	指摘	機能要件を修正	
251	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	220	産前産後免除に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、出産の予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元(実存)確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、(該当の場合)保険料免除始期及び保険料免除終期、(不該当の場合)不該当の旨	必須		⑨●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ●「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、システム管理する必要はない。 事務処理基準でも「届書等又は受付処理簿」に記入と規定している。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておけばよいが、システム上で受付処理簿を管理する場合は「データ管理」項目とすべきでないため、あえて事務処理基準で、届書等に記入(チェック)すればよい「届書等又は受付処理簿」にその旨を記入すると規定した経緯がある。 ⑩【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元(実存)確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ②受付年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ③「申出書等の名称」と「通知書提出有無」はどのように使用する項目でしょうか。使用目的、用途が不明なため、パッケージ機能として実装し難いです。「申出書等の名称」に関しては、申請や申出時に使用する帳票は決まっているため、もし申請時等の資料の名称管理用の場合は不要だと思います。 ④「(該当の場合)該当の旨」「(不該当の場合)不該当の旨」の管理がありますが、産前産後免除に関しては、年金機構への提出資料が申請書ではなく申出書となっており、年金機構からの処理結果一覧の届書名でも、産前産後免除の却下、不該当等の届書はないように見受けられます。 年金機構からは該当した場合でしか結果がこないため、「(該当の場合)該当の旨」「(不該当の場合)不該当の旨」の管理は不要ではないでしょうか。 ⑤受付年月日と受理年月日は管理内容が重複すると思われる。どちらか一方の削除をお願いします。 ⑥下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元(実存)確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、(不該当の場合)不該当の旨 ⑦管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑧※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか? 産前産後については、再受付などほとんどない認識で申請状態の管理まで行っていない	2	8	10	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定(オプションはNo.252へ) ・他システムへ照会する項目は※書きで分割

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取扱方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
252	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.251のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正	
253	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	221	指定された条件で抽出された該当者を抽出し、一括で免除に係る異動を行えること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、出産の予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（該当の場合）保険料免除始期及び保険料免除終期、（不該当の場合）不該当の旨	オプション	※「終了期限を迎える該当者に対し、延長もしくは終了の処理を一括して行う」ケース等を想定	⑥ ●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ●「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、システム管理する必要はない。 事務処理基準でも「届書等又は受付処理簿」に記入と規定している。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておけばよいが、システム上で受付処理簿を管理する場合は「データ管理」項目とすべきでないで、あえて事務処理基準で、届書等に記入（チェック）すれば良いよう「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定した経緯がある。 ⑦【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①「終了期限を迎える該当者に対し、延長もしくは終了の処理を一括して行う」ケースとは、どのようなケースでしょうか。産前産後免除について、延長もしくは終了を行うという要件をこれまで聞いたことがないです。 ②新No.220と同様 ③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（不該当の場合）不該当の旨 ④管理項目について、住民記録システムから照会のみでできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならぬものを区別した方が良いと考えます。 ⑤産前産後免除は、出産の予定日に該当する免除始期・終期を登録するので、一括で終期を登録する機能、延長機能は不要と考えます。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・終期が決まっているため、削除。		
254	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	222	産前・産後免除に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、出産の予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（該当の場合）保険料免除始期及び保険料免除終期、（不該当の場合）不該当の旨	必須		⑦ ●すべてにおいて「氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所」は、住基の基本情報としてセットで考えるべき項目 ●「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、システム管理する必要はない。 事務処理基準でも「届書等又は受付処理簿」に記入と規定している。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておけばよいが、システム上で受付処理簿を管理する場合は「データ管理」項目とすべきでないで、あえて事務処理基準で、届書等に記入（チェック）すれば良いよう「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定した経緯がある。 ⑧【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ②受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ③新No.220と同様 ④下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、（不該当の場合）不該当の旨 ⑤管理項目について、住民記録システムから照会のみでできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならぬものを区別した方が良いと考えます。 ⑥※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 産前産後については、再受付などほとんどない認識で申請状態の管理まではしていない。	2	6	8	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.255へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
255	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	-	(前項要件を分割)	-		(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を追加	・No.254のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		
256	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	223	産前・産後免除の免除判定結果を表示できること	必須	※出産日から判断した免除期間が結果（最大4ヵ月以内、6ヵ月以内）を管理・表示できる必要あり		①免除判定結果の表示は、免除期間を表示するという認識でよろしいでしょうか。 ②出産日から判断した免除期間が結果に関しては、新No.220で免除終了日を管理することで機能は満たせるため、左記の要件を別要件として記載する必要はないと考えます。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・No.251で管理・照会できるため、機能削除		
257	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	224	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須											
258	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	225	-	-											
259	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	226	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること	必須		②【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」だと思われる。	①帳票の出力項目については、帳票詳細要件に記載されているので、機能要件では記載不要ではないでしょうか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・補記を追加		

No.	ツリー構成						ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取扱方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント			
260	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	227	産前産後免除未申請者を抽出し、勧奨を行えること	オプション							0	2	2	指摘	機能要件を修正	・補記を追加
261	免除	産前・産後免除申請書受理・審査	228	産前産後免除、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション							0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
262	付加	付加加入	229	付加加入に係る受付処理簿を作成できること（EUC対応）	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない						0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
263	付加	付加加入	230	付加加入に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、特定付加保険料の納付を希望する旨、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、該当の旨、該当年月日	必須		⑨付加納付、辞退の理由によって、付加納付申出か、農業者年金金を区別ができるので、管理項目に「理由」をもてばよい 機能一覧表において、管理項目名を統一 ・申出書等の名称、⇒ 届書等種類 ・通知書提出有無 ⇒ 届書報告の有無 ●「番号確認書類及び身元確認書類有無」は、システム管理する必要はない。 事務処理基準でも「届書等又は受付処理簿」に記入と規定している。この理由は、紙の受付処理簿であれば受付簿に記入しておけばよいが、システム上で受付処理簿を管理する場合は「データ管理」項目とすべきでないので、あえて事務処理基準で、届書等に記入（チェック）すれば良いよう「届書等又は受付処理簿にその旨を記入する」と規定した経緯がある。 ⑩【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ②受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ③「申出書等の名称」「通知書提出有無」はどのように使用する項目でしょうか。使用目的、用途が不明なため、パッケージ機能として実装し難いです。「申出書等の名称」に関しては、申請や申出時に使用する帳票は決まっているため、もし申請時等の資料の名称管理用の場合は不要だと思います。 ④受付年月日と受理年月日は管理内容が重複すると思われます。どちらか一方の削除をお願いいたします。 ⑤付加に関しては、年金機構の処理結果一覧の内容から、非該当は終了と同義だと思います。そのため、該当の旨や非該当の旨などの管理は不要で、該当年月日、非該当年月日の管理ができればよいと考えます。 ⑥下記について現状管理していませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 特定付加保険料の納付を希望する旨、受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、該当の旨 ⑦管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑧※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日の情報は管理していない。	2	8	10	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.264へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割			
264	付加	付加加入	-	（前項要件を分割）	-							（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を修正	・No.263のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正

No.	ツリー構成						ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取扱方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
265	付加	付加加入	231	<p>農業者年金加入に係る登録・修正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、農業者年金の被保険者の資格の取得により付加納付被保険者となった年月日、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、該当の旨、該当年月日</p>	必須		<p>⑨ 上記に統合可ではないか</p> <p>⑩【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。</p>	<p>① 申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ② 受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ③ 「申出書等の名称」「通知書提出有無」はどのように使用する項目でしょうか。使用目的、用途が不明なため、パッケージ機能として実装し難いです。「申出書等の名称」に関しては、申請や申出時に使用する帳票は決まっているため、もし申請時等の資料の名称管理用の場合は不要だと思います。 ④ 受付年月日と受理年月日は管理内容が重複すると思われます。どちらか一方の削除をお願いいたします。 ⑤ 農年に関しては、年金機構の処理結果一覧の内容から、非該当は終了と同義だと思います。 そのため、該当の旨や非該当の旨などの管理は不要で、該当年月日、非該当年月日の管理ができればよいと考えます。 ⑥ 下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 農業者年金の被保険者の資格の取得により付加納付被保険者となった年月日、受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、該当の旨 ⑦ 管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑧ ※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日の情報は管理していない。</p>	2	8	10	指摘	機能要件を修正	・理由で区別可能なため、No.264と統合	
266	付加	付加加入	232	<p>付加・農業者年金加入における履歴の訂正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目（付加年金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、特定付加保険料の納付を希望する旨、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、該当の旨、該当年月日</p> <p>【管理項目（農業者年金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、農業者年金の被保険者の資格の取得により付加納付被保険者となった年月日、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、該当の旨、該当年月日</p>	必須		<p>⑦ 付加納付、辞退の理由によって、付加納付申出か、農業者年金かを区別することになるので、管理項目は、理由でよい</p> <p>⑧【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。</p>	<p>① 申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ② 受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ③ 新No.230、231と同様 ④ # 230、# 231と同様です。 ⑤ 管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。 ⑥ ※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日の情報は管理していない。</p>	2	6	8	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.267へ）	
267	付加	付加加入	-	(前項要件を分割)	-					(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を修正	・No.266のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正
268	付加	付加加入	233	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須					0	0	0			
269	付加	付加加入	234	-	-					0	0	0			
270	付加	付加加入	235	<p>国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること</p> <p>※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること</p>	必須		<p>②【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」だと思われる。</p>	<p>① 帳票の出力項目については、帳票詳細要件に記載されているので、機能要件では記載不要ではないでしょうか。</p>	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・補記を追加	

No.	ツリー構成						ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント			
271	付加	付加加入	236	付加加入者、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション							0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
272	付加	付加辞退	237	付加辞退に係る受付処理簿を作成できること（EUC対応）	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない						0	2	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
273	付加	付加辞退	238	付加辞退に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、特定付加保険料の納付を希望する旨、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、非該当の旨、非該当年月日	必須		⑦「理由」で区別できる ⑧【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。					2	6	8	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.274へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割
274	付加	付加辞退	-	（前項要件を分割）	-							（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を修正	・No.273のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正
275	付加	付加辞退	239	農業者年金辞退に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、農業者年金の被保険者の資格の喪失により付加納付被保険者でなくなった年月日、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、非該当の旨、非該当年月日	必須		⑦上記に統合できるのはないか ⑧【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。					2	6	8	指摘	機能要件を修正	・理由で区別可能なため、No.274と統合

No.	ツリー構成					ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取投方針					
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
276	付加	付加辞退	240	<p>付加・農業者年金辞退における履歴の訂正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目（付加年金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、特定付加保険料の納付を希望する旨、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、非該当の旨、非該当年月日</p> <p>【管理項目（農業者年金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、農業者年金の被保険者の資格の喪失により付加納付被保険者でなくなった年月日、受付番号、受付年月日、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、非該当の旨、非該当年月日</p>	必須		⑦【意見】 「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無については、何を管理するのでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件としてはありませんでした。 ②受理年月日は、どのような日を管理するのでしょうか。受付年月日とは異なる日でしょうか。 ③新No.230、231と同様 ④#232と同様です。 ⑤管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良く考えます。 ⑥※1【管理項目】こちらは国民年金以外のシステムの情報も含め参照可能な機能があれば、管理されているとの位置づけでよいでしょうか？ 受付番号、申出書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日の情報は管理していない。	1	6	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.277へ）		
277	付加	付加辞退	-	(前項要件を分割)	-				(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を修正	・No.276のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		
278	付加	付加辞退	241	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	必須				0	0	0					
279	付加	付加辞退	242	-	-				0	0	0					
280	付加	付加辞退	243	<p>国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること</p> <p>※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること</p>	必須		②【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」だと思われる。	①帳票の出力項目については、帳票詳細要件に記載されているので、機能要件では記載不要ではないでしょうか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・補記を追加		
281	付加	付加辞退	244	付加辞退者、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除		
282	給付	年金請求書等受理・審査	245	老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金に係る受給年金諸情報を管理・照会できること	必須			①管理項目の記載をお願いします。 ②中小規模団体においては、件数が少ないため紙媒体やEXCELで対応されている場合が多く、自治体規模によってはシステム対応はオプションとすることをご検討いただけませんでしょうか。	0	2	2	指摘	機能要件を修正			
283	給付	年金請求書等受理・審査	246	-	-				0	0	0		機能要件を修正	・実装不可として明記		
284	給付	年金請求書等受理・審査	247	<p>認定請求情報の登録・修正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目（共通）】 受付番号、受付年月日、請求書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、裁定結果</p> <p>【管理項目（老齢基礎年金）】 個人番号、基礎年金番号、裁定請求種別、氏名、生年月日、住所、支払期間情報、合算対象期間、加算額対象者情報、公的年金情報、配偶者の給付情報、金融機関情報</p> <p>【管理項目（障害基礎年金）】 個人番号、基礎年金番号、裁定請求種別、氏名、生年月日、住所、支払期間情報、傷病名、初診日、当該疾病又は負傷の治った旨及びその年月日、（当該疾病又は負傷が昭和六十一年四月一日前に発したものである場合）その発した年月日、（障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものである場合又は業務上の事由によるものである場合）その旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報</p> <p>【管理項目（遺族基礎年金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、受給権者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係、被保険者又は被保険者であった者の氏名・生年月日・住所・死亡した年月日・個人番号・基礎年金番号、支払期間情報、合算対象期間、（被保険者又は被保険者であった者が経過措置政令第四十四条の二第一項各号に掲げる者である場合）その旨、（被保険者又は被保険者であった者の死亡の原因が第三者の行為によって生じたものであるとき又は業務上の事由によるものである場合）その旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報</p>	必須		⑨ 年金請求書には、記載してもらう事項にはなっていないものも多い。 例え、金融機関情報などは、年金機構が把握しておく情報で、市町村で管理する必要はなし	①給付の裁定請求の情報については、弊社パッケージに機能がありますが使用されていません。届出の受付情報のみを登録されているのが実情です。裁定請求情報の管理が本当に必要か市町村にヒアリングを行えないでしょうか。 ②「申出書等の名称」「通知書提出有無」はどのように使用する項目でしょうか。使用目的、用途が不明なため、パッケージ機能として実装し難いです。「申出書等の名称」に関しては、申請や申出時に使用する帳票は決まっているため、もし申請時等の資料の名称管理用の場合は不要だと思います。 ③受付年月日と受理年月日は管理内容が重複すると思われる。どちらか一方の削除をお願いいたします。 ④「支払期間情報」は自治体の受付時では確認できない情報ではないでしょうか。 ⑤「金融機関情報」は自治体での支払いはないため、管理不要だと思います。削除をお願いいたします。 ⑥下記について現状管理しておりますが、全て管理必須となりますでしょうか。 【管理項目（共通）】 受付番号、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、返付年月日 【管理項目（老齢基礎年金）】 支払期間情報、合算対象期間、加算額対象者情報、公的年金情報、配偶者の給付情報、金融機関情報 【管理項目（障害基礎年金）】 支払期間情報、傷病名、初診日、当該疾病又は負傷の治った旨及びその年月日、（当該疾病又は負傷が昭和六十一年四月一日前に発したものである場合）その旨、（当該疾病又は負傷が業務上の事由によって生じたものである場合又は業務上の事由によるものである場合）その旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報	2	8	10	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.285へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割 ・文言を修正		

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見				意見数			取投方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
				旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報 【管理項目（寡婦年金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、夫の氏名・生年月日・住所・死亡した年月日・個人番号・基礎年金番号、（夫の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるとき又は業務上の事由によるものである場合）その旨、金融機関情報 【管理項目（死亡一時金）】 個人番号、氏名、住所、受給権者と死亡者との身分関係、死亡者の氏名・生年月日・住所・死亡した年月日・個人番号・基礎年金番号、（死亡一時金を受けるべき同順位の遺族がおりの場合）その者の氏名・住所・その者と死亡者との身分関係、金融機関情報 【管理項目（脱退一時金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、支払期間情報、合算対象期間、金融機関情報 【管理項目（特別一時金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、公的年金情報、支払期間情報、金融機関情報												
285	給付	年金請求書等受理・審査	-	（前項要件を分割）	-			（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.284のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正	
286	給付	年金請求書等受理・審査	248	指定された条件で抽出された年金受給者を抽出し、一括で給付に係る異動を行えること 【管理項目（共通）】 受付番号、受付年月日、請求書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、裁定結果 【管理項目（老齢基礎年金）】 個人番号、基礎年金番号、裁定請求種別、氏名、生年月日、住所、支払期間情報、合算対象期間、加算額対象者情報、公的年金情報、配偶者の給付情報、金融機関情報 【管理項目（障害基礎年金）】 個人番号、基礎年金番号、裁定請求種別、氏名、生年月日、住所、支払期間情報、傷病名、初診日、当該疾病又は負傷の治った旨及びその年月日、（当該疾病又は負傷が昭和六十一年四月一日前に発したものである場合）その発した年月日、（障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じたものである場合又は業務上の事由によるものである場合）その旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報 【管理項目（遺族基礎年金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、受給権者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係、被保険者又は被保険者であった者の氏名・生年月日・住所・死亡した年月日・個人番号・基礎年金番号、支払期間情報、合算対象期間、（被保険者又は被保険者であった者が経過措置政令第四十四条の二第一項各号に掲げる者である場合）その旨、（被保険者又は被保険者であった者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるとき又は業務上の事由によるものである場合）その旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報	オプション	※「給付対象から外れる該当者に対し、非該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定	⑦【意見】 「たき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①「給付対象から外れる該当者に対し、非該当などの処理を一括して行う」ケースとはどのようなケースでしょうか。これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。 ②新No.247と同様 ③下記について現状管理しておりませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 【管理項目（共通）】 受付番号、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、返付年月日 【管理項目（老齢基礎年金）】 支払期間情報、合算対象期間、加算額対象者情報、公的年金情報、配偶者の給付情報、金融機関情報 【管理項目（障害基礎年金）】 ・支払期間情報、傷病名、初診日、（当該疾病又は負傷が昭和六十一年四月一日前に発したものである場合）その発した年月日、（障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じたものである場合又は業務上の事由によるものである場合）その旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報 【管理項目（遺族基礎年金）】 支払期間情報、合算対象期間、（被保険者又は被保険者であった者が経過措置政令第四十四条の二第一項各号に掲げる者である場合）その旨、（被保険者又は被保険者であった者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるとき又は業務上の事由によるものである場合）その旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報	1	6	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.287へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割 ・文言を修正		

No.	ツリー構成						ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案 v1			ご意見			意見数			取扱い方針					
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント			
				旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報 【管理項目（寡婦年金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、夫の氏名・生年月日・住所・死亡した年月日・個人番号・基礎年金番号、（夫の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは又は業務上の事由によるものである場合）その旨、金融機関情報 【管理項目（死亡一時金）】 個人番号、氏名、住所、受給権者と死亡者との身分関係、死亡者の氏名・生年月日・住所・死亡した年月日・個人番号・基礎年金番号、（死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が有る場合）その者の氏名・住所・その者と死亡者との身分関係、金融機関情報 【管理項目（脱退一時金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、支払期間情報、合算対象期間、金融機関情報 【管理項目（特別一時金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、公的年金情報、支払期間情報、金融機関情報													
287	給付	年金請求書等受理・審査	-	（前項要件を分割）	-			（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.286のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正	
288	給付	年金請求書等受理・審査	249	年金請求書受理・審査に係る履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目（共通）】 受付番号、受付年月日、請求書等の名称、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、受理年月日、返付年月日、再受付年月日、送付年月日、裁定結果 【管理項目（老齢基礎年金）】 個人番号、基礎年金番号、裁定請求種別、氏名、生年月日、住所、支払期間情報、合算対象期間、加算額対象者情報、公的年金情報、配偶者の給付情報、金融機関情報 【管理項目（障害基礎年金）】 個人番号、基礎年金番号、裁定請求種別、氏名、生年月日、住所、支払期間情報、傷病名、初診日、当該疾病又は負傷の治った旨及びその年月日、（当該疾病又は負傷が昭和六十一年四月一日前に発したものである場合）その発した年月日、（障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じたものである場合又は業務上の事由によるものである場合）その旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報 【管理項目（遺族基礎年金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、受給権者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係、被保険者又は被保険者であった者の氏名・生年月日・住所・死亡した年月日・個人番号・基礎年金番号、支払期間情報、合算対象期間、（被保険者又は被保険者であった者が経過措置政令第四十四条の二第一項各号に掲げる者である場合）その旨、（被保険者又は被保険者であった者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは又は業務上の事由によるものである場合）その旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報 【管理項目（寡婦年金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、夫の氏名・生年月日・住所・死亡した年月日・個人番号・基礎年金番号、（夫の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは又は業務上の事由によるものである場合）その旨、金融機関情報 【管理項目（死亡一時金）】 個人番号、氏名、住所、受給権者と死亡者との身分関係、死亡者の氏名・生年月日・住所・死亡した年月日・個人番号・基礎年金番号、（死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が有る場合）その者の氏名・住所・その者と死亡者との身分関係、金融機関情報 【管理項目（脱退一時金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、支払期間情報、合算対象期間、金融機関情報 【管理項目（特別一時金）】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、公的年金情報、支払期間情報、金融機関情報	必須		⑥【意見】 「たき台の標準仕様案に戻すべき」と思われる。 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①給付の裁定請求の情報については、弊社パッケージに機能がありません。届出の受付情報のみを登録されているのが実情です。裁定請求情報の管理が本当に必要か市区町村にヒアリングを行えないでしょうか。 ②新No.247と同様 ③下記について現状管理していませんが、全て管理必須となりますでしょうか。 【管理項目（共通）】 受付番号、通知書提出有無、番号確認書類及び身元（実存）確認書類有無、返付年月日 【管理項目（老齢基礎年金）】 支払期間情報、合算対象期間、加算額対象者情報、公的年金情報、配偶者の給付情報、金融機関情報 【管理項目（障害基礎年金）】 ・支払期間情報、傷病名、初診日、（当該疾病又は負傷が昭和六十一年四月一日前に発したものである場合）その発した年月日、（障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じたものである場合又は業務上の事由によるものである場合）その旨、加算額対象者情報、公的年金情報、金融機関情報 【管理項目（遺族基礎年金）】 支払期間情報、合算対象期間、（被保険者又は被保険者であった者が経過措置政令第四十四条の二第一項各号に掲げる者である場合）その旨、（被保険者又は被保険者であった者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは又は業務上の事由によるものである場合）その旨、公的年金情報、金融機関情報 【管理項目（寡婦年金）】 （夫の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは又は業務上の事由によるものである場合）その旨、金融機関情報 【管理項目（死亡一時金）】 （死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が有る場合）その者の氏名・住所・その者と死亡者との身分関係、金融機関情報 【管理項目（特別一時金）】 公的年金情報、支払期間情報、金融機関情報 ④また、脱退一時金についても必須機能となりますでしょうか。 ⑤管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならないものを区別した方が良いと考えます。	1	5	6	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.289へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割 ・文言を修正			
289	給付	年金請求書等受理・審査	-	（前項要件を分割）	-			（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・No.288のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正		

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針					
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
290	給付	年金請求書等受理・審査	250	受給関連受付処理にて登録した情報に対し、受付年度・受付種別・受付番号・受付日などの抽出条件で裁定請求受付処理簿を作成できること（EUC対応）	必須			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②中小規模団体においては、件数が少ないため紙媒体やEXCELで対応されている場合が多く、自治体規模によってはシステム対応はオプションとすることをご検討いただけませんか。	0	2	2		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除 ・文言修正	
291	給付	年金請求書等受理・審査	251	—	—				0	0	0					
292	給付	年金請求書等受理・審査	252	死亡未支給情報（請求者の氏名、住所、続柄、請求日、該当日等）の管理ができること	必須			①中小規模団体においては、件数が少ないため紙媒体やEXCELで対応されている場合が多く、自治体規模によってはシステム対応はオプションとすることをご検討いただけませんか。	0	1	1		指摘	機能要件を修正		
293	給付	年金請求書等受理・審査	253	—	—				0	0	0					
294	給付	年金請求書等受理・審査	254	認定請求書を発行・再発行できること	オプション			①これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要な機能なのでしょうか。 ②左記の帳票が帳票要件にございません。オプション機能だとしても、機能要件に載せるならばレイアウト、帳票要件のご提示をお願いします。	0	2	2		指摘	機能要件を修正		
295	給付	年金請求書等受理・審査	255	—	—				0	0	0			機能要件を修正	・実装不可として明記	
296	給付	年金請求書等受理・審査	256	—	—				0	0	0			機能要件を修正	・実装不可として明記	
297	給付	年金請求書等受理・審査	257	—	—				0	0	0			機能要件を修正	・実装不可として明記	
298	給付	年金請求書等受理・審査	258	—	—				0	0	0			機能要件を修正	・実装不可として明記	
299	給付	年金請求書等受理・審査	259	—	—				0	0	0			機能要件を修正	・実装不可として明記	
300	給付	年金請求書等受理・審査	260	—	—				0	0	0			機能要件を修正	・実装不可として明記	
301	給付	年金請求書等受理・審査	261	—	—				0	0	0			機能要件を修正	・実装不可として明記	
302	給付	年金請求書等受理・審査	262	年金請求者情報、指定された条件で抽出された受給年金登録者情報、扶養義務者および被扶養者の住民記録システム情報、死亡一時金および未支給年金の請求者に係る情報（氏名、住所、続柄、請求日、該当日）、障害定時届以降に税情報の変更があった受給権者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②以下の要件は、EUCで抽出不可と思われます。記載の削除をお願いします。 「扶養義務者および被扶養者の住民記録システム情報」 →受給年金に関する管理項目に扶養義務者および被扶養者はない。 「障害定時届以降に税情報の変更があった受給権者情報」 →障害定時届の要件が削除されている。 ③管理項目に扶養義務者、被扶養者、障害定時届以降に税情報の変更があった受給権者がいないので、見直しが必要と考えます。 ④新 # 246「定時届以降に税額変更を行った受給権者を抽出」が削除になっていますので、管理項目としても不要と考えます。	0	4	4		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除 ・一部文言を削除	
303	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	263	年金生活者支援給付金に係る受給年金諸情報を管理・照会できること	必須		④年金生活者支援給付金について 通常の年金請求と異なり、毎年、受給者の所得審査が大量にあり、システム管理は必須である。 帳票要件からも「年金生活者支援給付金関係」の4種類の公用照会回答用の「世帯・所得状況等」の「所得証明様式」がもれていたが、必須で追加が必要	①諸情報とはどのような情報が判断できないため、実装可能か判断できません。 ②管理項目の記載をお願いします。 ③中小規模団体においては、件数が少ないため紙媒体やEXCELで対応されている場合が多く、自治体規模によってはシステム対応はオプションとすることをご検討いただけませんか。	1	3	4		指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.304へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	
304	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	-	（前項要件を分割）	—				（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）		機能要件を修正	・No.303のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	
305	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	264	—	—				0	0	0			機能要件を修正	・実装不可として明記	

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取扱方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
306	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	265	認定請求情報の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目（老齢年金生活者支援給付金）】 前年の公的年金等の収入金額、前年の所得額、同一世帯に属する者の所得 【管理項目（公的年金等の収入金額）】 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数 【管理項目（遺族年金生活者支援給付金）】 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数	必須		⑥年金生活者支援給付金について 通常の年金請求と異なり、毎年、受給者の所得審査が大量にあり、システム管理は必須である。 帳票要件からも「年金生活者支援給付金関係」の4種類の公用照会回答用の「世帯・所得状況等」の「所得証明様式」がもれていたが、必須で追加が必要 ⑦【意見】 ・「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 ・G欄に赤字訂正箇所あり 【理由】 『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①【管理項目（公的年金等の収入金額）】⇒【管理項目（障害年金生活者支援給付金）】 ②【管理項目（老齢年金生活者支援給付金）】に、「同一世帯に属する者の所得」と記載されていますが、必要なのは所得ではなく申告有無、課税区分（課税か非課税か）です。 ③現在、年金生活者支援給付金の請求については、簡易的なものとなっております。左記のような内容の管理は不要と思われるので、削除をお願いいたします。 ④中小規模団体においては、件数が少ないため紙媒体やEXCELで対応されている場合が多く、自治体規模によってはシステム対応はオプションとすることを検討いただけませんか。 ⑤年金生活者支援給付金の請求事務において、所得情報は年金機構が個人番号連携により参照するので、市区町村で登録することは不要と考えます。	2	5	7	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.307へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
307	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	-	(前項要件を分割)	-					(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を修正	・No.306のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	
308	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	266	指定された条件で抽出された年金受給者を抽出し、一括で給付に係る異動を行えること 【管理項目（老齢年金生活者支援給付金）】 前年の公的年金等の収入金額、前年の所得額、同一世帯に属する者の所得 【管理項目（公的年金等の収入金額）】 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数 【管理項目（遺族年金生活者支援給付金）】 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数	必須	※「前年の所得額により給付対象から外れる該当者に対し、非該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定	⑤年金生活者支援給付金について 通常の年金請求と異なり、毎年、受給者の所得審査が大量にあり、システム管理は必須である。 帳票要件からも「年金生活者支援給付金関係」の4種類の公用照会回答用の「世帯・所得状況等」の「所得証明様式」がもれていたが、必須で追加が必要 ⑥【意見】 ・『※「前年の所得額により給付対象から外れる該当者に対し、非該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定』するならば、「不要またはオプション」であると思われる。 ・「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 ・G欄に赤字訂正箇所あり 【理由】 年金本体（老齢・障害・寡婦・厚生等）及び年金生活者支援給付金の裁定（受給判定）を行うのは日本年金機構であり、市区町村の業務ではないため。また、『事務処理基準』とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とは同一ではないと思われるため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものだと考えられる。	①「前年の所得額により給付対象から外れる該当者に対し、非該当などの処理を一括して行う」ケース等を想定と記載されていますが、給付対象かどうかを判定するのは、日本年金機構になります。当機能については不要と考えます。 ②新No.265と同様 ③給付に係る一括の異動は、すべての自治体で必要な機能でしょうか。利用ケースが少ないのであれば、オプションが妥当だと考えております。 ④この一括処理のインプットはどんな情報でしょうか。必須となっておりますが、弊社のシステムに想定できる機能がありません。	2	4	6	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.309へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割 ・オプションへ変更		
309	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	-	(前項要件を分割)	-					(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を修正	・No.308のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割	

No.	ツリー構成					ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取扱い方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
310	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	267	年金請求書受理・審査に係る履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目（老齢年金生活者支援給付金）】 前年の公的年金等の収入金額、前年の所得額、同一世帯に属する者の所得 【管理項目（公的年金等の収入金額）】 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数 【管理項目（遺族年金生活者支援給付金）】 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数	必須		⑥年金生活者支援給付金について 通常の年金請求と異なり、毎年、受給者の所得審査が大量にあり、システム管理は必須である。 帳票要件からも「年金生活者支援給付金関係」の4種類の公用照会回答用の「世帯・所得状況等」の「所得証明様式」がもれていたが、必須で追加が必要 ⑦【意見】 ・「たたき台の標準仕様案に戻すべき」だと思われる。 ・G欄に赤字訂正箇所あり 【理由】 「事務処理基準」とはあくまで事務内容の基準であって、システムに介在させる内容とはかけ離れているため。システム要件と事務処理基準は別々に検討すべきものと思われる。		①【管理項目（公的年金等の収入金額）】⇒【管理項目（障害年金生活者支援給付金）】 ②【管理項目（老齢年金生活者支援給付金）】に、「同一世帯に属する者の所得」と記載されていますが、必要なのは所得ではなく申告有無、課税区分（課税か非課税か）です。 ③新No.265と同様 ④中小規模団体においては、件数が少ないため紙媒体やEXCELで対応されている場合が多く、自治体規模によってはシステム対応はオプションとすることをご検討いただけませんか。 ⑤年金生活者支援給付金の請求事務において、所得情報は年金機構が個人番号連携により参照するので、市区町村で登録することは不要と考えます。	2	5	7		指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・管理項目を必須に限定（オプションはNo.311へ） ・他システムへ照会する項目は※書きで分割
311	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	-	(前項要件を分割)	-						(追加分)	(追加分)	(追加分)	(追加分)	機能要件を修正	・No.310のうち、オプションの管理項目を別出し ・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割
312	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	268	受給関連受付処理にて登録した情報に対し、受付年度・受付種別・受付番号・受付日などの抽出条件で裁定請求受付処理簿を作成できること（EUC対応）	必須	※内部帳票はEUC対応のため、詳細は定義しない		①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②「受給関連受付処理」という文言は他の要件に記載がございません。 認識の祖語を防ぐためにも、この要件で抽出すべき内容がどの要件に該当するものなのか明記ください。 ③中小規模団体においては、件数が少ないため紙媒体やEXCELで対応されている場合が多く、自治体規模によってはシステム対応はオプションとすることをご検討いただけませんか。	0	3	3		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除 ・文言を他の受付処理簿の作成機能に併せて修正	
313	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	269	指定した老齢年金受給者、障害・遺族年金受給者について、年金生活者支援給付金の給付判定を行えること	オプション			①年金生活者支援給付金の給付判定は、日本年金機構で行うものです。機能として不要と考えます。 ②新 # 45は、この要件に必要な要件であれば、要件種別を合わせる必要があると考えます。	0	2	2		指摘	機能要件を修正		
314	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	270	指定した老齢年金受給者、障害・遺族年金受給者について、該当者による給付金の認定請求に係る履歴を確認できること	オプション				0	0	0					
315	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	271	-	-				0	0	0					
316	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	272	-	-				0	0	0					
317	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	273	-	-				0	0	0			指摘	機能要件を修正	・実装不可として明記
318	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	274	-	-				0	0	0					
319	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	275	-	-				0	0	0			指摘	機能要件を修正	・実装不可として明記
320	給付	年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	276	-	-				0	0	0			指摘	機能要件を修正	・実装不可として明記

No.	ツリー構成					ご意見総評											
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント			
321	給付	年金生活者支援給付金請求書等受領・審査	277	年金請求者情報、指定された条件で抽出された受給年金登録者情報、扶養義務者および被扶養者の住民記録システム情報、死亡一時金および未支給年金の請求者に係る情報（氏名、住所、続柄、請求日、該当日）、障害定時届以降に税情報の変更があった受給権者情報、報告を必要としない異動情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション							0	4	4	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
322	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	278	以下に係る異動内容について、年金機構報告を作成・修正・削除・変更できること 資格取得/種別変更/資格喪失/氏名・性別・生年月日変更/追加・訂正/不在/付加/免除/年金請求	必須	※各報告に係る仕様は今後検討を進める						0	1	1	指摘	機能要件を修正	
323	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	279	年金機構への報告内容について一括入力・一括更新ができること	必須	※申請の種類ごとに、報告ステータスや承認・却下などの情報を一括で登録、更新するケースを想定						0	4	4	指摘	機能要件を修正	・オプションへ変更 ・備考の記載を修正
324	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	280	年金機構への報告内容に係る履歴を照会できること	必須							0	0	0			
325	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	281	報告が必要な異動を選択して、年金機構への報告に必要な以下の報告書を出力できること 国民年金被保険者関係届書（報告書）/国民年金関係報告書/国民年金被保険者資格関係訂正・追加・取消報告書/国民年金保険料免除・納付猶予申請書/国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）/保険料学生納付特例申請書/保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）/居所未登録者報告書/居所未登録者住所判明報告書/電子媒体届書総括票/国民年金関係書類送付書/老齢福祉年金所得状況届/特別障害給付金所得状況届	必須		④【意見】 ①『国民年金被保険者資格関係訂正・追加・取消報告書』 ②『老齢福祉年金所得状況届』③『特別障害給付金所得状況届』は不要であると思われる。 【理由】 本市では、上記3つの報告書を使用した事例がない。（確認できるのは過去6年分）①については、年金記録の訂正等の報告を行うのは市区町村からではないこと（平成21年8月4日をもって本市における全ての年金加入記録・納付状況等を旧社会保険庁に移管しているため）、②③については本来、各所得状況届は、日本年金機構から該当者（年金受給者）本人に提供依頼（送付）がなされるものであり、市区町村の国民年金担当課に公用照会される性質のものではないことが理由である。また、該当者（住民）が所得状況確認を依頼するのは個人住民税担当課であって、国民年金担当課で対応できる案件ではない。国民年金担当課へ公用照会を行っている地域が存在するのか、そしてそれは何故なのかを、日本年金機構へ確認していただきたい。					1	3	4	指摘	機能要件を修正	・対象帳票を修正 ・対象帳票を必須に限定（オプション分はNo.326に分割）
326	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	-	（前項要件を分割）	-							（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を修正	・No.325からオプション分を分割
327	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	282	「電子媒体届書総括票」を作成し、年金機構へ電子媒体による報告ができること	必須							0	0	0			

No.	ツリー構成					ご意見総評										
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取扱方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
328	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	283	「電子媒体届出書ラベル」を作成し、年金機構へ電子媒体による報告ができること	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 本市は電子媒体化していない（紙媒体で受付・報告・送付している）が、今後電子媒体化が標準仕様になるならば、報告時のCD/DVD本体・ケースに添付するラベル作成機能は必要であると思われる。 ※令和3年9月8日付け厚生労働省年金局事業管理課より事務連絡『国民年金適用関係書作成仕様書（CD/DVD仕様書）（案）の送付について』第1章 提出形態1.2 ラベルの記載内容P1～3参照	①左記の帳票が帳票要件にございません。オプション機能としても、機能要件に載せるならばレイアウト、帳票要件のご提示をお願いします。	1	1	2	指摘	機能要件を修正			
329	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	284	—	—				0	0	0		機能要件を修正	・実装不可として明記		
330	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	285	年金機構への報告時に、すでに報告した情報は打出さないように制御できること	オプション		①【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 本市は電子媒体化していない（紙媒体で受付・報告・送付している）が、今後電子媒体化が標準仕様になるならば、報告済みの情報を制御する機能は必要であると思われる。		1	0	1	指摘	機能要件を修正			
331	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	286	電子進達済みの電子進達情報を削除できること	オプション		①【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 本市は電子媒体化していない（紙媒体で受付・報告・送付している）が、今後電子媒体化が標準仕様になるならば、進達（報告）済みの情報を削除する機能は必要であると思われる。		1	0	1	指摘	機能要件を修正	・文言修正		
332	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・送付	287	年金機構へ報告する情報（資格、付加、法定免除、個人情報、住民記録システム異動）、資格仮付番・仮取得のままである対象者情報、付加未進達のままである対象者情報、免除未決定・未進達のままである対象者情報、給付未決定・未進達のままである対象者情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	必須			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②「資格仮付番」は「基礎年金番号の仮付番」と同義でしょうか。 その場合、基礎年金番号の仮付番がオプションとなっているため、オプション機能へ変更をお願いします。 ③「仮取得のままである対象者情報」と「給付未決定・未進達のままである対象者情報」は現在の管理項目にない内容です。削除をお願いします。 もし、なにかしらの管理項目から判断する場合は、その管理項目と判断基準を明記をお願いします。 ④機能必須とする場合は、詳細な仕様をご提示いただく事が必要であると考えております。 ⑤「資格仮付番・仮取得のままである対象者情報、付加未進達のままである対象者情報、免除未決定・未進達のままである対象者情報、給付未決定・未進達のままである対象者情報」は新#308と重複するので、削除するのが良いと考えます。 ⑥NO.97資格取得の申請者に対し仮付番できることがオプションなのに左記で同事象が必須なのは整合性がとれていないように思えます。	①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②「資格仮付番」は「基礎年金番号の仮付番」と同義でしょうか。 その場合、基礎年金番号の仮付番がオプションとなっているため、オプション機能へ変更をお願いします。 ③「仮取得のままである対象者情報」と「給付未決定・未進達のままである対象者情報」は現在の管理項目にない内容です。削除をお願いします。 もし、なにかしらの管理項目から判断する場合は、その管理項目と判断基準を明記をお願いします。 ④機能必須とする場合は、詳細な仕様をご提示いただく事が必要であると考えております。 ⑤「資格仮付番・仮取得のままである対象者情報、付加未進達のままである対象者情報、免除未決定・未進達のままである対象者情報、給付未決定・未進達のままである対象者情報」は新#308と重複するので、削除するのが良いと考えます。 ⑥NO.97資格取得の申請者に対し仮付番できることがオプションなのに左記で同事象が必須なのは整合性がとれていないように思えます。	0	6	6	質問	機能要件を修正	・オプションへ変更 ・EUC対応に限定しないため、文言を削除 ・文言修正 【質問】 「資格仮付番」は「基礎年金番号の仮付番」と同義でしょうか。 →（回答）相違ありません 「どのように仮取得・未決定・未報告など判別するのか」 →（回答）仮付番の対象情報や、各申請に係る管理項目の「送付日」や「結果」情報などから判別できると考えております。	

No.	ツリー構成						ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取扱方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
333	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	288	処理結果一覧表のCSVファイルを国民年金システムに取り込むことができること	必須					0	1	1	質問	質問回答	【質問】①11月18日のベンダー分科会で、処理結果一覧表の媒体のうち、自治体の国民年金システムに取り込む届書は特定の届書のみとするため、機能・帳票要件一覧にて指定があると伺いましたが、今後、この要件に追記される認識で間違いありませんか。
334	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	289	第1号・第3号被保険者資格喪失一覧の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること 【管理項目】 ※確認中	必須					0	3	3	指摘	機能要件を修正	・一覧名を修正 ・補記を追加 ・備考を追加 ・管理項目を記載
335	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	290	20歳到達者一覧の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 住所コード、郵便番号、生年月日、性別、漢字氏名、カナ氏名、漢字住所、カナ住所	必須		④20歳になって処理された結果のことでなく、20歳到達前（到達する前月末）に市町村に送付される「20歳到達予定付番号一覧」のことである。 ⑤【意見】 管理項目に『基礎年金番号』が必要であると思われる。 【理由】 日本年金機構が20歳到達予定者に新規付番した基礎年金番号を、市区町村が情報として受け取るものであるため。			2	3	5	指摘	機能要件を修正	（機構確認中）電子媒体での提供有無 ・文言を修正 ・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割
336	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	291	適用勤奨対象・職権適用対象者一覧の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所	必須		④【意見】 管理項目に『基礎年金番号』が必要であると思われる。 【理由】 市区町村システムでは、基礎年金番号で年金記録等を保有しているため。			1	3	4	指摘	機能要件を修正	（機構確認中）電子媒体での提供有無 ・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割

No.	ツリー構成						ご意見総評							
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
337	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	292	免除申請承認（却下）通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること 【管理項目】 ※確認中	必須				0	3	3	指摘	機能要件を修正	・一覧名を修正 ・補記を追加 ・備考を追加 ・管理項目を記載
338	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	-	（新規要件）	-				（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・新規追加
339	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	293	学生納付特例承認（却下）通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できること ※電子媒体での取り込みもできること 【管理項目】 ※確認中	必須				0	3	3	指摘	機能要件を修正	・一覧名を修正 ・補記を追加 ・備考を追加 ・管理項目を記載
340	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	-	（新規要件）	-				（追加分）	（追加分）	（追加分）	（追加分）	機能要件を追加	・新規追加
341	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	294	保険料免除理由該当・消滅処理の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 ※確認中	必須	※CSVでの連携・取込可否は確認中			0	3	3	指摘	機能要件を修正	・処理結果一覧表に包含され、提供がないため、削除
342	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	295	産前産後免除該当の処理結果一覧表の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 ※確認中	必須	※CSVでの連携・取込可否は確認中			0	3	3	指摘	機能要件を修正	・一覧名を修正 ・備考を追加 ・補記を追加 ・管理項目を記載
343	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	296	付加保険料納付該当・辞退該当の一覧表の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 ※確認中	必須	※CSVでの連携・取込可否は確認中			0	3	3	指摘	機能要件を修正	・処理結果一覧表に包含されるため、削除
344	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	297	居所未登録整理結果通知書の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、不在決定年月、住所、転出予定住所（照会時）	必須	※CSVでの連携・取込可否は確認中			0	2	2	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数			取捨方針		
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
345	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	298	年金生活者支援給付金認定結果の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 請求年度、基礎年金番号、給付金種別、市区町村符号、氏名、生年月日、郵便番号、住所、受付年月日、認定年月日、支給開始年月、支給金額（月額）、理由	必須	※CSVでの連携・取込可否は確認中	②【意見】 「不要またはオプション」であると思われる。 【理由】 本市では、令和元年度の支援給付金制度開始から現在まで、①支援給付金認定結果については本市で障害年金請求等を受け付けた分（1～5件程度/月）の結果だけを紙媒体で受領している。②支援給付金所得等データの裁定（判定）結果については、そもそも日本年金機構から提供されていない。本市の業務においては、①②いずれの裁定結果も特段必要な情報ではない。 ※20歳前障害基礎年金受給者の裁定結果は、毎年12月頃に大量の紙媒体で送付されるが、本市の業務では一切利用していない。	①確認中の内容とのことですので、回答は保留とさせていただきます。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
346	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	299	裁定結果の情報を国民年金システムに登録できること 【管理項目】 進達番号、基礎年金番号（年金証書）、年金コード、市区町村符号、氏名、生年月日、基礎年金番号（年金手帳）、発生年月、受数、続柄、加算額対象者数、基礎年金情報、付加年金情報、期間、障害等級、停止事由・期間、年金訂正、他年金証書の基礎年金番号・年金コード、他年金種別、住所、備考	必須	※CSVでの連携・取込可否は確認中	②裁定結果として搭載する項目として、共通項目でよい。 ・支給か、不支給か、返戻か、 ・1級か、2級か、 ・裁定の決定日や、受給権発生年月日 ③【意見】 「不要またはオプション」であると思われる。 【理由】 本市では、①本市で障害年金請求等受付した分（1～5件程度/月）の結果のみ紙媒体で受領している。②1号被保険者期間以外の年金記録がある者の裁定結果はそもそも提供されていない。本市の業務においては、①②いずれの裁定結果も特段必要な情報ではない。 ※本市管轄の年金事務所からは「裁定結果を知らせる義務があるから送付している。必要かどうかは市区町村の判断による。」との見解を聞いている。	①確認中の内容とのことですので、回答は保留とさせていただきます。	2	1	3	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割		
347	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	300	国民年金システムに取り込んだ処理結果一覧表を取込日、届出内容ごとに確認できること	必須			①処理結果一覧の取り込み機能は必須でよいと考えますが、確認機能は必須でなくても良いと考えております。	0	1	1	指摘	機能要件を修正			
348	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	301	取込んだ処理結果一覧表の内容を国民年金システムで管理している年金情報・被保険者台帳へ一括で反映できること	オプション			①【意見】 日本年金機構からの年金記録異動状況等を市区町村システムに保有しなくてよいならば「オプション」で良いと思われる。 ※本市では、年金記録等を保有していなくても資格等受付業務に差し支えはない。（年金事務所に電話で確認できるため） 【理由】 本市は電子媒体化していないため、現在は手入力により情報を取り込んでいる。市区町村のシステムと日本年金機構のシステムで、データ情報をどのように連携させるかを決められていない状況では回答が困難である。OCR処理が標準装備ではないならば、職員数が減少している各自治体で、オプション機能を追加してまで年金記録の取り込みはしないのではないかと懸念される。		1	0	1	指摘	機能要件を修正		
349	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	302	2号被保険者（厚生年金・共済組合等）の番号の登録 およびその直近の資格取得・喪失情報の登録・修正・削除・照会ができること	オプション			④【意見】 ・『2号被保険者の番号』→『2号被保険者の基礎年金番号』 ・市区町村システムでは、受付業務に係る第1号被保険者記録しか入力されていない。（できていない）標準装備にならない場合は、1号取得・喪失からの視点によるいびつな年金記録しか保有できない現在のままのシステムが標準仕様になる懸念がある。	①2号資格については、日本年金機構で管理を行っており市区町村で管理する情報ではないと考えます。機能としては不要ではないでしょうか。必要に応じて日本年金機構に確認する運用が一般的ではないでしょうか。 ②新No.31において、2号喪失期間の情報を管理する機能が実装不可となっていますので、当機能も実装不可ではないでしょうか。 ③新No.31の案件で2号の管理機能が削除となったと想定しております。そのため、照会も不可だと思います。この要件も削除いただきますようお願いいたします。	1	3	4	指摘	機能要件を修正	・補記を追加	

No.	ツリー構成					ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見					意見数				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
350	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	303	公的年金情報に配偶者情報を設定（登録・削除）できること	オプション		③【意見】 市区町村システムでは、受付業務に係る第1号被保険者記録しか入力されていない。（できていない） 標準装備にならない場合は、1号取得・喪失からの視点によるいびつな年金記録しか保有できないままのシステムが標準仕様になる懸念がある。	①公的年金情報については、日本年金機構で管理を行っている市区町村で管理する情報ではないと考えます。機能としては不要ではないでしょうか。必要に応じて日本年金機構に確認する運用が一般的ではないでしょうか。 ②新No.31の案件で2号の管理機能が削除となったと想定しております。そのため、照会も不可だと思われます。この要件も削除いただきますようお願いいたします。	1	2	3		指摘	機能要件を修正	・補記を追加
351	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	304	年金機構より送付される年金機構からの処理結果一覧をOCR処理し、適用者を登録できること	オプション		②【意見】 日本年金機構からの年金記録異動状況等を市区町村システムに保有しなくてよければ「オプション」で良いと思われる。 ※本市では、年金記録等を保有していても資格等受付業務に差し支えはない。（年金事務所に電話で確認できるため） 【理由】 本市は電子媒体化していないため、現在は手入力により情報を取り込んでいる。市区町村のシステムと日本年金機構のシステムで、データ情報をどのように連携させるかを決められていない状況では回答が困難である。OCR処理が標準ではないならば、職員数が減少している各自治体で、オプション機能を追加してまで年金記録の取り込みはしないのではないかと懸念される。	①処理結果一覧表CSVファイルの取り込み機能があれば不要な機能ではないでしょうか。	1	1	2		指摘	機能要件を修正	
352	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	305	年金事務所による免除に係る審査の結果、承認・却下の管理ができること ※承認については免除区分まで管理する	必須			①新No.292,293等との違いはなんでしょうか。	0	1	1		質問	機能要件を修正	・No.337~340と同一のため、記載削除
353	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	306	基礎年金番号異動者を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション		①【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 市区町村システムで管理している基礎年金番号は正しいとは限らないため。（本市のシステムには、入力間違い・桁違い・旧基礎年金番号・第三者への誤登録が存在するが、特定は不可能に近い状況である）		1	0	1		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
354	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	307	国民年金システムへの反映時に、宛名情報や年金情報と突合し、個人が特定できなかった被保険者と未特定理由を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 個人特定不可等の未特定理由が不明では、対応のしようがないと考えられる。	①国民年金システムへの反映時とは、何を反映する場合でしょうか。どのような機能が判断できません。	1	1	2		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除 ・文言修正
355	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	308	資格仮付番・仮取得、付加未進達、免除未決定・未進達、給付未決定・未進達のみである対象者の一覧を確認できること（EUC対応）	オプション		③【意見】 「必須」ではないかと思われる。 【理由】 本市は電子媒体化していない（紙媒体で受付・提出している）が、この機能がないと報告（提出）済・未報告の確認が困難になると考えられる。	①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②年金機構から左記の対象者が処理結果一覧で送られてこないと思われるため、不要な案件ではないでしょうか。 要件を残す場合は、「仮取得」と「給付未決定・未進達のみである対象者情報」は現在の管理項目にない内容です。削除をお願いします。 もし、なにかしらの管理項目から判断する場合は、その管理項目と判断基準を明記をお願いします。	1	2	3		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
356	年金機構報告・年金機構からの情報登録	年金機構からの情報登録	309	年金機構より受領した情報を国民年金システムにおける情報と突合し、期間が重複している対象者を特定できること	オプション			①日本年金機構からどのような情報を受領する想定でしょうか。	0	1	1		質問	機能要件を修正	・補記を追加
357	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	310	年金事務所から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用		①提供依頼データの仕様は、以前の所得媒体交換の仕様と相違がないという認識でよろしいでしょうか。	0	1	1		質問	機能要件を修正	・備考を修正
358	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	311	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定できること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
359	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	312	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること（EUC対応）	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用		①これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要な機能なのでしょうか。	0	1	1		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
360	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	313	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
361	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	314	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を取り込むこと	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				

No.	ツリー構成					ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
362	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	315	所得情報依頼媒体を基に、被保険者の所得情報データを収めた所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
363	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	316	所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除することができること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用 ※誤って紐づけられた所得情報に対し、手動で修正・削除するケースを想定		①これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要な機能なのでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正		
364	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	317	免除判定を行えること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
365	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	318	所得情報データの確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用		①これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要な機能なのでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正		
366	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	319	所得調査票を作成できること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用		①所得調査票は、対象者全員作成するのでしょうか。 ②左記の帳票が帳票要件にございません。オプション機能だとしても、機能要件に載せるならばレイアウト、帳票要件のご提示をお願いします。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・文言を修正	
367	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	320	所得情報データに係る一覧を確認できること（EUC対応）	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
368	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	321	—	—	—			0	0	0				
369	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	322	16歳以上19歳未満の扶養親族数の異動を行えること（一括の登録も行えること）	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用		①新No.27と同様 ②# 184と同様の指摘	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・機能詳細を確認の結果、No.28に包含可能であるため、削除	
370	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	323	—	—	—			0	0	0				
371	情報提供・その他	所得情報提供（免除勸奨）	324	16歳以上19歳未満の扶養親族数、扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用		①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②新No.27と同様 ③「扶養者」が必要な機能を確認し、登録機能が必要か検討する必要があると考えます。 ④「配偶者」は住民記録システム情報の続柄、籍番号等から自動判定できない人を登録すると想定しますが、今後使う場面を確認し、登録機能が必要か検討する必要があると考えます。	0	4	4	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除	
372	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	325	年金事務所から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用		①提供依頼データの仕様は、以前の所得媒体交換の仕様と相違がないという認識でよろしいでしょうか。	0	1	1	質問	機能要件を修正	・備考を修正	
373	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	326	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定ができること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
374	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	327	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること（EUC対応）	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用		①これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要な機能なのでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除	
375	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	328	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
376	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	329	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を取り込めること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
377	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	330	所得情報依頼媒体を基に、被保険者の所得情報データを収めた所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
378	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	331	所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除することができること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用 ※誤って紐づけられた所得情報に対し、手動で修正・削除するケースを想定		①これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要な機能なのでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正		
379	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	332	継続免除判定を行えること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
380	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	333	継続免除の情報を免除履歴として管理できること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			0	0	0				
381	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	334	継続審査対象者のうち、所得未申告者について（継続審査用）国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票、（継続審査用）国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市区確認書）を作成できること	オプション	※現在は原則、情報連携より所得情報を年金機構が取得するが、上記で取得できないケースが一部残存するため、（令和頑年度まで利用していた）紙媒体での連携を行うため本機能は残置		①（継続審査用）国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票、（継続審査用）国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市区確認書）はどのような帳票でしょうか？ ②国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票の帳票が帳票要件にございません。オプション機能だとしても、機能要件に載せるならばレイアウト、帳票要件のご提示をお願いします。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・文言を修正	

No.	ツリー構成						ご意見総評								
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント	
382	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	335	所得情報データの確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			①これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要な機能なのでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
383	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	336	所得情報データに係る一覧を確認できること（EUC対応）	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
384	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	337	—	—	—				0	0	0			
385	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	338	16歳以上19歳未満の扶養親族数の異動を行えること（一括の登録も行えること）	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			①新No.27と同様 ②新 # 184と同様の指摘	0	2	2	指摘	機能要件を修正	・機能詳細を確認の結果、No.28に包含可能であるため、削除
386	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	339	—	—	—				0	0	0			
387	情報提供・その他	所得情報提供（継続免除）	340	16歳以上19歳未満の扶養親族数、扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション	※以前利用されていた所得媒体交換を引き続き利用			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②新No.27と同様 ③新 # 324と同様の指摘。	0	3	3	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
388	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	341	年金機構（国保連合会経由）から提供された提供依頼データのシステムへの取込みができること	必須					0	0	0			
389	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	342	年金機構より提供依頼があった対象者の宛名情報を一括で特定ができること	必須					0	0	0			
390	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	343	宛名不一致に係る情報について一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 年金生活者支援給付金の所得情報等データ（71通知）には、老齢基礎年金・寡婦年金・障害年金のそれぞれ異なる支給判定要件での所得等データが含まれている。複雑な提出用データの検証作業を行うために、この項目は必要である。	①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
391	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	344	過去に年金機構に回付した所得情報の履歴が照会できること	オプション			①【意見】 市区町村としては「オプション」で良いと思われる。年金局・日本年金機構からは3年保存の依頼をされている。 令和2年7月22日付け事務連絡 東海北陸厚生局年金調整課より『年金生活者支援給付金にかかる市町村から日本年金機構への所得情報データの提供に関する事務について（その3）』 ※令和2年7月21日付け事務連絡 厚生労働省年金局事業管理課からの「写」に記載あり		1	0	1	指摘	機能要件を修正	
392	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	345	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を取り込めること	必須			③【意見】 『被保険者、配偶者、世帯主の所得情報等』が必要なのは、申請免除・学特申請の場合である。年金生活者支援給付金のデータ要件を確認して記載し直す必要があると思われる。	①年金生活者支援給付金については、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を取り込みは不要です。修正をお願いします。 ②年金生活者支援給付金の情報連携において、配偶者、世帯主を特定する必要性をご教示ください。	1	2	3	指摘	機能要件を修正	・配偶者・世帯主の情報は不要ため、文言修正
393	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	346	所得情報依頼媒体を基に、被保険者の所得情報データを収めた所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	必須					0	0	0		機能要件を修正	・世帯員の文言を追加

No.	ツリー構成						ご意見総評							
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取扱方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
394	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	347	所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除できること	オプション	※誤って紐づけられた所得情報に対し、手動で修正・削除するケースを想定	②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 『誤って紐づけられた所得情報に対し、手動で修正・削除』できなければ、正しい所得情報等を提供できずに日本年金機構での支給判定に影響する。手動で訂正対応しなければならないのか、システム改修をした上でデータそのものを作成し直す必要があるかは、場合によって異なる。 年金生活者支援給付金の所得情報等データ（71通知）には、老齢基礎年金・寡婦年金・障害年金のそれぞれ異なる支給判定要件用の所得等データが含まれている。複雑な提出用データの検証作業を行うためには、この項目は必要である。	①これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要な機能なのでしょうか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	
395	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	348	所得情報データの確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	必須			①これまでのパッケージ導入において要件として聞いたことがありません。必要な機能なのでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
396	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	349	所得情報データ、該当者・非該当者に係る各種一覧を確認できること（EUC対応）	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 年金生活者支援給付金の所得情報等データ（71通知）には、老齢基礎年金・寡婦年金・障害年金のそれぞれ異なる支給判定要件用の所得等データが含まれている。複雑な提出用データの検証作業を行うためには、この項目は必要である。	①該当者、非該当者とはどのように判断するのでしょうか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
397	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	350	—	—				0	0	0			
398	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	351	受給者マスタの更新に伴い、受給者の所得変更情報を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション		②【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 年金生活者支援給付金の所得情報等データ（71通知）には、老齢基礎年金・寡婦年金・障害年金のそれぞれ異なる支給判定要件用の所得等データが含まれている。複雑な提出用データの検証作業を行うためには、この項目は必要である。	①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
399	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	352	—	—				0	0	0			
400	情報提供・その他	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	353	扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション		③【意見】 「必須」であると思われる。 【理由】 年金生活者支援給付金の所得情報等データ（71通知）には、老齢基礎年金・寡婦年金・障害年金のそれぞれ異なる支給判定要件用の所得等データが含まれている。複雑な提出用データの検証作業を行うためには、この項目は必要である。	①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。 ②新 # 324と同様の指摘。	1	2	3	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
401	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	354	—	—				0	0	0			
402	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	355	—	—				0	0	0			
403	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	356	—	—				0	0	0			
404	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	357	—	—				0	0	0			

No.	ツリー構成						ご意見総評							
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
405	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	358	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を所得情報提供媒体、老齢福祉年金所得状況届、特別障害給付金所得状況届に出力できること	必須	※業務フローに則り、システム出力する想定	④【意見】 「実装不可」であると思われる。 【理由】 本来、各所得状況届とは、日本年金機構から該当者（年金受給者）本人に提供依頼（送付）がなされるものであり、市区町村の国民年金担当課に公用照会される性質のものではない。また、該当者（住民）が所得状況確認を依頼するのは個人住民税担当課であって、国民年金担当課で対応できる案件ではない。国民年金担当課へ公用照会を行っている地域が存在するの、そしてそれは何故なのかを、日本年金機構へ確認していただきたい。	①所得情報提供（年金受給者）において所得情報提供媒体が送付されるものはない認識です。 ②「所得情報提供媒体」は年金機構から提示されているどの仕様の媒体でしょうか。明記をお願いします。 ③以下の帳票につきまして、利用頻度を鑑み、必須とするべきか、オプションとして整理をするかご検討をお願いしたいと考えております。 老齢福祉年金所得状況届、特別障害給付金所得状況届	1	3	4	指摘	機能要件を修正	・オプションへ変更 ・文言を修正
406	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	359	—	—	—			0	0	0			
407	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	360	—	—	—			0	0	0			
408	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	361	障害基礎年金および特別障害給付金の受給権者のうち、新規裁定者・市外転入者について所得状況の入力により支給判定が行えること	オプション			①新No.44では、「個人住民税システム連携で取得した情報の照会のみ限定」と記載されていますが、年金受給者に対しては、所得状況の入力を行うのでしょうか。 ②支給判定については、日本年金機構で行う認識です。不要な機能ではないでしょうか。	0	2	2	指摘	機能要件を修正	
409	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	362	—	—	—			0	0	0			
410	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	363	所得情報データ、該当者・非該当者に係る各種一覧を確認できること（EUC対応）	オプション			①該当者、非該当者とはどのように判断するのでしょうか。年金受給の判定であれば、日本年金機構で行うことであるので、機能としては不要と考えます。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
411	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	364	—	—	—			0	0	0		機能要件を修正	・実装不可として明記
412	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	365	受給年金情報管理として、所得状況届の提出状況の登録を行えること	オプション				0	0	0			
413	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	366	受給者マスタの更新に伴い、受給者の所得変更情報を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
414	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	367	—	—	—			0	0	0			
415	情報提供・その他	所得情報提供（年金受給者）	368	扶養者および配偶者が登録されている対象者、受給者の所得情報について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①新 # 324と同様の指摘。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
416	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付）	369	—	—	—			0	0	0			
417	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付）	370	—	—	—			0	0	0			
418	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付）	371	—	—	—			0	0	0			
419	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付）	372	—	—	—			0	0	0			
420	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	373	免除申請書審査、障害基礎年金等の所得の審査のため、加入届提出者・裁定請求者の世帯員の各所得状況を取得できること	必須	※窓口における住民の相談対応に向け、利用する想定	④【意見】 ・「必須」であると思われるが、オプションに修正されたのか？ ・文言補足『加入届提出者』→『被保険者』	①オプションに変更されておりません。 ②K列「修正内容」は「オプションへ変更」とありますが、H列「要件種別」は「必須」と不整合になっています。修正をお願いします。 ③オプションへ変更と記載されているが、必須のままのように思われます	1	3	4	指摘	機能要件を修正	・文言修正 ・オプションへ変更

No.	ツリー構成						ご意見総評									
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見			意見数			取捨方針				
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
421	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	374	年金事務所に提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を年金生活者支援給付金所得・世帯状況届、国民年金保険料免除・納付猶予申請書(市区町村確認書)、国民年金保険料学生納付特例申請書(市区町村確認書)に出力できること	必須	※業務フローに則り、システム出力する想定	④【意見】 ・文言補足『年金事務所に提供する配偶者、世帯主を』→『年金事務所に提供する被保険者の配偶者及び世帯主を』 ・『年金生活者支援給付金所得・世帯状況届』は「不要」であると思われる。 【理由】 本来、各所得状況届とは、日本年金機構から該当者本人に提供依頼（送付）がなされるものであり、市区町村の国民年金担当課に公用照会される性質のものではない。また、該当者（住民）が所得状況確認を依頼するのは個人住民税担当課であって、国民年金担当課で対応できる案件ではない。国民年金担当課へ公用照会を行っている地域が存在するのか、そしてそれは何故なのかを、日本年金機構へ確認していただきたい。	①「年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」は帳票詳細要件に必須帳票として定義されていません。 ②「年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」の帳票要件がありません。レイアウト、帳票要件のご提示をお願いします。 ③年金生活者支援給付金所得・世帯状況届に記載する内容は、配偶者、世帯主に限定した内容ではないと考えております。また、中小規模団体では件数が少ないため、オプションとしても良いと考えております。	1	3	4		指摘	機能要件を修正	・文言を修正 ・対象帳票を追加	
422	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	375	所得情報依頼媒体を基に、被保険者の所得情報データを収めた以下の帳票を出力できること 年金生活者支援給付金 所得・世帯状況届/国民年金保険料免除・納付猶予申請書(市区町村確認書)/国民年金保険料学生納付特例申請書(市区町村確認書)	必須		⑨【意見】 ・『提供依頼媒体を基に』ならば、新No376・No377と同様に、「データによる受領ではないため機能削除である」と思われる。 ・『年金生活者支援給付金所得・世帯状況届』は「不要」であると思われる。 【理由】 本来、各所得状況届とは、日本年金機構から該当者（年金受給者）本人に提供依頼（送付）がなされるものであり、市区町村の国民年金担当課に公用照会される性質のものではない。また、該当者（住民）が所得状況確認を依頼するのは個人住民税担当課であって、国民年金担当課で対応できる案件ではない。国民年金担当課へ公用照会を行っている地域が存在するのか、そしてそれは何故なのかを、日本年金機構へ確認していただきたい。	①公用照会が媒体で依頼されることがあるのでしょうか。新No.376、377では、データによる受領ではないと記載されています。 ②所得情報提供依頼媒体をもとに行う機能は、それぞれの所得情報提供の機能として定義されているため、帳票出力についてもそれぞれの所得情報提供の機能として定義するべきではないでしょうか。 ③学生納付特例については、媒体での所得情報提供依頼はこれまでありません。今後、新たに送付されるようになるのでしょうか。 ④「年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」は帳票詳細要件に必須帳票として定義されていません。 ⑤「所得情報依頼媒体」は年金機構から提示されているどの仕様の媒体でしょうか。明記をお願いします。 ⑥「媒体」となっているので、取込機能が必要ないように見受けられます。取込機能は不要でしょうか。 ⑦免除に関して、一括提供の場合は、帳票出力ではなく媒体のやり取りが良いのではないのでしょうか。（今まで利用していた所得提供依頼の機能が利用可能。） ⑧年金生活者支援給付金 所得・世帯状況届に関して、どのような所得提供依頼媒体で提供される想定でしょうか。また、どのような運用想定でしょうか。（現状行っている年金生活者支援給付金の事務とどこが異なるのでしょうか。）	1	8	9		指摘	機能要件を修正	・文言を修正 ・対象帳票を追加	
423	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	376	—	—					0	0	0				
424	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	377	—	—					0	0	0				
425	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	378	所得情報データ、継続免除該当者・非該当者に係る一覧を確認できること（EUC対応）	オプション					0	1	1		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
426	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	379	受給者マスタの更新に伴い、受給者の所得変更情報を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション					0	1	1		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
427	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	380	—	—					0	0	0				
428	情報提供・その他	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	381	16歳以上19歳未満の扶養親族数、扶養者および配偶者が登録されている対象者について、一覧で確認できること（EUC対応）	オプション					0	3	3		指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
429	情報提供・その他	住民記録システム情報提供（情報連携で年金機構が取得不可の情報）	382	—	—					0	0	0				
430	情報提供・その他	住民記録システム情報提供（情報連携で年金機構が取得不可の情報）	383	—	—					0	0	0				
431	情報提供・その他	住民記録システム情報提供（情報連携で年金機構が取得不可の情報）	384	—	—					0	0	0				
432	情報提供・その他	住民記録システム情報提供（情報連携で年金機構が取得不可の情報）	385	—	—					0	0	0				

No.	ツリー構成						ご意見総評							
	事務レベル1	事務レベル2	素案_v1			ご意見		意見数			取捨方針			
			#	標準仕様文案	要件種別	備考	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	対応内容・討議事項・コメント
433	情報提供・その他	住民記録システム情報提供（情報連携で年金機構が取得不可の情報）	386	被保険者に係る情報（日本人の住民記録システム個人情報、外国人の住民記録システム個人情報、住民記録システム世帯情報 等）の照会を行えること	オプション		①【意見】 ・「必須」であると思われる。 ・『照会』ではなく『参照』 【理由】 被保険者に係る情報を参照できないならば、国民年金事務は行えないため。		1	0	1	指摘	機能要件を修正	・文言を修正 ・必須に変更
434	情報提供・その他	住民記録システム情報提供（情報連携で年金機構が取得不可の情報）	387	—	—				0	0	0			
435	情報提供・その他	住民記録システム情報提供（情報連携で年金機構が取得不可の情報）	388	年金資格情報がある外国人で条件抽出し、氏名（本名・通称・AL）・住所・直近の資格等を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション			①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
436	情報提供・その他	所得証明（年金生活者支援給付金）	389	—	—				0	0	0			
437	情報提供・その他	所得証明（年金生活者支援給付金）	390	住民より提示のあった年金生活者支援給付金所得状況届について、対象者を特定し、所得情報を表示できること	必須		②【意見】 「実装不可」であると思われる。 【理由】 本来、各所得状況届とは、日本年金機構から該当者（年金受給者）本人に提供依頼（送付）がなされるものであり、市区町村の国民年金担当課に公用照会される性質のものではない。また、該当者（住民）が所得状況確認を依頼するのは個人住民税担当課であって、国民年金担当課で対応できる案件ではない。国民年金担当課へ公用照会を行っている地域が存在するのか、そしてそれは何故なのかを、日本年金機構へ確認していただきたい。	①左記は所得情報を画面表示するだけの機能となりますか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・備考を追加
438	情報提供・その他	所得証明（年金生活者支援給付金）	391	—	—				0	0	0			
439	情報提供・その他	通知書再交付申請書受理	392	通知書再交付申請に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、再交付の理由、受付年月日	必須	※機能ベースでツリー図を構成しているため、「国民年金被保険者関係届書」を利用しているが、事務レベル1「情報提供・その他」に残置する（「資格異動」に移さない）	②【意見】 「オプション」であると思われる。 【理由】 令和4年4月1日からは、法定受託事務ではなく協力・連携事務になるため。	①管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならぬものを区別した方が良いと考えます。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割
440	情報提供・その他	通知書再交付申請書受理	393	申請に係る履歴の訂正・削除・照会ができること 【管理項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、再交付の理由、受付年月日	必須	同上		①管理項目について、住民記録システムから照会のみできれば良いものと、国民年金システムで更新できなければならぬものを区別した方が良いと考えます。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・管理項目を修正 ・他システムへ照会する項目は※書きで分割
441	情報提供・その他	通知書再交付申請書受理	394	国民年金被保険者関係届書（申出書）を出力できること ※氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所は印字して出力できること	必須	同上	②【意見】 「※印欄には、帳票詳細要件における印字項目を網羅すべき」と思われる。	①帳票の出力項目については、帳票詳細要件に記載されているので、機能要件では記載不要ではないでしょうか。	1	1	2	指摘	機能要件を修正	・補記を追加
442	情報提供・その他	通知書再交付申請書受理	395	申請者情報、再交付情報を一覧で確認できること（EUC対応）	オプション	同上		①内部帳票ですが、どのような条件で対象データを抽出するのか、またどのような項目を出力するのか定義しないと実装できるか判断できません。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	・EUC対応に限定しないため、文言を削除
443	統計・報告	統計事務	396	指定された項目に対し、EUC機能を利用して統計情報を抽出できること ※CSVでの出力もできること ※出力する統計情報例：当日時点で住民且つ年金取得中の対象者の件数、被保険者・障害基礎年金・年金生活者支援給付金別の市民からの相談件数、外国人国籍別集計表、異動状況に係る件数、被保険者に係る統計、異動事由別の対象者件数、月別国民年金受付状況に係る件数	必須			①必須機能であれば、各統計機能の条件、集計項目等の仕様を明示していただければ、実装可能か判断できません。 ②新No.32がオプション機能となっておりますので、「被保険者・障害基礎年金・年金生活者支援給付金別の市民からの相談件数」の要件種別もオプションへ変更をお願いします。 ③「異動状況に係る件数、被保険者に係る統計」はどのような単位での集計となるか明記をお願いします。 ④機能必須とする場合は、詳細な仕様をご提示いただく事が必要であると考えております。 ⑤出力する統計情報例は、必須、オプションを区別するのが良いと考えます。	0	4	4	指摘	機能要件を修正	・出力する統計情報は自治体ごとに定義するため、例について削除
444	統計・報告	統計事務	397	—	—			①「新No.381」は「新No396」の間違えでよろしいでしょうか。※採番に際し「=ROW()-5」は使用しない方が良いと考えます。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
445	統計・報告	統計事務	398	—	—			①「新No.381」は「新No396」の間違えでよろしいでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
446	統計・報告	統計事務	399	—	—				0	0	0			・オプションとして再度記載
447	統計・報告	統計事務	400	—	—			①「新No.381」は「新No396」の間違えでよろしいでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	
448	統計・報告	統計事務	401	—	—			①「新No.381」は「新No396」の間違えでよろしいでしょうか。	0	1	1	指摘	機能要件を修正	

参考6 標準仕様書素案に対するご意見一覧 - 帳票詳細要件 -

#	No	#	帳票名	#	システム印字項目	標準仕様 素案 v1			ご意見		ご意見総評								
						実装項目			備考 (印字編集条件など)	自治体等	事業者	自治 体等	事業 者	計	区分	②取扱方針			
						必須	オプション	不可								対応方針	対応内容・討議事項・コメント		
1	1-1	1	国民年金被保険者関係届書 (申出書)	1	被保険者	基礎年金番号	●					0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	(年金局確認中)		
2	1-2	2		個人番号		●							0	0	0			(年金局確認中)	
3	1-3	3		生年月日		●			和暦表記。該当する元号のみ表示する				0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	元号コードも併記する旨追記	
4	1-4	4		氏名		●			フリガナ+漢字氏名				0	0	0				
5	1-5	5		性別		●			該当する性別を表示する				0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	性別コードも併記する旨追記	
6	1-6	6		郵便番号		●							0	0	0				
7	1-7	7		住所		●							0	0	0				
8	1-8	8		国籍 (外国籍の方のみ)		●							0	0	0				
9	1-9	9		外国人通称名 (住民票上の通称名)		●			フリガナ+漢字氏名				0	0	0				
10	1-共通1			共通1	帳票レイアウト (No.1) について					①令和4年4月より様式変更のため 差替 (令和3年9月17日付厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡)			1	0	1	指摘			
11	2-1	2	国民年金被保険者関係届書 (報告書)	1	市区町村名		●		市区町村名+市区町村コード				0	0	0				
12	2-2	2		報告日		●			和暦表記				0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	手書き運用のケースも考慮してオプションへ変更	
13	2-3	3		受付年月日		●			和暦表記				0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	手書き運用のケースも考慮してオプションへ変更	
14	2-4	4		被保険者	個人番号 (または基礎年金番号)		●						0	0	0				
15	2-5	5		生年月日		●			和暦表記。該当する元号を表示する				0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	元号コードも併記する旨追記	
16	2-6	6		氏名		●			フリガナ+漢字氏名				0	0	0				
17	2-7	7		性別		●			該当する性別を表示する				0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	性別コードも併記する旨追記	
18	2-8	8		郵便番号		●							0	0	0				
19	2-9	9		電話番号		●			電話番号種別について、該当する種別のみ表示				0	0	0				
20	2-10	10		住所		●							0	0	0				
21	2-11	11		国籍		●							0	0	0				
22	2-12	12		外国人通称名		●			フリガナ+漢字氏名				0	0	0				
23	2-13	13		届出 (申出) 事項	届書種類・番号		●		届書種類に準じた番号を表示する				0	0	0				
24	2-14	14		該当・申出年月日/出産 (予定) 日		●			和暦表記。該当する元号を表示する				0	0	0				
25	2-15	15		理由等		●			理由に係る選択肢の中で、該当する理由を表示する				0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	理由コードも併記する旨追記	
26	2-16	16		保険料納付申出の確認		●			保険料免除理由該当届に係る届出があった場合に、選択された希望有無を表示する				0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	納付申出コードも併記する旨追記	
27	2-17	17		単胎・多胎の別		●			産前産後免除該当届に係る届出があった場合に、該当する選択肢を表示する				0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	単胎・多胎の別コードも併記する旨追記	
28	2-18	18		備考		●							0	0	0				
29	2-19	19		届出事項	届書種類・番号		●		届書種類に準じた番号を表示する				0	0	0				
30	2-20	20		該当年月日		●			和暦表記。該当する元号を表示する				0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	元号コードも併記する旨追記	
31	2-21	21	理由等		●							0	0	0					
32	2-22	22	市区町村・日本年金機構連絡欄		●							0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正	備考を追加		
33	2-23	23	納付書関連		●							0	1	1	指摘	帳票詳細要件を 修正			
34	2-共通1		共通1	帳票レイアウト (No.2) について					①令和4年4月より様式変更のため 差替 (令和3年9月17日付厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡)			1	0	1	指摘				
35	3-1	3	国民年金被保険者資格関係 記録訂正・追加・取消報告書	1	報告日		●		和暦表記				1	0	1	指摘			
36	3-2	2		市区町村コード		●				①この帳票は、本市では使用していない。 ②※理由は機能・帳票要件一覧内 (新No281) に記載				1	0	1	指摘		
37	3-3	3		市区町村名		●							0	0	0				
38	3-4	4		被保険者	個人番号 (または基礎年金番号)		●						0	0	0				
39	3-5	5		生年月日		●			和暦表記。該当する元号を表示する				0	2	2	指摘		元号コードも併記する旨追記 備考を再度記載	
40	3-6	6		氏名		●			フリガナ+漢字氏名				0	1	1	指摘		備考を再度記載	
41	3-7	7		性別		●			該当する性別を表示する				0	2	2	指摘		性別コードも併記する旨追記 備考を再度記載	
42	3-8	8		住所		●							0	0	0				
43	3-9	9		報告事項 (資格関係記録訂正)	届書種類・番号		●		届書種類に準じた番号を表示する				0	0	0				
44	3-10	10		訂正前の資格記録	年月日		●		和暦表記。該当する元号を表示する				0	0	0				
45	3-11	11		訂正後の資格記録	種別		●		該当する種別の番号を表示する				0	0	0				
46	3-12	12		訂正後の資格記録	年月日		●		和暦表記。該当する元号を表示する				0	0	0				
47	3-13	13		訂正後の資格記録	種別		●		該当する種別の番号を表示する				0	0	0				
48	3-14	14		訂正後の資格記録	理由		●		該当する理由の番号を表示する				0	0	0				
49	3-15	15		喪失予定に対応する取得年月日		●			和暦表記。該当する元号を表示する				0	0	0				
50	3-16	16		喪失予定年月日		●			和暦表記。該当する元号を表示する				0	0	0				
51	3-17	17		区分		●			区分に該当する場合のみ、番号を表示する				0	0	0				
52	3-18	18		報告事項 (資格関係記録追加)	届書種類・番号		●		届書種類に準じた番号を表示する				0	0	0				
53	3-19	19		追加または取消する資格記録	年月日		●		和暦表記。該当する元号を表示する				0	0	0				
54	3-20	20		追加または取消する資格記録	種別		●		該当する種別の番号を表示する				0	0	0				
55	3-21	21		追加または取消する資格記録	理由		●		該当する理由の番号を表示する				0	0	0				
56	3-22	22		喪失予定に対応する取得年月日		●			和暦表記。該当する元号を表示する				0	0	0				
57	3-23	23		喪失予定年月日		●			和暦表記。該当する元号を表示する				0	0	0				
58	3-24	24		区分		●			区分に該当する場合のみ、番号を表示する				0	0	0				
59	3-25	25		65歳以上申込区分		●			区分に該当する場合のみ、番号を表示する				0	0	0				
60	3-26	26		65歳前喪失者区分		●			区分に該当する場合のみ、番号を表示する				0	0	0				
61	3-27	27		報告事項 (生年月日訂正報告)	届書種類・番号		●		届書種類に準じた番号を表示する				0	0	0				
62	3-28	28	訂正前の年月日		●			和暦表記。該当する元号を表示する				1	0	1	指摘		項目名を修正		
63	3-29	29	訂正後の取得年月日		●			和暦表記。該当する元号を表示する				0	0	0					
64	3-30	30	種別		●			該当する種別の番号を表示する				0	0	0					
65	3-31	31	報告事項 (性別訂正報告書)	届書種類・番号		●		届書種類に準じた番号を表示する				0	0	0					
66	3-32	32	訂正前の性別		●			該当する性別を表示する				0	1	1	指摘		性別コードも併記する旨追記		
67	3-33	33	訂正に至った理由		●			該当する理由の番号を表示する ※「3」選択時のみ理由を表示する				0	0	0					
68	3-34	34	市区町村・日本年金機構連絡欄		●							0	1	1	指摘		備考を追加		
69	4-追1	4	国民年金保険料免除・納付 猶予申請書	追1	申請日		●					1	3	4	指摘		No.6 (学生納付特例申請書) に併せて追加		
70	4-追2			追2	住所								1	0	1	指摘		No.6 (学生納付特例申請書) に併せて追加	
71	4-追3			追3	被保険者氏名								1	0	1	指摘		No.6 (学生納付特例申請書) に併せて追加	
72	4-1			1	被保険者	基礎年金番号							0	0	0			(年金局確認中)	

参考6 標準仕様書素案に対するご意見一覧 - 帳票詳細要件 -

#	No	#	帳票名	#	システム印字項目	標準仕様 素案 v1			ご意見		ご意見総評						
						実装項目			備考 (印字編集条件など)	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	対応方針	②取扱方針 対応内容・討議事項・コメント
						必須	オプション	不可									
73	4-2			2	個人番号		●				0	4	4	指摘		(年金局確認中)	
74	4-3			3	被保険者氏名		●				0	1	1	指摘		・備考を追加	
75	4-4			4	被保険者生年月日		●	和暦表記。該当する元号を表示する			0	1	1	指摘		・元号コードも併記する旨追記	
76	4-5			5	配偶者氏名		●		①印字が必須である前提として、申請期間に応じた配偶者の氏名を印字できること・システム上で申請期間に応じて配偶者を特定できる機能が必須。(遡及して免除申請を受け付ける場合、必ずしも現在の世帯と同一であるとは限らないため。)	②備考にフリガナ+漢字氏名を追記してください ③配偶者が別世帯である場合の対応方法を検討する必要があると考えます。例：同一市区町村内の別世帯であれば、検索して表示できるようにする。同一市区町村外であれば印字せず、住民に記入していただく。		1	2	3	指摘		・備考を追加
77	4-6			6	配偶者生年月日		●	和暦表記。該当する元号を表示する	①印字が必須である前提として、申請期間に応じた配偶者の生年月日を印字できること・システム上で申請期間に応じて配偶者を特定できる機能が必須。(遡及して免除申請を受け付ける場合、必ずしも現在の世帯と同一であるとは限らないため。)	②年金機構がこの情報を使用する場合、元号コードも必要であるか、確認する必要があると考えます。		1	1	2	指摘		・元号コードも併記する旨追記 ・備考を追加
78	4-7			7	世帯主氏名		●		①印字が必須である前提として、申請期間に応じた世帯主の氏名を印字できること・システム上で申請期間に応じて世帯主を特定できる機能が必須。(遡及して免除申請を受け付ける場合、必ずしも現在の世帯と同一であるとは限らないため。)	②備考にフリガナ+漢字氏名を追記してください ③被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に表示が必要があることを備考に記載する必要があると考えます。		1	2	3	指摘		・備考を追加
79	4-8			8	申請期間		●	和暦表記。申請年度を表示する。				0	0	0			
80	4-共通4			共通4	帳票レイアウト (No.4) について				①案内チラシ、記入例、注意事項のシステム出力は不要。(申請書と本人控えのみでよい)			1	0	1	指摘		
81	5-1	5	国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (市町村確認書)	1	基礎年金番号		●		①文言を修正 (基礎年金番号→個人番号 (または基礎年金番号)) No.2の表現に統一	②令和3年度の様式変更 (ひとり親等の対応) で示されたサンプルの見出しは「基礎年金番号」のみになっていますが、「個人番号または基礎年金番号」から「基礎年金番号」に変更する旨の記載が見当たりませんでした。申請書は「個人番号 (または基礎年金番号)」のままで、最新の様式であるか年金機構に確認する必要があると考えます。 ③本項目は他の様式と仕様が異なっておりますが、統一される予定はありませんか。 (個人番号または基礎年金番号)		1	2	3	指摘		(年金局確認中)
82	5-2			2	生年月日		●	和暦表記。該当する元号を表示する				0	1	1	指摘		・元号コードも併記する旨追記
83	5-3			3	申請期間		●	和暦表記				0	0	0			
84	5-4			4	A.被保険者分 氏名		●					0	0	0			
85	5-5			5	政令で定める額		●					0	0	0			
86	5-6			6	地方税法上の障害者・寡婦・ひとり親		●	該当する選択肢を表示する		①弊社パッケージでは、該当する選択肢に○を付ける印字方法です。どちらの印字方法でも良いように記載の見直しをお願いします。 ②「1.障害者 2.寡婦 3.ひとり親」をレイアウトし、該当する数字部分に○をする仕様のほうが分かりやすいと考えます。		0	2	2	指摘		・備考を修正
87	5-7			7	控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)数		●					0	0	0			
88	5-8			8	老人控除対象配偶者および老人数		●					0	0	0			
89	5-9			9	特定扶養親族および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)数		●					0	0	0			
90	5-10			10	前年の所得額		●					0	0	0			
91	5-11			11	純損失および雑損失		●					0	0	0			
92	5-12			12	雑損		●					0	0	0			
93	5-13			13	医療費		●					0	0	0			
94	5-14			14	社会保険料		●					0	0	0			
95	5-15			15	小規模企業共済等掛金		●					0	0	0			
96	5-16			16	配偶者特別		●					0	0	0			
97	5-17			17	地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額		●					0	0	0			
98	5-18			18	障害者(特別障害者を除く)の合計数(本人、控除対象配偶者および特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者および扶養親族))		●					0	0	0			
99	5-19			19	特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者および扶養親族)		●					0	0	0			
100	5-20			20	寡婦(もしくは寡夫)		●		①令和2年度税制改正により控除対象者の見直しが行われているため、「寡婦」が正しいものと思われます。			1	0	1	指摘		・項目名を修正
101	5-21			21	ひとり親(もしくは寡婦特例)		●		①令和2年度税制改正により控除対象者の見直しが行われているため、「ひとり親」が正しいものと思われます。			1	0	1	指摘		・項目名を修正
102	5-22			22	勤労学生		●					0	0	0			
103	5-23			23	控除の合計額		●					0	0	0			
104	5-24			24	控除後の所得額		●					0	0	0			
105	5-25			25	特例認定区分		●	該当する選択肢を表示する		①弊社パッケージでは、該当する選択肢に○を付ける印字方法です。どちらの印字方法でも良いように記載の見直しをお願いします。 ②特例認定区分は管理項目ではないため、「手書きで○を付ける」を想定して「不可」にするか検討する必要があります。 ③手書きで運用を想定しています。必須となる場合、機能要件として「特例認定区分」の管理が必要となりますでしょうか。 ④左記の項目の入力に関する機能要件が「機能・帳票要件一覧」にございません。		0	4	4	指摘		・備考を修正 ・手書き運用のケースもあるため、オプションへ変更
106	5-26			26	B.配偶者分 氏名		●					0	0	0			
107	5-27			27	政令で定める額		●					0	0	0			
108	5-28			28	地方税法上の障害者・寡婦・ひとり親		●	該当する選択肢を表示する		①弊社パッケージでは、該当する選択肢に○を付ける印字方法です。どちらの印字方法でも良いように記載の見直しをお願いします。 ②「1.障害者 2.寡婦 3.ひとり親」をレイアウトし、該当する数字部分に○をする仕様のほうが分かりやすいと考えます。		0	2	2	指摘		・備考を修正
109	5-29			29	控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)数		●					0	0	0			
110	5-30			30	老人控除対象配偶者および老人数		●					0	0	0			
111	5-31			31	特定扶養親族および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)数		●					0	0	0			
112	5-32			32	前年の所得額		●					0	0	0			
113	5-33			33	純損失および雑損失		●					0	0	0			
114	5-34			34	雑損		●					0	0	0			
115	5-35			35	医療費		●					0	0	0			
116	5-36			36	社会保険料		●					0	0	0			
117	5-37			37	小規模企業共済等掛金		●					0	0	0			
118	5-38			38	配偶者特別		●					0	0	0			
119	5-39			39	地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額		●					0	0	0			
120	5-40			40	障害者(特別障害者を除く)の合計数(本人、控除対象配偶者および特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者および扶養親族))		●					0	0	0			
121	5-41			41	特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者および扶養親族)		●					0	0	0			
122	5-42			42	寡婦(もしくは寡夫)		●		①令和2年度税制改正により控除対象者の見直しが行われているため、「寡婦」が正しいものと思われます。			1	0	1	指摘		・項目名を修正

参考6 標準仕様書素案に対するご意見一覧 - 帳票詳細要件 -

#	No	#	帳票名	#	システム印字項目	標準仕様 素案 v1			備考 (印字編集条件など)	ご意見			ご意見総評			②取扱い方針		
						実装項目				自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分		対応方針	対応内容・討議事項・コメント
						必須	オプション	不可										
123	5-43			43	ひとり親(もしくは専業主婦)	●				①令和2年度税制改正により控除対象者の見直しが行われているため、「ひとり親」が正しいものと思われます。		1	0	1	指摘		・項目名を修正	
124	5-44			44	勤労学生	●						0	0	0				
125	5-45			45	控除の合計額	●						0	0	0				
126	5-46			46	控除後の所得額	●						0	0	0				
127	5-49			49	特例認定区分	●		該当する選択肢を表示する			①弊社パッケージでは、該当する選択肢に○を付ける印字方法です。どちらの印字方法でも良いように記載の見直しをお願いします。 ②特例認定区分は管理項目ではないため、「手書きで○を付ける」を想定して「不可」にするか検討する必要があります。 ③手書きで運用を想定しています。必須となる場合、機能要件として「特例認定区分」の管理が必須となりますでしょうか。	0	3	3	指摘		・備考を修正 ・手書き運用のケースもあるため、オプションへ変更	
128	5-50			50	C.世帯主分 氏名	●						0	0	0				
129	5-51			51	政令で定める額	●						0	0	0				
130	5-52			52	地方税法上の障害者・寡婦・ひとり親	●		該当する選択肢を表示する			①弊社パッケージでは、該当する選択肢に○を付ける印字方法です。どちらの印字方法でも良いように記載の見直しをお願いします。 ②「1.障害者 2.寡婦 3.ひとり親」をレイアウトし、該当する数字部分に○をする仕様のほうが分かりやすいと考えます。	0	2	2	指摘		・備考を修正	
131	5-53			53	控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)数	●						0	0	0				
132	5-54			54	老人控除対象配偶者および老人数	●						0	0	0				
133	5-55			55	特定扶養親族および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)数	●						0	0	0				
134	5-56			56	前年の所得額	●						0	0	0				
135	5-57			57	純損失および雑損失	●						0	0	0				
136	5-58			58	雑損	●						0	0	0				
137	5-59			59	医療費	●						0	0	0				
138	5-60			60	社会保険料	●						0	0	0				
139	5-61			61	小規模企業共済等掛金	●						0	0	0				
140	5-62			62	配偶者特別	●						0	0	0				
141	5-63			63	地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	●						0	0	0				
142	5-64			64	障害者(特別障害者を除く)の合計数(本人、控除対象配偶者および)	●						0	0	0				
143	5-65			65	特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者および扶養親族)	●						0	0	0				
144	5-66			66	寡婦(もしくは寡夫)	●				①令和2年度税制改正により控除対象者の見直しが行われているため、「寡婦」が正しいものと思われます。		1	0	1	指摘		・項目名を修正	
145	5-67			67	ひとり親(もしくは専業主婦)	●				①令和2年度税制改正により控除対象者の見直しが行われているため、「ひとり親」が正しいものと思われます。		1	0	1	指摘		・項目名を修正	
146	5-68			68	勤労学生	●						0	0	0				
147	5-69			69	控除の合計額	●						0	0	0				
148	5-70			70	控除後の所得額	●						0	0	0				
149	5-71			71	特例認定区分	●		該当する選択肢を表示する			①弊社パッケージでは、該当する選択肢に○を付ける印字方法です。どちらの印字方法でも良いように記載の見直しをお願いします。 ②特例認定区分は管理項目ではないため、「手書きで○を付ける」を想定して「不可」にするか検討する必要があります。 ③手書きで運用を想定しています。必須となる場合、機能要件として「特例認定区分」の管理が必須となりますでしょうか。	0	3	3	指摘		・備考を修正 ・手書き運用のケースもあるため、オプションへ変更	
150	5-72			72	天災を事由とした場合の意見		●					0	1	1	指摘		・備考を追加	
151	5-73			73	連絡欄		●					0	1	1	指摘		・備考を追加	
152	5-74			74	年月日	●					①手書き運用を希望する場合があるため日付を表示せず「令和 年 月 日」を表示するパターンも含めて「必須」とするか検討する必要があります。 ②受付年月日の認識で問題ないでしょうか。	0	2	2	質問		【質問】受付年月日の認識で問題ないでしょうか。 → (回答) 相違ありません	
153	5-75			75	市区町村長名	●					①市区町村長も電子公印と同様にゴム印を使用する場合が想定されるので、オプションが良いと考えます。	0	1	1	指摘			
154	5-76			76	市区町村長の電子更新		●					0	0	0				
155	5-共通1			共通1	帳票レイアウト (No.5) について					①令和3年度より様式変更のため差替あり (令和2年税制改正)		1	0	1	指摘			
156	6-1	6	保険料学生納付特例申請書	1	申請日		●	和暦表記			①左記の項目に関する意見ではないのですが、「電話番号」欄、「B. 申請内容」欄への印字は不要でしょうか。	0	1	1	指摘			
157	6-2			2	住所		●	郵便番号 + 住所				0	0	0				
158	6-3			3	被保険者氏名		●				①他の帳票と異なりフリガナの記載がございません。 記載をお願いします。	0	1	1	指摘		・備考を追加	
159	6-4			4	A. 基本情報 基礎年金番号		●				①個人番号または基礎年金番号の欄になる認識ですが、基礎年金番号を必須項目とした場合、統一様式も変更になりますでしょうか。	0	1	1	指摘		(年金局確認中)	
160	6-5			5	個人番号		●					0	0	0				
161	6-6			6	生年月日		●	和暦表記。該当する元号を表示する			①年金機構がこの情報を使用する場合、元号コードも必要であるが、確認する必要がありますと考えます。	0	1	1	指摘		・元号コードも併記する旨追記	
162	6-7			7	氏名		●					0	0	0				
163	6-共通1			共通1	帳票レイアウト (No.6) について					①案内チラシ、記入例、注意事項のシステム出力は不要。(申請書と本人控えのみでよい)		1	0	1	指摘			
164	7-1	7	保険料学生納付特例申請書 (市町村確認書)	1	個人番号または基礎年金番号		●			①文言を修正 (個人番号または基礎年金番号→個人番号 (または基礎年金番号)) No.2の表記に統一 ②令和3年度の様式変更 (ひとり親等の対応) で示されたサンプルの見出しは「基礎年金番号」のみになっていますが、「個人番号または基礎年金番号」から「基礎年金番号」に変更する旨の記載が見当たりませんでした。申請書は「個人番号 (または基礎年金番号) 」のままでいいので、最新の様式であるか年金機構に確認する必要があります。 ③本項目は他の様式と仕様が異なっておりますが、統一される予定はありますか。 (個人番号または基礎年金番号)	1	2	3	指摘		(年金局確認中)		
165	7-2			2	生年月日		●	和暦表記。該当する元号を表示する			①年金機構がこの情報を使用する場合、元号コードも必要であるが、確認する必要がありますと考えます。	0	1	1	指摘		・元号コードも併記する旨追記	
166	7-3			3	申請期間		●	和暦表記				0	0	0				
167	7-4			4	A.被保険者分 氏名		●					0	0	0				
168	7-5			5	政令で定める額		●					0	0	0				
169	7-6			6	地方税法上の障害者・寡婦・ひとり親		●	該当する選択肢を表示する			①弊社パッケージでは、該当する選択肢に○を付ける印字方法です。どちらの印字方法でも良いように記載の見直しをお願いします。 ②「1.障害者 2.寡婦 3.ひとり親」をレイアウトし、該当する数字部分に○をする仕様のほうが分かりやすいと考えます。	0	2	2	指摘		・備考を修正	
170	7-7			7	控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)数		●					0	0	0				
171	7-8			8	老人控除対象配偶者および老人数		●					0	0	0				
172	7-9			9	特定扶養親族および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)数		●					0	0	0				
173	7-10			10	前年の所得額		●					0	0	0				
174	7-11			11	純損失および雑損失		●					0	0	0				
175	7-12			12	雑損		●					0	0	0				
176	7-13			13	医療費		●					0	0	0				
177	7-14			14	社会保険料		●					0	0	0				
178	7-15			15	小規模企業共済等掛金		●					0	0	0				
179	7-16			16	配偶者特別		●					0	0	0				
180	7-17			17	地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額		●					0	0	0				
181	7-18			18	障害者(特別障害者を除く)の合計数(本人、控除対象配偶者および)		●					0	0	0				
182	7-19			19	特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者および扶養親族)		●					0	0	0				

参考6 標準仕様書案に対するご意見一覧 - 帳票詳細要件 -

#	No	#	帳票名	#	システム印字項目			標準仕様			ご意見		ご意見総評						
								案 素 案 v1			自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	②取扱方針		
								実装項目	備考 (印字編集条件など)								必須	オプション	不可
183	7-20			20	寡婦(もしくは寡夫)			●					1	0	1	指摘			・項目名を修正
184	7-21			21	ひとり親(もしくは寡婦特例)			●					1	0	1	指摘			・項目名を修正
185	7-22			22	勤労学生			●					0	0	0				
186	7-23			23	控除の合計額			●					0	0	0				
187	7-24			24	控除後の所得額			●					0	0	0				
188	7-25			25	特例認定区分			●	該当する選択肢を表示する				0	4	4	指摘			・備考を修正 ・手書き運用のケースもあるため、オプションへ変更
189	7-26			26	天災を事由とした場合の意見			●					0	1	1	指摘			・備考を追加
190	7-27			27	連絡欄			●					0	1	1	指摘			・備考を追加
191	7-28			28	年月日			●					0	2	2	質問			【質問】受付年月日の認識で問題ないでしょうか。 → (回答) 相違ありません
192	7-29			29	市区町村長名			●					0	1	1	指摘			
193	7-30			30	市区町村長の電子公印			●					0	0	0				
194	7-共通1			共通1	帳票レイアウト (No.7) について								1	0	1	指摘			
195	8-1	8	居所未登録者報告書	1	市区町村名			●					0	4	4	討議事項	討議事項		【討議事項②】 法定上必須の帳票に係る対象範囲
196	8-2			2	年金手帳の基礎年金番号			●					1	2	3	討議事項	同上		同上
197	8-3			3	生年月日			●	和暦表記。該当する元号を表示する				0	4	4	討議事項	同上		同上
198	8-4			4	該当年月日			●					0	3	3	討議事項	同上		同上
199	8-5			5	転出先住所	住所コード	都道府県符号	●					0	3	3	討議事項	同上		同上
200	8-6			6			市区町村コード	●					0	3	3	討議事項	同上		同上
201	8-7			7		住所 (フリガナ)	都道府県市区町村	●					0	3	3	討議事項	同上		同上
202	8-8			8	被保険者氏名			●					0	2	2	討議事項	同上		同上
203	8-9			9	住民票削除理由			●					0	2	2	討議事項	同上		同上
204	8-共通1			共通1	帳票レイアウト (No.8) について								1	0	1	討議事項	同上		同上
205	9-1	9	居所未登録者住所判明報告書	1	市区町村名			●					0	2	2	討議事項	討議事項		【討議事項②】 法定上必須の帳票に係る対象範囲
206	9-2			2	基礎年金番号			●					1	1	2	討議事項	同上		同上

参考6 標準仕様書素案に対するご意見一覧 - 帳票詳細要件 -

#	No	#	帳票名	#	システム印字項目	標準仕様 素案 v1			ご意見		ご意見総評						
						実装項目			備考 (印字編集条件など)	自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	②取扱方針	
						必須	オプション	不可								対応方針	対応内容・討議事項・コメント
207	9-3			3	生年月日	●						0	2	2	討議事項	同上	同上
208	9-4			4	住所判明年月日	●						0	2	2	討議事項	同上	同上
209	9-5			5	判明住所	●						0	1	1	討議事項	同上	同上
210	9-6			6	住所	●						0	1	1	討議事項	同上	同上
211	9-7			7	市区町村コード	●						0	1	1	討議事項	同上	同上
212	9-8			8	住所	●						0	1	1	討議事項	同上	同上
212	9-8			8	変更年月日	●						0	2	2	討議事項	同上	同上
213	9-9			9	氏名変更を伴う場合	●						0	1	1	討議事項	同上	同上
214	9-10			10	変更後の氏名	●						0	2	2	討議事項	同上	同上
215	9-11			11	変更年月日	●						0	1	1	討議事項	同上	同上
215	9-11			11	氏名	●						0	1	1	討議事項	同上	同上
216	9-共通1			共通1	帳票レイアウト (No.9) について					①事務処理基準上の参考様式であるため、実態に見合う様式 (連名帳票ではなく個別で作成など) を新たに作成する必要がある。(本市で使用している様式を参考添付)		1	0	1	討議事項	同上	同上
217	10-1	10	国民年金関係報告書	1	市区町村名	●						0	0	0			
218	10-2			2	報告日	●						0	0	0			
219	10-3			3	ページ数	●						0	0	0			
220	10-4			4	被保険者	●						0	0	0			
221	10-5			5	通番	●						0	0	0			
222	10-6			5	個人番号	●						0	0	0			
222	10-6			6	生年月日	●						0	1	1	指摘		・元号コードも併記する旨追記
223	10-7			7	和暦表記。該当する元号を表示する	●						0	0	0			
224	10-8			7	氏名 (フリガナ)	●						0	0	0			
225	10-9			8	氏名	●						0	0	0			
226	10-10			9	性別	●						0	0	0			
227	10-11			10	電話種別	●						0	0	0			
228	10-12			11	電話番号	●						0	0	0			
229	10-13			12	郵便番号	●						0	0	0			
230	10-14			13	住所	●						0	0	0			
231	10-15			14	国籍	●						0	0	0			
232	10-16			15	外国人通称名 (フリガナ)	●						0	0	0			
233	10-17			16	外国人通称名	●						0	0	0			
234	10-18			17	届書番号	●						0	0	0			
235	10-19			18	該当年月日	●						0	0	0			
236	10-20			19	理由等	●						0	1	1	指摘		・理由コードも併記する旨追記
237	10-21			20	理由に係る選択肢の中で、該当する理由を表示する	●						0	1	1	指摘		
238	10-22			21	納付意思	●						0	1	1	指摘		
239	10-23			22	届出年月日	●						0	0	0			
240	11-1	11	電子媒体届書総括票	1	市区町村・日本年金機構連絡欄	●				①他の帳票において、連絡欄はオプションになっているため		1	1	2	指摘		・他帳票と併せてオプションへ変更・備考を追加
241	11-2			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
242	11-3			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
243	11-4			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
244	11-5			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
245	11-6			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
246	11-7			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
247	11-8			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
248	11-9			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
249	11-10			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
250	11-11			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
251	11-12			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
252	11-13			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
253	11-14			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
254	11-15			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
255	11-16			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
256	11-17			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
257	11-18			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
258	11-19			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
259	11-20			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
260	11-21			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
261	11-22			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
262	11-23			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
263	11-24			23	納付書	●						0	1	1	指摘		
264	11-25			23	該当する選択肢の番号のみ表示する	●						0	1	1	指摘		
265	11-共通1			共通1	帳票レイアウト (No.11) について					①事務処理基準上の参考様式であるため、最新の様式に差替 (本市で使用している様式を参考添付)		1	0	1	討議事項	同上	同上

参考6 標準仕様書素案に対するご意見一覧 - 帳票詳細要件 -

#	No	#	帳票名	#	システム印字項目	標準仕様			ご意見		ご意見総評					
						素案 v1			自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	②取扱い方針	
						実装項目	備考 (印字編集条件など)	必須							オプション	不可
266	12-1	12	国民年金関係書類送付書	1	日付	●					0	4	4	討議事項	討議事項	【討議事項②】 法定上必須の帳票に係る対象範囲
267	12-2			2	宛名	●					0	1	1	討議事項	同上	同上
268	12-3			3	市区町村長名	●					0	1	1	討議事項	同上	同上
269	12-4			4	処理期間		●		和暦表記		0	2	2	討議事項	同上	同上
270	12-5			5	合計枚数		●				0	2	2	討議事項	同上	同上
271	12-6			6	件名	●					0	2	2	討議事項	同上	同上
272	12-7			7	届書番号		●				0	2	2	討議事項	同上	同上
273	12-8			8	届書名		●				0	2	2	討議事項	同上	同上
274	12-9			9	件数	●					0	1	1	討議事項	同上	同上
275	12-10			10	枚数	●					0	1	1	討議事項	同上	同上
276	12-11			11	備考		●				0	2	2	討議事項	同上	同上
277	12-12			12	合計件数		●				0	2	2	討議事項	同上	同上
278	12-共通1			共通1	帳票レイアウト (No.12) について						1	0	1	討議事項	同上	同上
279	14-共通1	14	老齢福祉年金所得状況届	共通1							2	1	3	指摘	機能・帳票要件を修正	・機能・帳票要件一覧上で出力機能をオプションへ変更
280	12-1			1	提出日	●			和暦表記		0	0	0			
281	14-2			2	個人番号	●				①※理由は機能・帳票要件一覧内(新No281)に記載	1	0	1	指摘		
282	14-3			3	本人	●					0	0	0			
283	14-4			4	氏名	●				①受給権者氏名欄及び下部の署名欄の押印は廃止しようと思われ、(老齢福祉年金支給規則様式第2号参照)	1	0	1	指摘		・オプションへ変更
284	14-5			5	住所	●					0	0	0			
285	14-6			6	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	●					0	0	0			
286	14-7			7	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)の有無	●					0	0	0			
287	14-8			8	前年の所得額	●					0	0	0			
288	14-9			9	控除	●					0	0	0			
289	14-10			10	雑損	●					0	0	0			
290	14-11			11	医療費	●					0	0	0			
291	14-12			12	社会保険料	●					0	0	0			
292	14-13			13	小規模企業共済等掛金	●					0	0	0			
293	14-14			14	配偶者特別	●					0	0	0			
294	14-15			15	障害者(特別障害者を除く)である同一生計特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親	●					0	0	0			
295	14-16			16	障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	●					1	0	1	指摘		・項目名を修正
296	14-17			17	障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	●				①令和2年度税制改正により控除対象者の見直しが行われているため、「障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別」が正しいものと思われ、						
297	14-18			18	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得	●					0	0	0			
298	14-19			19	控除後の所得額	●					0	0	0			
299	14-20			20	配偶者	●					0	0	0			
300	14-21			21	氏名	●					0	0	0			
301	14-22			22	住所	●					0	0	0			
302	14-23			23	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	●					0	0	0			
303	14-24			24	前年の所得額	●					0	0	0			
304	14-25			25	控除	●					0	0	0			
305	14-26			26	雑損	●					0	0	0			
306	14-27			27	医療費	●					0	0	0			
307	14-28			28	社会保険料	●					0	0	0			
308	14-29			29	小規模企業共済等掛金	●					0	0	0			
309	14-30			30	配偶者特別	●					0	0	0			
310	14-31			31	障害者(特別障害者を除く)である同一生計特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親	●					0	0	0			
311	14-32			32	障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	●					0	0	0			
312	14-33			33	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得	●					0	0	0			
313	14-34			34	控除後の所得額	●					0	0	0			
					扶養者義務者等	●					0	0	0			
					氏名	●					0	0	0			
					受給権者との続柄	●					0	0	0			
					住所	●					0	0	0			

参考6 標準仕様書素案に対するご意見一覧 - 帳票詳細要件 -

#	No	#	帳票名	#	システム印字項目	標準仕様 素案 v1			ご意見		ご意見総評						
						実装項目			自治体等	事業者	自治体等	事業者	計	区分	②取扱方針		
						必須	オプション	不可							対応内容・討議事項・コメント	対応内容・討議事項・コメント	
314	14-35			35	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	●					0	0	0				
315	14-36			36	前年の所得額	●					0	0	0				
316	14-37			37	控除	●					0	0	0				
317	14-38			38		雑損	●					0	0	0			
318	14-39			39		医療費	●					0	0	0			
319	14-40			40		小規模企業共済等掛金	●					0	0	0			
320	14-41			41		配偶者特別	●					0	0	0			
321	14-42			42		障害者(特別障害者を除く。)である同一生計特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親	●					0	0	0			
												0	0	0			
322	14-43			43	障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	●					1	0	1	指摘		・項目名を修正	
323	14-44			44	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得	●					0	0	0				
324	14-45			45	控除後の所得額	●					0	0	0				
325	14-共通2			共通2	帳票レイアウト (No.14) について						1	0	1	指摘			
326	15-共通1	15	特別障害者給付金所得状況届	共通1							3	1	4	指摘	機能・帳票要件を修正	・機能・帳票要件一覧上で出力機能をオプションへ変更	
327	14-1			1	提出日	●		和暦表記			0	0	0				
328	15-2			2	個人番号	●					1	0	1	指摘			
329	15-3			3	本人	●					0	0	0				
330	15-4			4	氏名	●					1	0	1	指摘		・オプションへ変更	
331	15-5			5	住所	●					0	0	0				
332	15-6			6	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	●					0	0	0				
333	15-7			7	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	●					0	0	0				
334	15-8			8	前年の所得額	●					0	0	0				
335	15-9			9	控除	●					0	0	0				
336	15-10			10		雑損	●					0	0	0			
337	15-11			11		医療費	●					0	0	0			
338	15-12			12		社会保険料	●					0	0	0			
339	15-13			13		小規模企業共済等掛金	●					0	0	0			
340	15-14			14		配偶者特別	●					0	0	0			
341	15-15			15		障害者(特別障害者を除く。)である同一生計特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親	●					0	0	0			
											0	0	0				
342	15-16			16	障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	●					1	0	1	指摘		・項目名を修正	
343	15-17			17	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得	●					0	0	0				
344	15-18			18	控除後の所得額	●					0	0	0				
345	15-共通1			共通1	帳票レイアウト (No.15) について						1	0	1	指摘			
346	16-1	16	高齢・補足的高齢年金生活者支援給付金所得・世帯扶養者・遺族年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	1							1	0	1	討議事項	討議事項	【討議事項②】法定上必須の帳票に係る対象範囲	
347	17-1	17	高齢・補足的高齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	1							1	0	1	討議事項	討議事項	【討議事項②】法定上必須の帳票に係る対象範囲	